

信用保証実務解説

令和 2 年 4 月改訂版



鹿児島県信用保証協会

目 次

第1章 信用保証制度

1 信用保証協会とは	3
2 信用保証協会の役割	3
3 信用補完制度	
(1) 信用補完制度のしくみ	3
(2) 信用保証制度のしくみ	4
(3) 信用保険制度のしくみ	5
4 責任共有制度	
(1) 責任共有制度の概要	6
(2) 責任共有制度における信用保証料	6
(3) 責任共有制度の対象外となる保証	7
(4) 既存の部分保証制度	7
約定書締結金融機関一覧表	8

第2章 信用保証の概要

1 保証の対象	
(1) 所在地	13
(2) 対象となる企業規模	13
(3) 対象業種	16
(参考) 飲食業の保証申込に係る宣誓書様式	22
(参考) 土地売買資金の保証申込に係る宣誓書様式	23
(参考) 借入人と許可名義人が異なる場合の保証申込に係る宣誓書様式	24
(4) 取扱金融機関	26
2 外国人の取扱いについて	26
3 保証を利用できない中小企業者	26
4 信用保証の内容	
(1) 保証の限度額	27

(2) 資金使途	27
(3) 保証期間	28
(4) 保証形態	28
(5) 貸付形式	28
(6) 貸付利率	28
(7) 連帯保証人	28
(8) 担保について	30
(9) 返済方法	30
(10) 信用保証協会団体生命保険制度について	31

第3章 信用保証料

1 基準料率	
(1) 無担保保険（一般保険）、普通保険（同）及び 特定社債保険に係る保証について	35
(2) その他の信用保険に係る保証について	36
(3) 基準料率算定における留意点	37
2 定性要因（非財務要因）の加味	
(1) 有担保保証に対する割引	37
(2) 会計処理に関する割引	37
3 地方自治体の制度融資の保証料率	37
4 信用保証料の計算方法	
(1) 基本算式	38
(2) 保証条件変更時の信用保証料について	39
5 信用保証料の徴収	40
6 信用保証料の管理	
(1) 初回分又は一括徴収の信用保証料	40
(2) 2回目以降の信用保証料	41
(3) 不足信用保証料	41
(4) 未収信用保証料	41
(5) 信用保証料の返戻	41
7 信用保証料の制限	42
(参考) 信用保証料分割支払承認依頼書	43

第4章 保証の事務手続

1 保証申込	
(1) 協会制度の保証申込	47
(2) 地公体制度の保証申込	47
(3) 保証申込書類	48
(4) 当座貸越根保証期間満了に伴う継続利用申込	50
(参考) 完済報告書	51
当座貸越根保証の申込資格要件	52
2 貸付の実行	
(1) 貸付実行時の留意事項	53
(2) 金融機関担保充当の保証条件	55
(3) 信用保証料制限に係る信用保証書及び変更保証書の表示	55
(4) 貸付実行報告の留意事項	56
(5) 貸付実行報告書の書式と記入方法	57
(6) 保証期間の終期	58
3 貸付実行後の管理	
(1) 償還状況報告	60
(2) 根保証の確定	61
(3) 業況報告書及び事業計画実行状況等報告書について	61
★マイナンバー制度への対応について	62
(参考) 確定申告書におけるマイナンバーの記載箇所	

第5章 保証後の管理

1 保証条件の変更	
(1) 「届出」のみで行える保証条件の変更	67
(2) 「承認」を要する保証条件の変更と提出書類	68
(3) 「承認」及び「届出」を要しない事項	70
(4) 「個人情報の取扱いに関する同意書」の取扱い	70
(5) 保証条件の変更手続き	70
2 事故報告	
(1) 事故報告書の提出	72
(2) 保全措置	72
(3) 取立措置	73

第6章 代位弁済の事務手続

1 代位弁済請求の準備	
(1) 事前協議	77
(2) 代位弁済の請求	77
(3) 期限の利益喪失通知	78
(参考) 期限の利益喪失通知書記入例	79
(4) 預金相殺について	82
(5) 根抵当権移転の準備について	83
2 代位弁済請求時の事務手続	
(1) 代位弁済請求時の留意事項	84
3 代位弁済請求時の提出書類	
(1) 基本書類	85
(参考) 代位弁済請求書類チェック表	86
(2) 特定社債保証の代位弁済請求	87
(3) 流動資産担保融資保証・下請振興関連保証の代位弁済請求	89
4 代位弁済金の支払い	
(1) 代位弁済の範囲	90
(2) 代位弁済金支払日の通知及び関係書類の送付	90
(3) 代位弁済金受領後における提出書類	90
(4) 補足説明書の提出	91
(5) 流動資産担保融資保証・下請振興関連保証の 代位弁済後の回収に係る協力関係	91
(6) 根抵当権の移転	92
(7) プロパー債権完済後の取引約定書等の引渡し	92
(8) プロパー債権譲渡に伴う取引約定書等の取扱い	92
(9) 代位弁済後の回収	92
5 保証債務の免責	
(1) 旧債振替（約定書第11条1号）	93
(2) 保証契約違反（約定書第11条2号）	93
(3) 故意、重過失による取立不能（約定書第11条3号）	93
(4) 流動資産担保融資保証・下請振興関連保証における 固有の免責事例	94

第7章 保証申込書等記入要領

1 保証申込関係書類の記入要領	96
2 条件変更申込関係書類の記入要領	106
3 事故報告書の記入要領	116
4 代位弁済請求書の記入要領	124

第8章 参考資料

・協会業種分類表	131
・信用保証約定書例	155
・覚書	159
・信用保証協会保証付き債権の譲渡に係る約定書に関する覚書	160

**LINEで
最新情報や
経営支援に
役立つ情報
を配信中！**



友だち登録
お願いします



第1章 信用保証制度

1 信用保証協会とは

信用保証協会（以下「協会」という。）は、信用保証協会法を根拠法として主務大臣から設立の認可を受け、国や地方公共団体からの財政援助と監督を受けて厳正に運営されている公的な保証機関です。

【信用保証協会事業の基本理念】（昭和43年4月制定，平成3年5月改定）

信用保証協会は、

- ①事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、
- ②公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、
- ③相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、
- ④もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する

2 信用保証協会の役割

協会の役割は、事業経営に真面目に努力し、将来に向かって発展可能性のある中小企業者等に対して、金融上の強力な「公的保証人」となって、事業資金調達の円滑化を図ることにあり、協会には中小企業者等の中に埋もれている信用力を発掘し、資金調達の裏付けをすることで、企業や地域経済を発展に導くことが求められています。

協会は、このような役割を果たすべく、綿密な調査・審査を行い、個々の企業の信用力に応じた保証の推進に努めるとともに、中小企業者等の経営や金融の相談等に応じています。

また、平成30年4月に信用保証協会法等の一部が改正され、協会の業務に経営支援が新たに加わり、中小企業者等がライフステージの様々な局面で必要とする多様な資金需要等に一層きめ細かく対応していくとともに、信用保証協会と金融機関が連携して中小企業の経営改善・生産性向上（経営の改善発達）を一層進める仕組みの構築がすすめられているところです。

3 信用補完制度

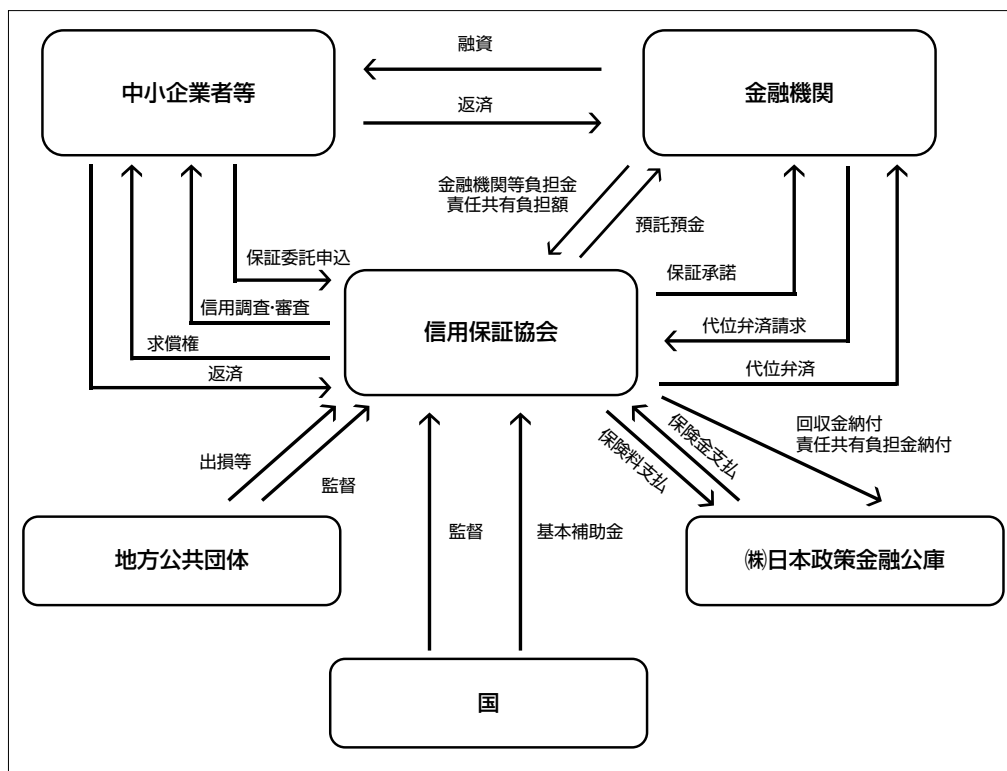
（1）信用補完制度のしくみ

信用補完制度は、中小企業者等が銀行その他の金融機関から事業資金の融資を受ける際に、協会が公的な保証人となってその債務を保証する「信用保証制度」と、保証債務の履行（代位弁済）という協会のリスクを政府全額出資の株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の保険によってカバーする「信用保険制度」から成り立っています。

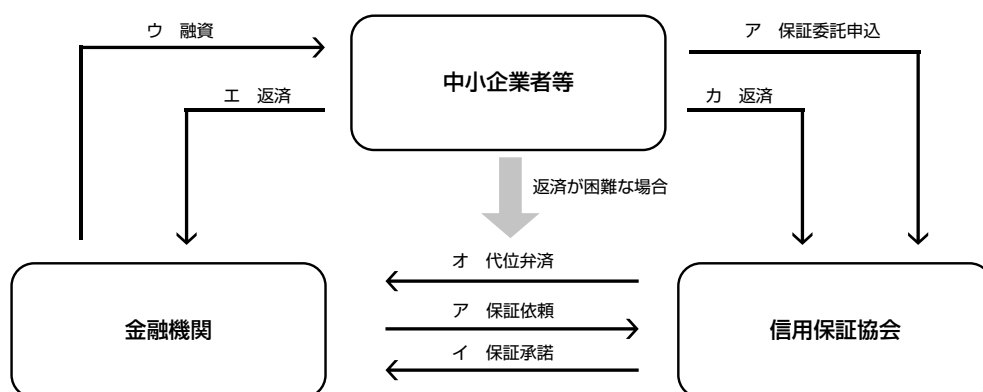
協会は、地方公共団体、金融機関等から出捐金や負担金を受け取ることで、信用保証業務に伴うリスクに対する資金的な裏付けを行い、また、信用保険制度により、代位弁済に伴う負担を軽減することができます。これらにより協会は、さらに広範な中小企業者等の金融を円滑にすることができるようになります。

このように、信用保証制度と信用保険制度は有機的に結合し、円滑な中小企業金融に貢献しています。

信用補完制度の概略図



(2) 信用保証制度のしくみ



信用保証制度の当事者は、中小企業者等、金融機関、協会の三者が基本となります。

ア 中小企業者等は、金融機関又は斡旋機関窓口（商工会議所・商工会等）を通じて協会に保証申込をします。

イ 協会は、申込のあった中小企業者等の信用調査・審査を行い、信用保証を適当と認めたときは、金融機関に対し信用保証書を発行し、中小企業者等には保証決定を通知します。

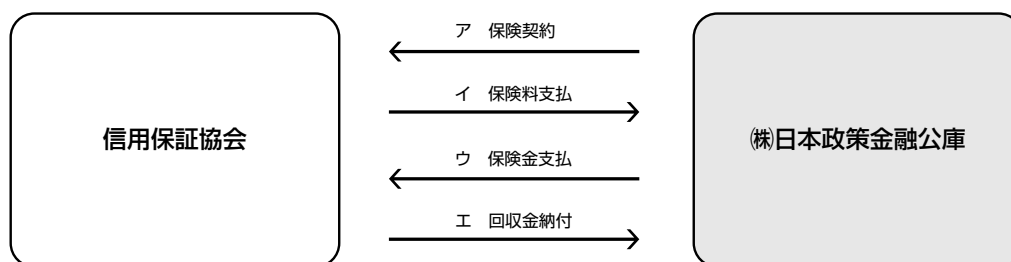
ウ 金融機関は、信用保証書に基づいて中小企業者等に融資をします。このとき、中小企業者等は協会に対し、信用保証を受ける対価として信用保証料を支払います。

エ 中小企業者等は、融資条件に従って金融機関に返済を行います。

オ 中小企業者等が何らかの理由により、借入金の全部又は一部の返済ができな

なくなったときは、協会が中小企業者等に代わって借入金を金融機関に代位弁済します。代位弁済により、協会は中小企業者等に対する求償権を取得します。
 カ 中小企業者等は協会に対し、求償債務の返済を行います。
 ※オ・カは債務不履行が発生した場合

(3) 信用保険制度のしくみ



信用保険制度は、協会が行う信用保証のリスクを軽減することにより、信用保証制度と一体となって、中小企業者等の資金調達の円滑化に役立っています。

信用保険制度の当事者は、公庫と協会の二者です。

ア 公庫と協会は、信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき、公庫は協会に対して保険を引き受けます。

イ 協会は、公庫に対し、信用保険料を支払います。

ウ 協会が金融機関に代位弁済したとき、協会は公庫に保険金の請求を行います。公庫は、信用保険の種類に応じて、代位弁済した元本金額のおよそ70%から80%を保険金として協会に支払います。

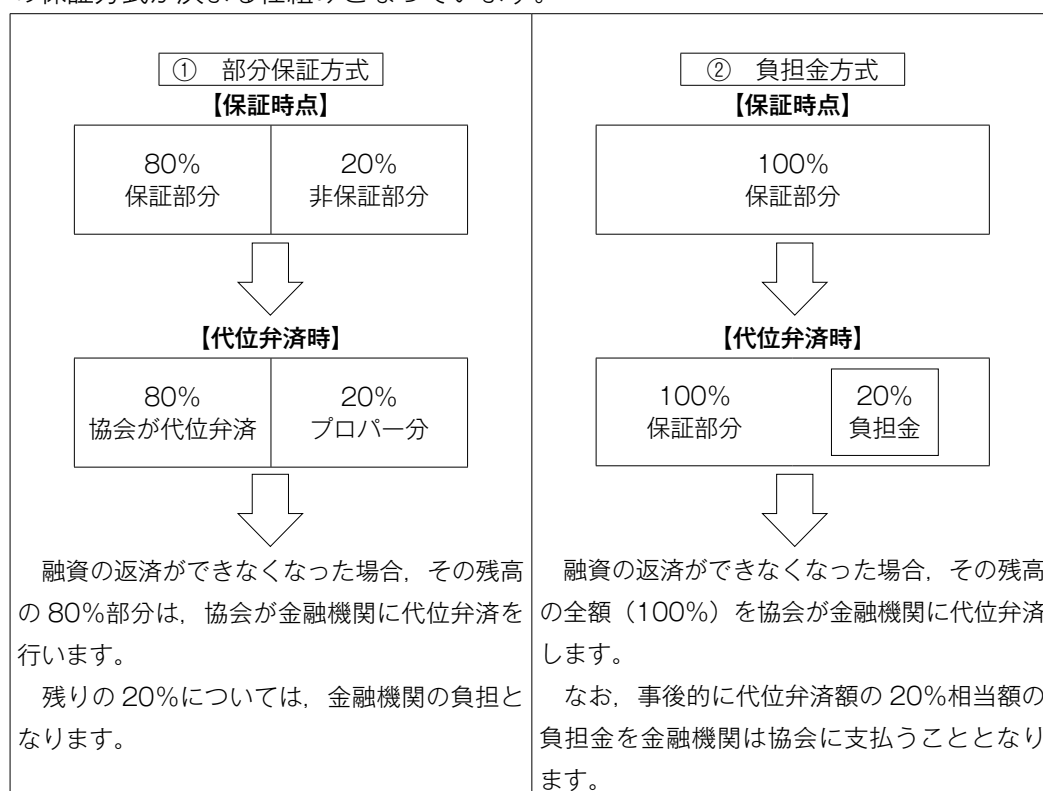
エ 協会は、代位弁済した中小企業者等からの回収金を、保険金の受領割合に応じて公庫に納付します。

4 責任共有制度

責任共有制度とは、協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者等に対して適切な支援（経営支援・再生支援等）を行うことを目的として、平成19年10月に導入されたものです。責任共有制度対象の保証付き融資は一部の保証制度を除いて実質80%保証となります。

（1）責任共有制度の概要

責任共有制度は、各金融機関が「部分保証方式（協会の保証割合80%）」又は「負担金方式（金融機関の負担割合20%）」のいずれかの方式を選択しており、（8ページ 取引約定書締結金融機関一覧参照）選択した方式により融資申込みされた案件の保証方式が決まる仕組みとなっています。



（2）責任共有制度における信用保証料

責任共有制度の対象保証については、部分保証方式、負担金方式ともに保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額（一括支払契約保証制度においては割引額）に対する率（「責任共有保証料率」といいます。）で表示することとします。責任共有保証料率については、33ページの「第3章 信用保証料」をご参照ください。

(3) 責任共有制度の対象外となる保証（100%保証）

原則として、すべての保証制度が責任共有制度の対象となりますが、次の保証については、責任共有制度の対象外となります。

- ア 国が定める小口零細企業保証制度に係る保証
- イ 特別小口保険に係る保証 ※1
- ウ 経営安定関連保険（セーフティネット）1号～4号及び6号の保険に係る保証
- エ 災害関係保険に係る保証
- オ 創業関連保険（再挑戦支援保証を含む）及び創業等関連保険に係る保証
- カ 事業再生保険に係る保証
- キ 協会の求償権を消滅させることを目的とした保証
- ク 破綻金融機関等関連特別保険に係る保証及び破綻金融機関等関連特別無担保保険に係る保証
- ケ 東日本大震災復興緊急保証
- コ 経営力強化保証制度 ※2
- サ 事業再生計画実施関連保証制度（経営改善サポート保証） ※3
- シ 危機関連保証

※1 特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」という。）の場合を除きます。

※2 「責任共有制度の対象外となる協会の保証付きの既往借入金（平成19年9月30日以前に協会が申込受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む）」を経営力強化保証制度で借り換える場合であって、協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限ります。

※3 「責任共有制度の対象外となる協会の保証付きの既往借入金（平成19年9月30日以前に協会が申込受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む）」を事業再生計画実施関連保証制度で借り換える場合であって、協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限ります。

(4) 既存の部分保証制度

責任共有制度導入前から実施されている部分保証制度（特定社債保証、流動資産担保融資保証等）については、金融機関の方式選択にかかわらず、引き続き部分保証となります。（保証割合は80%です。）

約定書締結金融機関一覧

保証協会の保証付融資を取扱うことのできる金融機関は保証協会と約定書を締結している金融機関です。
また代理貸付の保証は、保証協会と覚書を交わしている取扱金融機関に限ります。

制 度 名		金融機関									
		鹿児島銀行	南日本銀行	鹿児島信用金庫	鹿児島相互信用金庫	鹿児島興業信用組合	みずほ銀行	三菱UFJ銀行	三井住友銀行	りそな銀行	みずほコーポレート銀行
協会制度	一般保証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	創業関連保証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	創業等関連保証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	再挑戦支援保証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	経営革新関連保証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	小口零細企業保証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	当座貸越（貸付専用型）根保証	○	○	○	○		○		○		
	事業者カードローン当座貸越根保証	○	○	○	○	○	○		○		
	根保証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	中小企業特定社債保証	○	○		○		○	○	○		
	予約保証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	経営安定関連保証（セーフティネット保証）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	流動資産担保融資保証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	事業再生保証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
県制度資金	中小企業振興資金	○	○	○	○	○					
	（運転・設備資金で融資期間1年以内に限る）						○				
	小規模企業活力応援資金	○	○	○	○	○					
	創業支援資金	○	○	○	○	○					
	新事業チャレンジ資金	○	○	○	○	○					
	観光・ものづくりパワーアップ資金	○	○	○	○	○					
	事業承継対策資金	○	○	○	○	○					
	緊急災害対策資金	○	○	○	○	○					
	緊急経営対策資金	○	○	○	○	○					
鹿児島市制度資金	産業振興資金	○	○	○	○	○					
	特別小口資金	○	○	○	○	○					
	小規模企業支援資金	○	○	○	○	○					
	経営安定化資金	○	○	○	○	○					
	環境配慮促進資金	○	○	○	○	○					
	災害対策資金	○	○	○	○	○					
	創業支援資金	○	○	○	○	○					
	新事業展開支援資金	○	○	○	○	○					
代理貸付	全国信用金庫連合会			○	○						
	全国信用組合連合会					○					
	商工組合中央公庫					○					
責任共有制	負担金方式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	部分保証方式										

[illegible]

第2章

信用保証の概要

1 保証の対象

保証の対象となるものは、「事業を行うもの」でなければなりません。したがって、客観的にみて既に当該事業に着手していることが明らかでない場合は、保証の対象になりません。（会社等法人組織を前提とする企業においては、まず法人としての人格の取得（設立登記の完了等）を必要とします。）

＊ 客観的着手を確認するための書類

登記事項証明書（法人の場合）、事業用建物の建築確認書、建築請負契約書、売買契約書又は賃貸借契約書、商品売買契約書、商品発注書など。

（1）所在地

ア 個人の場合

住居又は事業所のいずれかが県内にあるもの。

ただし、住居とは単なる住民登録上の住所というだけではなく、原則として現に居住していることが必要となります。

イ 法人の場合

県内に本店又は事業所を有するもの。

なお、法人の本店が単なる登記上の所在地で事業の実態が無い場合は、保証の対象にはなりません。

また、県内において事業所を有する場合とは、本店の所在地や支店登記・支配人登記の有無に拘わらず、県内において事業を行っていることが必要となります。

（2）対象となる企業規模

ア 個人、会社及びNPO 法人の場合

個人及びNPO 法人の場合は、「常時使用する従業員」が次表の基準に該当する方、会社の場合は、「常時使用する従業員」、「資本金又は出資金」のいずれか一方が次表の基準に該当する方が保証の対象となります。

なお、兼業者の場合の主たる業者の判定は、単に収益の大小によるのではなく、事業経営全般から判断します。また、この場合の従業員数規制については、当該企業全体で一定人員以下であることを要し、主たる事業における従業員が一定人員以下であれば足りるというものではありません。

会社とは、合名会社、合資会社、株式会社（会社法（平成17年法律第86号）施行後の特例有限会社を含む）及び合同会社のことです。

なお、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人、行政書士法人及び外国会社も「会社」に含まれます。

【保証の対象となる企業規模】

業種（主たる事業）	資本金又は出資金	常時使用する従業員（小規模企業者）
製造業等	3億円以下	300人以下（20人以下）
卸売業	1億円以下	100人以下（5人以下）
小売業（飲食業を含む）	5,000万円以下	50人以下（5人以下）
サービス業（士業法人も含む）	5,000万円以下	100人以下（5人以下）
医療法人等	-	300人以下（20人以下）

（注1）製造業等の「等」とは、卸売業・小売業・サービス業以外の業種をいいます。

【例】建設業（測量業、地質調査業、水路測量業を含む。）、不動産業（不動産売買業、不動産賃貸業、貸家業、貸間業、不動産代理業・仲介業、不動産管理業）、運送業、倉庫業、印刷業、出版業、保険媒介代理業（生命保険、損害保険等）、土石採取業、木材伐出業、鉱業

（注2）医療法人等とは、医療法人及び医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人又は社団法人をいいます。

（注3）医業を営む個人の「常時使用する従業員」の規模要件は100人以下となります。

（注4）医業とは、病院、一般診療所、歯科診療所、獣医業、介護老人保健施設及び児童福祉法に規定される医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センターを指します。

次の政令特例業種については規模要件が異なります。（NPO 法人の場合を除く。）

業種	資本金	常時使用する従業員（小規模企業者）
ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下（20人以下）
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下（20人以下）
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下（20人以下）
娯楽業	5,000万円以下	100人以下（20人以下）
宿泊業（旅館業を除く）	5,000万円以下	100人以下（20人以下）
旅館業	5,000万円以下	200人以下（20人以下）

イ 組合の場合

当該組合が保証対象事業を営むこと、又は組合の構成員の3分の2以上が保証対象事業を営むことなどが要件となっており、組合自体の出資の総額及び従業員数についての規制はありません。（ただし、構成員に規制を設けるものもあります。）

【保証対象となる中小企業信用保険法第2条第1項各号に掲げる組合】

組 合 の 名 称	保 証 対 象 要 件
中小企業等協同組合 事業協同組合 事業協同小組合 協同組合連合会 企業組合 消費生活協同組合（同連合会） 農業協同組合（同連合会） 水産業協同組合 森林組合（同連合会） 生産森林組合	保証対象事業を営むもの又はその構成員の3分の2以上が保証対象事業を営むもの
協業組合	保証対象事業を営むもの
商工組合（同連合会）	保証対象事業を営むもの又はその構成員が保証対象事業を営むもの
商店街振興組合（同連合会）	保証対象事業を営むもの又はその構成員の3分の2以上が保証対象事業を営むもの
生活衛生同業組合（同連合会） 生活衛生同業小組合	直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円（卸売業は1億円）以下の資本金である法人又は常時50人（サービス業・卸売業は100人）以下の従業員を使用するもので、保証対象事業を営むもの又はその構成員が保証対象事業を営むもの
酒造組合（同連合会、同中央会）	直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の資本金である法人又は常時300人以下の従業員を使用するもの
酒販組合（同連合会、同中央会）	直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円（卸売業は1億円）以下の資本金である法人又は常時50人（卸売業は100人）以下の従業員を使用するもの
内航海運組合（同連合会）	直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営むものの3分の2以上が3億円以下の資本金である法人又は常時300人以下の従業員を使用するもの

（注1）直接の構成員とは、連合会の場合はその連合会を構成する単位組合をいい、組合の場合はその組合の組合員をいいます。また間接の構成とは、連合会からみて、その連合会を構成する単位組合の組合員をいいます。

（注2）借入金が組合の転貸資金の場合は、当該組合が上記の組合等のいずれかに該当し、かつ、転貸先も中小企業者の資格を有するものでなければ保証の対象となりません。

ウ その他の法人の場合

（ア） 学校法人、宗教法人、有限責任事業組合（LLP）

いずれも協会の保証を利用できる「中小企業者」には該当しません。

（イ） 一般社団法人、一般財団法人

医業を主たる事業とする場合は対象となります。

また、一部の保険特例において中小企業者と「みなされた」場合、対象となります。

（ウ） 社会福祉法人

医業を主たる事業とする場合は対象となります。

エ 常時使用する従業員について

- (ア) 常時使用する従業員には、全くの臨時的な従業員は含まれませんが、スーパーマーケットのパート従業員のように名目は臨時雇いであっても実質常雇い的な関係にあると認められる者は含まれます。
- (イ) 会社の役員は常時使用する従業員に含まれません。個人事業者の家族従業員については、有給であってもその者が事業主と生計を一にしている（同居・別居を問いません）三親等内の親族であれば、従業員の中には含まれません。
- (ウ) NPO 法人の場合など、雇用関係のないボランティアについては従業員の中には含まれません。
- (エ) 従業員数の確認資料について

「資本金又は出資金」が上限の金額を超え、「常時使用する従業員」も上限の9割を超えた場合は、従業員数について正確な把握が必要となりますので、従業員数の確認できる書類を提出していただきます。

従業員数の確認できる書類は、原則として、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（写）」とし、この書類が徴求できない場合は、「法人の事業概要説明書（写）」「健康保険・厚生年金被保険者報酬月額算定基礎届総括表（写）」「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（写）」「労働者名簿」「社会保険庁等公的機関による証明書」のいずれかとします。

ただし、これにより難しい場合は、賃金台帳（写）でも差し支えありません。

（3）対象業種

ア 保証の対象となる業種

保証の対象となる業種は、信用保証の対象となる業種（中小企業信用保険法施行令で指定されている次に掲げる業種以外の業種）を基本としています。

- (ア) 農業
- (イ) 林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く）
- (ウ) 漁業
- (エ) 金融・保険業（保険媒介代理業及びサービス業を除く）

この対象業種は、日本標準産業分類に準拠し、細目に分類されており、その内容は、「第8章 参考資料 協会業種分類表」を参照してください。

イ 許認可等の確認

保証の対象となる中小企業者は、信用保証の性質上、適法に事業を行っていないければなりません。したがって、許認可、登録、届出等を要する事業を行うものであるときは、信用保証委託申込日において当該事業に係る許認可等を受けていることが必要です。

これらの業種については、それぞれその事業を主管する各官公署が発行又は認可した「許可証」「認定書」「免許証」等の公式書類によって許認可等の名義人、有効期間、番号等の確認が必要になりますので、注意してください。

【許認可等の（写）を必要とする業種一覧表】

業 種	許認可等	根 拠 法	有効期限
食料品製造業 食料品販売業 飲食店、喫茶店	許可	食品衛生法（52条）	5年を 下らない 期間
建設業	許可	建設業法（3条）	5年
一般旅客自動車運送事業	許可	道路運送法（4条、8条）	（一般貸切旅客自動車運送事業は5年）
特定旅客自動車運送事業	許可	道路運送法（43条）	—
自家用有償旅客運送事業	登録	道路運送法（79条）	2年 （更新時2年 又は3年）
一般貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法（3条）	—
特定貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法（35条）	—
旅館業	許可	旅館業法（3条）	—
古物営業	許可	古物営業法（3条）	—
薬局	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（4条）	6年
医薬品（体外診断用医薬品を除く）・医薬部外品・化粧品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（12条）	5年又は 6年 （注1）（ア）
医薬品（体外診断用医薬品を除く）・医薬部外品・化粧品製造業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（13条）	5年又は 6年 （注1）（イ）
医療機器・体外診断用医薬品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（23条の2）	5年
医療機器・体外診断用医薬品製造業	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（23条の2の3）	5年
再生医療等製品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（23条の20）	5年
再生医療等製品製造業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（23条の22）	5年
医薬品販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（24条）	6年
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（39条）	6年
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（39条）	6年
医療機器修理業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（40条の2）	5年
再生医療等製品販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（40条の5）	6年
一般廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（7条）	2年
産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（14条）	5年 （更新時5年 又は7年）

業 種	許認可等	根 拠 法	有効期限
特別管理産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（14条の4）	5年 (更新時5年又は7年)
有料職業紹介事業	許可	職業安定法（30条）	3年（更新時5年）
病院、診療所、助産所	許可	医療法（7条）	—
宅地建物取引業	免許	宅地建物取引業法（3条）	5年
酒類製造業	免許	酒税法（7条）	—
酒母・もろみ製造業	免許	酒税法（8条）	—
酒類販売業	免許	酒税法（9条）	—
第1種高压ガス製造業	許可	高压ガス保安法（5条）	—
液化石油ガス販売業	登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（3条）	—
労働者派遣事業	許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護に関する法律（5条）	3年（更新時5年）
家畜商	免許	家畜商法（3条）	—
浄化槽清掃業	許可	浄化槽法（35条）	期限を付すことができる (概ね2年)
興行場	許可	興行場法（2条）	—
浴場業	許可	公衆浴場法（2条）	—
測量業	登録	測量法（55条）	5年
砂利採取業	登録	砂利採取法（3条）	—
採石業	登録	採石法（32条）	—
建築士事務所	登録	建築士法（23条）	5年
電気工事業	登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律（3条）	5年
自動車分解整備事業	認証	道路運送車両法（78条）	—
揮発油販売業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（3条）	—
揮発油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（12条の2）	—
軽油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（12条の9）	—
住宅宿泊事業（民泊）	届出	住宅宿泊事業法（3条）	—

（注1）

（ア）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）製造販売業のうち、薬局製造販売医薬品の製造販売に係る許可については、有効期限は6年です（令3条）。

（イ）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）製造業のうち、薬局製造販売医薬品の製造に係る許可については、有効期限は6年です（令10条）。

本表の許可等については、事業法の制定、改廃があった場合等、必要に応じ見直しを行うものとします。

【「薬事法」に基づく許可を有する者に対する、当該許可の有効期間の残存期間内について、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく許可を受けたものとみなされる許可一覧表】

薬事法に基づく許可	受けたものとみなされる許可等
医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器製造販売業許可	医療機器・体外診断用医薬品製造販売業許可
医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器製造販売業許可（業として再生医療等製品の製造販売をしている者）	再生医療等製品製造販売業許可
医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器製造業許可	医療機器・体外診断用医薬品製造業登録
医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器製造業許可（業として再生医療等製品の製造をしている者）	再生医療等製品製造業許可
薬局開設・卸売販売業・高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業許可（業として再生医療等製品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列している者）	再生医療等製品販売業許可

本表の許可等については、事業法の制定、改廃があった場合等、必要に応じ見直しを行うものとします。

ウ 許認可等の種類・業種の判定等における留意点

（ア）建設業

建設業については、国土交通大臣又は県知事の許可を受けているものでなければなりません。

ただし、建築一式工事にあつては、工事1件の請負金額が、1,500万円に満たない工事、又は延べ床面積が150㎡に満たない木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあつては、工事1件の請負金額が500万円に満たない工事を請負うものについては、許可不要となっていますので、許可がない場合でも対象となります。

なお、電気工事業の場合、工事1件の請負金額が5,000千円に満たない工事のみを請け負う場合であっても、電気工事業の登録は必要となります。

（イ）風俗営業に係る飲食店について

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（以下「風営法」という。）第3条第1項（風俗営業の許可）の適用を受ける飲食業は、原則として保証の対象となりません。

ただし、同項の適用を受ける飲食業であっても、食事の提供を主目的とするものである場合並びに衛生水準を高め、及び近代化を促進するものである場合には、保証の対象になります。

また、風営法第33条の規定に基づく深夜における酒類提供飲食店営業は、風俗営業の許可対象ではないため、食事の提供を主目的とするか否かにかかわらず、保証の対象になります。

なお、飲食業の保証申込みに際しては、宣誓書（22ページ参照）の提出が必要となりますので、ご注意ください。

（ウ）土地売買業の取扱いについて

宅地建物取引業法の宅地建物取引業の免許を受けていることが必要です。

土地売買業とは、主として土地を売買（分譲を含む）する業種で、土地を売るために土地の開発を行う事業所も含まれます。

ただし、建売する建物を自ら建築施工するもの及び自ら労務者を雇用して土地造成を行いこれを分譲するものは、建設業に該当します。

a 保証対象とするものは、次の機関のいずれかに加入していることが必要です。

- ・ 社団法人 全国宅地建物取引業保証協会
- ・ 社団法人 不動産保証協会
- ・ 住宅産業信用保証 株式会社
- ・ 西日本住宅産業信用保証 株式会社
- ・ 全国不動産信用保証 株式会社
- ・ 東京不動産信用保証 株式会社
- ・ 不動産信用保証 株式会社

b 保証対象とする資金は土地売買業にかかる事業資金ですが、投機を目的とした土地売買資金は対象になりません。

c 投機目的のための土地売買資金でないことの確認

(a) 土地売買資金の申込があった場合、投機目的のための土地売買資金でないことの確認のため、「宣誓書」（23ページ参照）を提出していただきます。

(b) 土地売買資金の申込があった場合、転売先において特定の事業計画に基づく活用（例えば建売住宅販売計画、賃貸ビル建設、住宅建設等）が見込まれている場合は、事業計画書（写）を提出していただきます。

(c) 申込人自らの店舗、事務所建設用の土地購入の場合は、建設計画等が確認できる書類を提出していただきます。

d 根保証の取扱いの制限

投機目的の土地売買資金が混入する恐れがあるため、カードローン、当座貸越等の根保証は取扱いできません。

(エ) 運送業

道路運送法又は貨物自動車運送事業法の免許を受けていることが必要です。いわゆる白ナンバーは、対象になりません。

(オ) 平成29年4月1日から改正ガス事業法が施行されたことに伴い、同法に新たに「ガス小売事業」が定義されました。当協会における取扱いは下表のとおりとなっています。

導管の利用方法	ガスの供給先	日本標準産業分類上の業種分類	信用保険上の業種分類	
自ら導管を維持し運用する者	一般家庭	ガス業	電気・ガス・熱供給・水道業	
	事業者			
他の事業者が維持し運用する導管を利用する者	一般家庭	他に分類されないその他の小売業	物品販売業	小売業
	事業者	他に分類されないその他の卸売業		卸売業

(カ) 個人企業において借入人と許可等の名義人が異なる場合

個人企業において借入人（事実上の経営者）と許可等の名義人とが異なる場合は、原則として借入人名義で許可等を取り直す必要があります。ただし、次の場合には、許可等の名義が異なっても差し支えありません。

- a 生活衛生関係の事業（食料品製造業，食料品販売業，飲食店・喫茶店営業，興行場営業，旅館業及び浴場業に限る。以下同じ。）並びに酒類販売業及び酒類製造業であって，許可等の名義人が借入人（事実上の経営者）と親子，夫婦，兄弟等三親等内の親族（共に当該事業に従事している場合に限る。）である場合。
- b a以外の事業でも許可等の名義人が借入人（事実上の経営者）と親子，夫婦，兄弟等三親等内の親族（共に当該事業に従事している場合に限る。）であり，かつ，借入人（申込人）と許可名義人が連署した宣誓書（24ページ参照）を提出する場合。
- （キ） 許可等の名義が法人成り前の経営者個人のままである場合
 法人成り企業で，許可等の名義が法人成り前の経営者個人名義のままである場合は，原則として法人名義で許可等を取り直す必要があります。ただし，生活衛生関係の事業並びに酒類販売業及び酒類製造業の場合には，法人成り前の経営者個人のままでも差し支えありません。ただし，許可等の更新時には法人名義としてください。
- （ク） 第三者が許可等を受けている場合
 第三者が許可等を受けていることにより改めて許可等を受けなくても差し支えないものとして許認可権者が認めている場合（例えば，百貨店内の飲食業者のように，許可の前提となる施設を賃借している場合等）は，当該第三者名義の許可等を確認します。
- （ケ） 許可等を要する事業の開業資金の場合
 許可等を要する事業に係る開業資金の場合において，保証の委託の申込日において許可等を受けていないときは，許可等を受けることが確実であることの確認が必要です。

【挙証方法】

- ①許可等の申請書（写）の提出
- ②許可等を受けるうえで必要となる建物の建築許可を受けていることや，必要不可欠な設備機器等を正式に発注済みであること等の確認書類（写）の提出

(参考) 飲食業の保証申込に係る宣誓書様式

宣 誓 書

令和 年 月 日

鹿児島県信用保証協会 御中

住 所

氏 名

⑩

私は、現在「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に基づく風俗営業の許可を受けておりません。

また、今回の保証を受けた借入金によって上記営業に属する事業を行うものではありません。

上記のとおり宣誓します。

(参考) 土地売買資金の保証申込に係る宣誓書様式

宣 誓 書

令和 年 月 日

鹿児島県信用保証協会 御中

住 所

氏 名

印

- 1 今般、貴協会の信用保証に基づき から借り
入れた資金により購入する土地は、売却先の宅地開発、住宅・事務所・工場
等のための利用を目的としたものであり、投機目的のものではありません。

- 2 宅建協会等の加入機関
(加入している機関の番号に○印を記入してください。なお、加入していない場
合は⑨に○印を記入してください。)

① 社団法人全国宅地建物取引業保証協会

② 社団法人不動産保証協会

③ 住宅産業信用保証株式会社

④ 西日本住宅産業信用保証株式会社

⑤ 全国不動産信用保証株式会社

⑥ 東京不動産信用保証株式会社

⑦ 不動産信用保証株式会社

⑧ その他の機関 ()

⑨ 上記①～⑧のいずれの機関にも加入していない。

(参考) 借入人と許可名義人が異なる場合の保証申込に係る宣誓書様式

令和 年 月 日

宣 誓 書

鹿児島県信用保証協会 御中

申込人 (甲)

(住所)

(氏名) _____ ⑩

許可等名義人 (乙)

(住所)

(氏名) _____ ⑩

(甲) が信用保証委託申込を行うにあたり提出した _____ 業に係る許可等の名義は (乙) となっておりますが、(甲) は適法に事業を営んでいることを宣誓いたします。

なお、(乙) は (甲) と下記の親族関係にあります。

(該当するものにチェック)

☐ 配偶者

☐ 一親等 (子、子の配偶者、父母、配偶者の父母)

☐ 二親等 (兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、孫、孫の配偶者、祖父母、配偶者の祖父母)

☐ 三親等 (ひ孫、ひ孫の配偶者、伯叔父母、伯叔父母の配偶者、配偶者の伯叔父母、甥姪、甥姪の配偶者、配偶者の甥姪、曾祖父母、配偶者の曾祖父母)

また、(甲) 名義で許可等を取り直していない理由は下記のとおりです。

(該当するものにチェック。「その他」の場合にあつては、あわせて理由を記入)

☐ 申込人名義で許可等を再取得しなくても差し支えない旨について許認可権者の確認を得ているため。

☐ 申込人は許可等の名義人と共同して事業経営を行っているため。

☐ その他 (_____)

エ 非対象業種の事例

非対象業種には、次のような各種事例があります。

業種分類	保証対象外業種（例）
農業	水稻栽培，果樹栽培，養豚，養鶏，愛がん用動物飼育など ただし，次の業種を除く ・ 荒茶・仕上茶の製造業 ・ 蚕種製造業，蚕種製造請負業 ・ 菌床栽培方式きのこ生産業 ・ かいわれ大根製造業（苗床栽培方式） ・ もやし栽培農業 ・ 人工ふ卵設備を有する鶏卵ふ化業 製造加工設備を有する者に限る
林業	育林，育林請負，炭焼，山林用種苗生産請負など（木材伐出業及び木材伐出請負業，製造加工設備を有する製薪炭業と薪請負製造業，炭焼請負業，炭賃焼業を除く）
漁業	全業種
水産養殖業	ぶり養殖，かんぱち養殖，こい養殖，うなぎ養殖など（加工まで一貫して行う真珠養殖業を除く）
金融・保険業	保険媒介代理業，保険サービス業を除く
飲食業	風営法第3条第1項（営業の許可）の適用を受けるもの（食事の提供を主目的とするもの並びに衛生水準を高め近代化を促進するものを除く）
サービス業	
興行所	もっぱら個人の身元，身上，素行，思想調査等を行うもの
浴場業 旅館業 娯楽業等	風営法第2条第6項から第10項に規定する性風俗関連特殊営業（ソープランド，ファッションヘルス等ストリップ劇場・ポルノ映画館等，モーター・ラブホテル等，アダルトショップ等，アダルトビデオ等通信販売営業，個室ビデオ等） パチンコホール（注），スロットマシン場，競輪・競馬等の競技団，競輪・競馬等の競走場，競輪・競馬等の予想業，場外馬券売場，場外車券売場，易断所，観相業，相場案内業（けいせん屋），芸芸業（置屋，検番を除く）など
民営 職業紹介業	芸芸周旋業
農業 サービス業	育苗センター，装蹄業など
林業 サービス業	狩猟業，植林請負業など
宗教等 その他	宗教団体，政治，経済，文化団体，公務など集金業，取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く），学校法人など

（注） パチンコホールに準ずるものとして，景品交換所（景品交換所から景品を買い取り，他の事業者へ販売する事業者を含む）及びパチンコホール内で貸し玉又はコインとの交換により飲み物等を提供する事業者等も対象になりません。

オ 対象業種と非対象業種を兼業している場合

対象業種と非対象業種を兼業している場合は，当該借入金の資金使途が明らかに対象業種に係る場合に限り保証対象となります。

また，当座貸越根保証，事業者カードローンは利用できません。

(4) 取扱金融機関

協会の保証付融資を取扱うことのできる金融機関は、協会と信用保証約定書（以下「約定書」という。）を締結している金融機関です。

また、代理貸付の保証は、協会と覚書を交わしている取扱金融機関に限ります。（約定書締結金融機関は8ページ参照。）

2 外国人の取扱いについて

- (1) 外国人（実質経営者を含む。）の場合は、出入国管理及び難民認定法（入管法）及び出入国管理及び難民認定法施行規則により、本邦において事業活動の制限を受けていない方に限って保証の対象となります。
- (2) 初回の保証申込、又は外国人登録原票に記載してある事項に変更があった後の保証申込の場合には、住民票（写）、在留カード（中長期在留者の場合）（写）、特別永住者証明書（特別永住者の場合）（写）の提出が必要となります。なお、連帯保証人の場合も同様です。
- (3) その他の保証要件は、すべて通常の取扱いと同様ですが、保証期間については、原則として、在留期間内とさせていただいておりますのでご注意ください。

(注) 従来の外国人登録証明書については、在留カード又は特別永住者証明書とみなされる期間がありますので、詳しくは、入国管理局ホームページをご確認ください。

3 保証を利用できない中小企業者

次のいずれかに該当する場合は、協会の保証を利用できません。

- (1) 既保証債務を延滞している中小企業者及びその保証人
（ただし、再生計画に基づき、支援対象となる中小企業者を除く。）
- (2) 協会の代位弁済を受け、その求償権残高のある中小企業者及びその保証人
（ただし、事業再生保証、求償権消滅保証の対象となる中小企業者を除く。）
- (3) 銀行取引停止処分を受けている中小企業者及び1回目の不渡後6月を経過していない中小企業者
- (4) 破産・民事再生・会社更生等を申立中で、裁判所の開始決定に至らない中小企業者
- (5) 他の協会で、無担保無保証人保証（特別小口保険の保証）を受けている中小企業者
- (6) 休眠会社（最後の登記後12年以上経過した株式会社で会社法第472条の規定により休眠会社として解散したものとみなされたもの）及び休眠組合
- (7) 協会が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業及び総会屋等や社会運動等標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団等）であると判断した方
- (8) 申込書類作成等で負債を隠したり、不実の記載をされた中小企業者
- (9) その他信用を供与することが不相当であると協会が判断した中小企業者

(注) 当協会では、金融あっせん屋等の第三者が介在・介入（不正に手数料、

賛助金、入会金等を要求するもの)した保証申込みは取扱いいたしません。
融資の相談や申込みの際に第三者が同席している場合は、特にご注意ください。

4 信用保証の内容

(1) 保証の限度額

中小企業者1人に対する保証限度額は一般保証と別枠保証に分かれています。

ア 一般保証

一般保証とは、普通保証（一般関係保険のうち、普通保険に係る保証）と無担保保証（一般関係保険のうち、無担保保険に係る保証）をいいます。

(ア) 個人・法人

2億8千万円（普通保証2億円、無担保保証8千万円）

(イ) 組合

4億8千万円（普通保証4億円、無担保保証8千万円）

イ 別枠保証

国の施策により、一般保証とは別に限度額が設けられている保証で、セーフティネット保証や流動資産担保融資保証等があります。

(2) 資金使途

事業の経営に必要な資金（事業資金）が保証の対象になります。

事業資金とは事業の継続・発展等直接事業に使用される運転資金及び設備資金をいいます。

事業の経営に関連のない生活資金、住宅資金、投機資金等は保証の対象とはなりません。

ア 運転資金

原材料の購入資金、給与・労賃の支払資金、その他諸経費の支払資金

イ 設備資金

土地、建物、機械、車両設備の新增設・改良・補修等の資金

【事業資金に該当する例】

① 店舗併用住宅の取得資金

店舗付住宅や事務所付住宅等、住宅部分が含まれている営業用建物（いわゆる店舗併用住宅）の取得、改造、修理に要する資金については、店舗部分と住宅部分の階が同じであっても、また、店舗部分の面積が全体の大半であったとしても住宅部分は事業資金には該当しません。

ただし、土地の取得資金及び基礎工事に要する資金など、共有部分についての資金は全て事業資金に該当します。

また、従業員の福利厚生として、従業員用住宅（宿舍）の建築に充てる資金は事業資金に該当します。

なお、役員用の住宅資金は事業資金には該当しません。

② 事業用建物用土地の取得資金

投機を目的とするものではなく、既に建物建築の青写真が出来ており、「いつ」「どこで」「どのような資金計画で」建築を行うか等の設備計画が具体化されており、事業用建物用地として使用することが明確であれば、事業資金に該当します。

(注1) 旧債振替について

金融機関の既存債権を保証付に振り返ることは、約定書第3条の定めにより認められません。ただし、協会が特別の事情があると認めた場合は、この限りではありません。

(注2) 保証対象業種と非対象業種を兼業している場合

保証対象業種に係る資金のみが事業資金として保証の対象となりますので、エビデンスの提出が必要となります。

(注3) 資金使途が設備資金である場合、貸付実行後、速やかに申請どおりに設備が導入されていることを領収書等客観的な書類で確認し、債権書類と一緒に保管してください。

なお、信用保証書に『融資実行後、設備資金に係る領収書（写し）等の疎明資料を提出のこと』などの保証条件が付されている場合は、確認書類徴求後、速やかに協会までご提出ください。

(3) 保証期間

一般保証の場合	運転資金	15年以内
	設備資金	20年以内

*保証制度ごとに、別途期間を定めております。

(4) 保証形態

保証形態は、個々の貸付の都度保証する「個別保証」及び反復継続する貸付についてあらかじめ極度額と保証期間を定めて保証する「根保証」があります。

(5) 貸付形式

手形貸付、証書貸付、当座貸越、手形割引又は電子記録債権割引によるものとします。

(6) 貸付利率

協会制度の場合は、原則として金融機関所定利率となります。

また、鹿児島県中小企業制度資金融資及び鹿児島市中小企業融資制度の場合は、それぞれの制度要綱において保証制度毎に定められた貸付利率となります。

(7) 連帯保証人

連帯保証人は、次の基準によりお願いすることになります。

ただし、制度要綱等で連帯保証人の定めがある場合は、その定めによります。

※個人が保証人になろうとする場合には、一定の例外を除き、保証承諾の1ヶ月前以内に、公正証書において保証債務を履行する意思を表示する必要があります。

ア 個人及び法人

個人・・・原則不要

法人・・・代表者以外は原則不要

ただし、次のような場合は、例外的な取扱いをすることがあります。

(ア) 実質的な経営権を有している者、営業許可名義人又は経営者本人（法人の場合はその代表者、以下同じ）の配偶者（当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。）が連帯保証人となる場合

(イ) 経営者本人の健康上の理由のため事業承継予定者が連帯保証人となる場合

(ウ) 財務内容その他経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合

なお、つぎの場合には法人代表者の連帯保証を不要として取扱うことができます。

取扱類型	概要
金融機関との連携による場合 【金融機関連携型】	金融機関において経営者の保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資の残高があり（又はプロパー融資を同時実行し）、財務要件（「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」）を充足している場合、保証制度を問わず取扱うことができます。なお、この場合においては、『「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い」確認書』の添付が必要となります。
財務要件型無保証人保証を利用する場合 【財務要件型】	財務要件型無保証人保証の要件を満たしている場合、取扱うことができます。なお、この場合においては、『「財務要件型無保証人保証制度資格要件確認書」』の添付が必要となります。
十分な保全がとられている場合 【担保充足型】	申込者又は代表者本人等が所有する不動産の担保提供により、十分な保全が図られる場合、保証制度を問わず取扱うことができます。
その他	代表者の連帯保証を不要とすることが適切かつ合理的であると認められる場合、個別の事案において取扱うことができます。

イ 組合

原則として代表理事のみ連帯保証人としませんが、個々の組合の実情に応じ他の理事を連帯保証人とすることができます。

なお、転貸資金については、代表理事の他、転貸先組合員（又は組合員が法人の場合はその代表者）を連帯保証人とします。

ウ 担保提供者

担保提供者は、法人の代表者及び前記アに該当する場合を除き、連帯保証人としません。（物上保証人とします。）

(8) 担保について

ア 担保徴求基準

原則として保証合計額（他協会を含む。）が8,000万円を超える場合は、担保が必要です。

ただし、保証合計額が8,000万円以下であっても、担保が必要となる場合があります。

（根）抵当権の担保設定方法は、協会が直接設定する直設定（協会設定）と金融機関で設定する金融機関設定（条件担保）があり、条件担保には「金融機関が新規に担保設定する条件」と「既に設定してある根抵当権を引当とする条件」の2種類の方法があります。

なお、協会が設定する担保の登録免許税（担保極度額の1.5／1,000）は、金融機関が設定する担保の登録免許税の1/4程度に軽減されています（暫定措置）。

イ 担保の目的物

担保の目的物には、①不動産②売掛債権③棚卸資産④有価証券⑤定期預金等があります。

上記の②③については流動資産担保融資保証の際、徴求します。

(9) 返済方法

ア 一括返済

期日一括返済をいいます。（原則として1年以内とします。）

イ 分割返済

（ア）元金均等分割返済

各回の返済金額が同額であって、各回の返済期日が等間隔である返済方法をいいます。

なお、返済方法が次のいずれかに該当するものは、元金均等分割返済とみなします。

a 初回または最終回のみの返済金額が異なり、等間隔で返済する返済方法。
ただし、最終回の返済金額は各回の返済金額の2倍以内とします。

b その他、返済方法が均等分割返済に準ずると協会が認めた返済方法

（イ）元利均等分割返済

元金と利息を合わせ、毎回同額を等間隔で返済する返済方法をいいます。

（ウ）不均等分割返済

各回の返済金額が同額でない返済方法または各回の返済期日が等間隔でない返済方法をいいます。

（エ）据置後均等分割返済

ウ 約定返済

当座貸越根保証、事業者カードローンの場合の定額返済をいいます。

エ 随時返済

当座貸越根保証、事業者カードローンの場合の随時返済をいいます。

(10) 信用保証協会団体生命保険制度について

信用保証協会団体生命保険制度（以下「保証協会団信」という。）は、保証協会団信付の融資について、完済する前に被保険者が死亡又は高度障害となった場合に、一般社団法人全国信用保証協会連合会（以下「保証協会連合会」という。）が生命保険会社から受け取る保険金により、取扱い金融機関に対して債務を弁済する制度です。

なお、保証協会団信の加入の有無、可否が保証審査に影響を与えることはありません。また、保険の開始日は、金融機関の融資実行日となります。

ア 加入の対象となる企業と被保険者

（ア） 加入の対象となる企業

新たに保証付き融資（金額100万円以上1億円以下、期間1年以上の分割返済）を受ける中小企業者

（イ） 被保険者

次のいずれかに該当し、加入申込日（告知日）現在満20歳以上満71歳未満の方。なお、被保険者の方が満75歳を迎えると、自動的に脱退となります。

a 個人事業主の場合、申込人（本人）

b 法人の代表者であって、保証付き融資の連帯保証人

（代表者が複数いる場合や連帯債務者の場合は、そのうちの1名に限る）

なお、被保険者1名に対する保証付き融資の限度額は1億円となります。限度額は被保険者単位で適用されますので、複数の金融機関又は複数の協会を利用される場合はご注意ください。

イ 申込みに必要な書類

（ア） 債務弁済委託契約申込書

（イ） 保証協会団信申込書兼告知書（特約料口座振替依頼書を含む）

なお、保証付き融資額が5,000万円を超える場合には、所定の「健康診断結果証明書」が必要となります。

ウ 加入の諾否

原則として、「保証協会団信申込書兼告知書」により決定されます。

なお、「保証協会団信申込書兼告知書」の有効期限は告知日から90日となっておりますので、貸付実行の際はご注意ください。

エ 特約料の支払方法と支払時期

(ア) 支払方法

特約料は、保証協会連合会（特定のカードサービス会社「第一生命カードサービス（株）」が代行）が保証協会団信申込時に登録された加入者（債務者）の預金口座から1年分の特約料を引き落とします。

なお、特約料の引き落としに際し、「第一生命カードサービス（株）」から「口座振替のご案内」を送付します。

(イ) 支払時期

特約料の初年度分は、原則として融資実行日の属する月の翌月28日、次年度分以降は、融資実行日の属する月の毎年の応答月の28日に引き落としされます。

特約料振替月の翌月初旬に保証協会連合会から「保証協会団信特約料口座振替済通知」が団信加入者に送付されます。

なお、特約料は違算による過収の場合を除き返戻しません。

（注1）信用保証の申込みを受付けた際には、保証協会団信について説明し、加入意思の有無を確認してください。

（注2）団信関係資料（パンフレット、申込書等）の請求は、日本生命保険相互会社へ依頼してください。

オ 特約料の目安

特約料の目安は次のとおりです。

【元金均等返済・据置期間なしの場合 融資金額100万円あたりの金額】（令和2年4月現在）

（単位：円）

借入期間	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	総支払額	ひと月あたり
3年	3,790	2,160	760	—	—	—	—	—	—	—	6,710	約 186
5年	3,950	2,970	2,130	1,290	450	—	—	—	—	—	10,790	約 180
7年	4,030	3,320	2,720	2,120	1,520	920	320	—	—	—	14,950	約 178
10年	4,080	3,590	3,170	2,750	2,330	1,910	1,490	1,070	650	230	21,270	約 177

※上記の金額は目安であり、返済方法や返済状況等で異なります。

※特約料は今後変更される場合があります。

第3章

信用保証料

信用保証料は、協会と中小企業者との信用保証委託契約に基づいて、協会の保証をご利用いただく対価としてお支払いいただくもので、信用保険料、損失の補償、経費等、信用保証制度の運営上必要な経費に充当するものです。

信用保証料は、金融機関から融資を受ける際、金融機関を通じてお支払いいただきます。

信用保証料は、貸付実行日（条件変更を含む。）に全額一括支払いとなっておりますが、条件によっては、分割支払も可能ですので、保証申込書と併せて信用保証料分割支払承認依頼書（43～44ページ参照）をご提出ください。

信用保証料は、違算の場合を除き、返戻しないのが原則ですが、繰上償還により借入債務を完済した場合等には、所定の手続きにより一部返戻をします。

なお、信用保証料以外の手数料等は一切いただいておりません。

信用保証料率は、各保証制度の要綱、要領等（以下「要綱等」という。）に定められていますが、要綱等において「リスク考慮型信用保証料率」と定められている場合は、中小企業者の財務状況を踏まえて9つに区分された基準料率を基に、財務状況以外の要因を加味して決定しています。

1 基準料率

責任共有制度要綱（平成18.09.12中庁第2号）に基づき金融機関が一定の負担を行う保証（以下「責任共有保証」という。）の基準料率は、部分保証方式、負担金方式ともに、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額（一括支払契約保証制度においては割引額。）に対する率（以下「責任共有保証料率」という。）で表示し、その料率は下記（2）に定める保証を除き、次表【リスク考慮型基準料率表】の「責任共有保証料率」のとおりとなります。

下記（1）の保険に係る保証で、責任共有保証以外の基準料率は、同表の「責任共有外保証料率」のとおりとなります。

（1） 無担保保険（一般関係）、普通保険（同）及び特定社債保険に係る保証について

ア 無担保保険（一般関係）、普通保険（同）及び特定社債保険に係る保証の基準料率は、保証制度要綱等によって全国統一の信用保証料率が規定されている保証を除き、当該中小企業者の保証申込日の直前期決算における貸借対照表及び損益計算書（二期分の貸借対照表及び損益計算書がある場合においては、二期分の貸借対照表及び損益計算書）その他の経営に関する情報を基に、経済産業省令等において定められるリスク計測モデルにより算出される評点に応じて決定します。

イ 次のいずれかに該当する者については、同表の区分⑤の料率とします。

（ア） 個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がない事業者。

（イ） 事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者。

（ウ） 同一の事業を営む複数の者であって金融機関からの借入れ（当該保険関係に係るものに限る。）に係る連帯債務を負担する事業者。

【リスク考慮型基準料率表】

区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準料率	責任共有保証料率(%) (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
	責任共有外保証料率(%) (特殊保証)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

(注1) 「責任共有保証料率」は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものです。

(注2) 「責任共有外保証料率」は、保証委託額に対する率。表示は、「信用保証料率」又は「保証料率」とします。

(注3) 特定社債保証における「保証委託ならびに共同保証契約書」の「手数料に関する表示」欄に表示する料率については、保証委託額に対する率（責任共有保証料率を80%で割り戻した料率）を表示することとします。

(注4) 特殊保証とは、手形割引根保証、電子記録債権割引根保証又は当座貸越根保証を指します。

(2) その他の信用保険に係る保証について

ア 無担保保険（一般関係）、普通保険（同）及び特定社債保険以外の保険を利用する保証については、下記イないしウに該当する保証を除き、協会所定の料率を基準料率とします。

責任共有保証については、金融機関の負担割合を基準とした率を引き下げた料率とします。なお、この場合は、責任共有保証料率を表示します。

イ 保証制度要綱等によって全国統一の保証料率が規定されている保証については、下記ウの場合を除き、当該保証料率を基準料率とします。

なお、責任共有保証の場合は、責任共有保証料率を表示します。

ウ 一括支払契約保証制度については、リスク考慮型の責任共有外保証料率を基本に、保証割合に応じて定めた次表の保証料率を適用することとします。

なお、リスクの測定方法については、前記（1）に従います。

【一括支払契約保証制度における基準料率表】

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証割合 70%	1.54	1.40	1.26	1.12	0.95	0.77	0.63	0.49	0.35
保証割合 65%	1.43	1.30	1.17	1.04	0.88	0.72	0.59	0.46	0.33
保証割合 60%	1.32	1.20	1.08	0.96	0.81	0.66	0.54	0.42	0.30
保証割合 55%	1.21	1.10	0.99	0.88	0.74	0.61	0.50	0.39	0.28
保証割合 50%	1.10	1.00	0.90	0.80	0.68	0.55	0.45	0.35	0.25

(注) 上記料率は、保証委託額に対して計算される保証料を割引額に対する率(%)で表示したものです。

(3) 基準料率算定における留意点

- ア 創業者、新設合併、新設分割会社の場合
弾力化対象保険の場合は一律料率（区分⑤）となります。
また、特例保険を利用する場合においては、協会所定の料率が基準料率となります。
- イ 吸収合併、被分割会社の場合
存続会社、被分割会社の直前決算により弾力化の対象となります。
- ウ 法人成りの場合
直前決算がないため一律料率（区分⑤）となります。
- エ 親から子への事業継承の場合
事業承継者名義の確定決算の有無で判断します。
確定決算がない場合は一律料率（区分⑤）となります。

2 定性要因（非財務要因）の加味

協会は、中小企業者の定性要因を評価し、基準料率からの割引を行い、最終的に適用料率を決定します。

なお、次に掲げる定性要因に基づく割引を実施することとします。

(1) 有担保保証に対する割引

物的担保の提供がある保証については、0.1%の割引となる場合があります。
なお、責任共有保証についても、責任共有保証料率から同率の割引を行います。

(2) 会計処理に関する割引

一括支払契約保証制度を除く保証について、会計参与設置会社から会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を受けた場合は、0.1%の割引を行います。
なお、責任共有保証についても、責任共有保証料率から同率の割引を行います。

3 地方自治体の制度融資の保証料率

地方自治体の制度融資については、地方自治体が定めた保証料率を適用します。

4 信用保証料の計算方法

保証承諾時の信用保証料は、次の保証付借入金の返済方法（以下「返済方法」という。）に応じて算出します。

(1) 基本算式

ア 返済方法が一括の場合

貸付金額×信用保証料率×保証期間（月数）÷12か月（円未満切捨て）

イ 返済方法が分割の場合

信用保証料＝据置期間部分保証料＋分割返済部分保証料＋据置金額部分保証料

（ア） 据置期間部分保証料（円未満切捨て）

・ 据置期間がある場合

貸付金額×信用保証料率×据置期間（月数）÷12か月

（イ） 分割返済部分保証料（円未満切捨て）

（貸付金額－据置金額）×信用保証料率×回数別係数×

（保証期間（月数）－据置期間（月数））÷12か月

（ウ） 据置金額部分保証料（円未満切捨て）

・ 返済方法が均等分割返済で、最終回の返済金額が最終回の直前回の返済金額の2倍を超える場合

据置金額×信用保証料率×（保証期間（月数）－据置期間（月数））÷12か月

（注1）信用保証書に最終期日が記載された確定日保証の場合は、融資予定日を起算日とした日割り計算となり、保証期間を「日数」、12か月を「365日」に置き換えます。

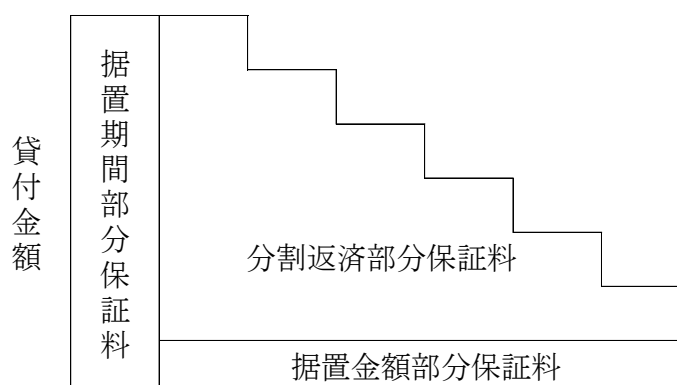
なお、信用保証料率は、年率とします。

（注2）保証期間について、1か月未満の端数が生じたときは、1か月として計算します。

（注3）回数別係数は、分割返済区分（均等分割返済又は不均等分割返済の区分）及び分割返済回数により、それぞれ次表のとおりとなっています。

【回数別係数表】

分割返済回数	分割返済区分	
	均等分割返済	不均等分割返済
2回以上6回以下	0.70	0.77
7回以上12回以下	0.65	0.72
13回以上24回以下	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61



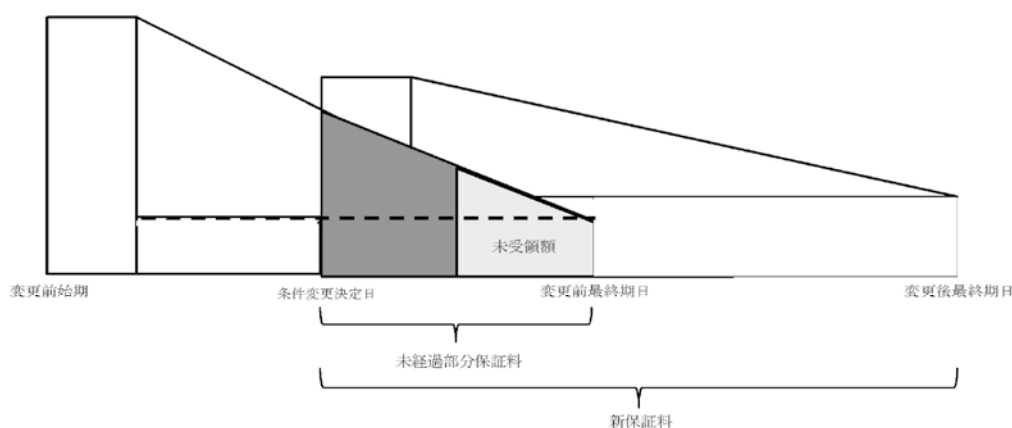
(2) 保証条件変更時の信用保証料について

ア 原則として当初貸付時の信用保証料率を適用します。

イ 保証期間の延長や短縮、返済方法を変更する等の保証条件を変更した場合は、信用保証料の再計算を行い精算します。最終期日を変更せず、返済方法を変更した場合でも、信用保証料の再計算を行います。

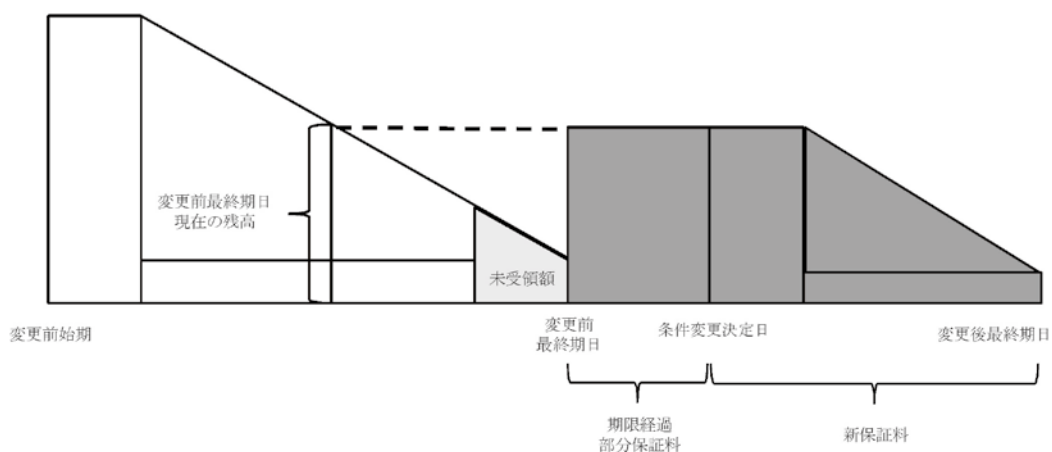
ウ 条件変更決定日が条件変更前の最終期日以前である場合

条件変更により、保証期限又は返済方法を変更したときは、条件変更決定日の翌日から変更後の期限までについて、変更条件により日割り計算します。この場合、新たに徴収する信用保証料は、既収信用保証料のうち、条件変更決定日以降相当額を控除した額とします。



エ 条件変更決定日が条件変更前の最終期日後である場合

当初の保証期限の翌日から条件変更決定日までを、据置部分として日割り計算し、条件変更決定日の翌日から変更後の保証期限までは、変更後の条件により日割り計算します。



5 信用保証料の徴収

信用保証料は、徴収方法について要綱等に特に定めがある場合を除き、原則として、全保証期間分を貸付実行時又は変更実行時に一括徴収のうえ、送金（協会預金口座へ振込）することとしますが、保証期間又は条件変更後保証期間が2年超である場合は、信用保証料分割支払承認依頼書（43～44ページ参照）により、次表に基づき、分割して徴収することができます。

なお、2回目以降の信用保証料については、口座振替又は送金により徴収します。

【分割徴収割合表1】

（単位：%）

保証期間	分割徴収回数	回 次									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
2年超 4年以下	2	75	25								
4年超 6年以下	3	60	30	10							
6年超 8年以下	4	45	35	15	5						
8年超 10年以下	5	35	30	20	10	5					
10年超 12年以下	6	30	20	20	15	10	5				
12年超 14年以下	7	25	20	20	15	10	5	5			
14年超 16年以下	8	20	20	15	15	10	10	5	5		
16年超 18年以下	9	20	20	15	15	10	5	5	5	5	
18年超	10	20	20	15	15	10	5	5	5	3	2

（注） 2回目以降の信用保証料又は変更保証料の金額に円未満の端数があるときは、切り捨て処理し、初回分に加算のうえ調整します。

【分割徴収割合表2】

（単位：%）

保証期間	分割徴収回数	回 次	
		1	2
1年超 2年以下	2	50	50

（注） 当座貸越（貸付専用型）根保証や事業者カードローン当座貸越根保証の保証申込及び更新申込時に適用され、期間延長返済方法変更申込時は分割徴収割合表1が適用されます。

なお、円未満の端数があるときは、上記分割徴収割合表1と同じ処理を行います。

6 信用保証料の管理

信用保証料の管理については、約定書第8条の規定に基づき、信用保証料の徴収・送金事務を金融機関に委託しています。信用保証料の徴収は、原則として貸付実行（当座貸越の場合は約定書締結時。以下同じ。）時に行うものとし、分割徴収となる場合は、協会所定の時期に徴収してください。

徴収していただく信用保証料（変更保証料を含む。以下同じ。）の額は、信用保証書又は変更保証書に表示します。

（1） 初回分又は一括徴収の信用保証料

初回分又は一括徴収の信用保証料は、貸付実行時又は条件変更実行時に徴収していただき、協会の普通預金口座へ振込により送金するとともに、必要に応じて「信用保証料送金通知書」又は「信用保証料送金通知書（変更保証料用）」を協会宛送付してください。

(2) 2回目以降の信用保証料

分割徴収で、2回目以降の徴収日が到来するものについては、協会から被保証人に対し「分納保証料払込のご案内」を、金融機関に対し「分納保証料送金のご依頼」を送付いたします。

(3) 不足信用保証料

徴収した信用保証料について、不足が生じているときは、金融機関に対し「不足保証料送金のご依頼」により、不足額を通知いたします。

(4) 未収信用保証料

徴収すべき信用保証料について、未収が生じているときは、金融機関に対し「未収保証料送金のご依頼」により、未収額を通知いたします。

(5) 信用保証料の返戻

信用保証料は、違算の場合、期日前完済により保証期間が結果的に短縮された場合（期限の利益喪失後、代位弁済に至らず完済した場合を含む。）及び保証期間を短縮するなどの条件変更により返戻額が発生する場合には、徴収した信用保証料の一部を返戻いたします。

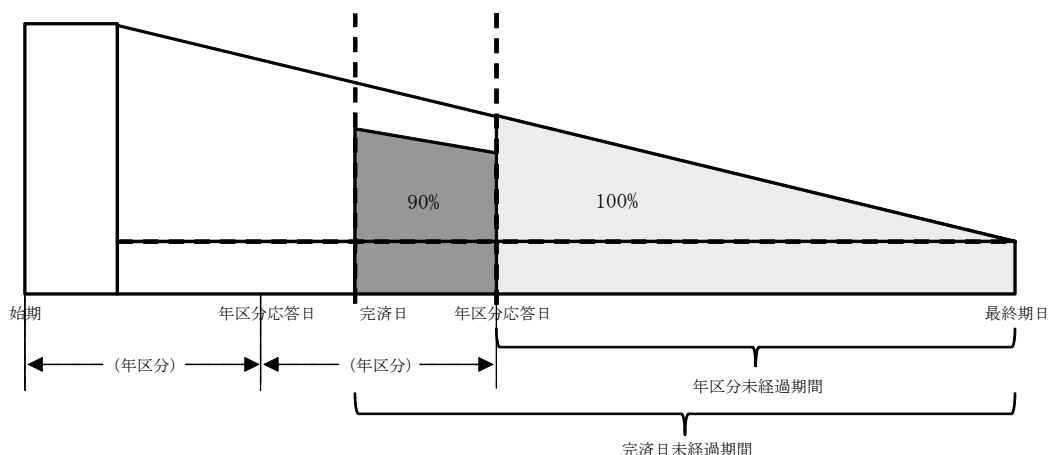
なお、信用保証料の返戻は、既存の保証債務を新規の保証申込で借換える場合において、信用保証申込書に預金口座の記入がある時は、同預金口座に協会から直接振込いたします。（ただし、自行分を借換える場合に限りです。）

また、預金口座が不明な場合は、協会から被保証人に「保証料返戻口座確認書」を送付し、振込希望口座を確認のうえ、同預金口座に、協会から直接振込いたします。

ア 違算の場合の返戻額
違算額の全額を返戻いたします。

イ 期日前完済の場合の返戻額
返戻額の計算は、保証期間を貸付実行日から1年ごとの応答日で区分（以下「年区分」という。）し、完済日の属する年区分の未経過期間に係る信用保証料の90%と、完済日の属する年区分応答日の翌日から最終期日までの期間の信用保証料を返戻いたします。

（注）返戻保証料の金額が1,000円以下の場合は、返戻いたしません。



7 信用保証料の制限

利息制限法（以下「利限法」という。）の一部改正（平成22年6月18日施行）に伴い，同法に定める利息の制限額について，信用保証料も合算されることとなったことから，当協会が徴収する信用保証料（みなし保証料を含む。以下同じ。）は，法定上限額（※）の2分の1の範囲内とします。

このため，金融機関が徴収する営業的金銭消費貸借上の利息（みなし利息を含む。）についても，法定上限額の2分の1の範囲内となります。

（※）利限法第1条に定める利率により計算された上限額

(参考) 信用保証料分割支払承認依頼書

【当座貸越(貸付専用型)根保証および事業者カードローン当座貸越根保証】

信用保証料分割支払承認依頼書

鹿 児 島 県 信 用 保 証 協 会 御 中

年 月 日

住 所

依頼人

氏 名



私(当社)は、このたび当座貸越根保証にかかわる以下の申込を行うにあたり、貴協会に対し支払うことになる信用保証料を以下の貴協会所定の分割支払回数割合表により分割支払したいので依頼します。

1. 信用保証委託申込書による保証申込(【分割支払回数割合表(表1)】を適用)
2. 保証条件変更申込書による根保証変更申込(【分割支払回数割合表(表1)】を適用)
3. 保証条件変更申込書による期間延長返済方法変更申込(【分割支払回数割合表(表2)】を適用)

第1回目の信用保証料の支払期日は、上記1の場合は当座貸越契約締結日、それ以外の場合は変更契約日とし、第2回目以降は、当座貸越契約締結金融機関の承認を得て私(当社)の預金口座から当該金融機関所定の方法により、所定の期日に支払います。但し、当座貸越契約について期限の利益を失ったときは、信用保証料の残額を即時に支払います。

なお、当座貸越契約について、新たな保証条件の変更を行ったときは、本依頼にもとづき承認された支払方法に関わらず、新たに決定された支払方法により支払います。

【分割支払回数割合表(表1)】

保証料計算期間 支払回数 および 支払期日	第1回	第2回	
	表記の 期日	基準日の 満1年後	
1年超2年以下	2回	50%	50%

【分割支払回数割合表(表2)】

支払回数 および 支払期日 支払回数 保証料計算期間	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	
	表記の 期日	基準日の 満1年後	基準日の 満2年後	基準日の 満3年後	基準日の 満4年後	基準日の 満5年後	基準日の 満6年後	基準日の 満7年後	基準日の 満8年後	基準日の 満9年後	
2年超4年以下	2回	75%	25%	—%	—%	—%	—%	—%	—%	—%	
4年超6年以下	3回	60	30	10	—	—	—	—	—	—	
6年超8年以下	4回	45	35	15	5	—	—	—	—	—	
8年超10年以下	5回	35	30	20	10	5	—	—	—	—	
10年超12年以下	6回	30	20	20	15	10	5	—	—	—	
12年超14年以下	7回	25	20	20	15	10	5	5	—	—	
14年超16年以下	8回	20	20	15	15	10	10	5	5	—	
16年超18年以下	9回	20	20	15	15	10	5	5	5	5	
18年超	10回	20	20	15	15	10	5	5	5	3	2

■ 注意事項 ■

- ①お申込みに際し信用保証料の分割支払をご希望の場合は、すでに分割支払を承認されていてもあらためて本依頼書をご提出ください。なお、保証制度や保証料計算期間等の理由により、ご希望に添えない場合があります。
- ②第2回目以降の支払期日の基準日は、上記1. または2. の場合は当座貸越契約(変更契約)締結日、上記3. の場合は条件変更決定日となります。
- ③保証料総額および支払方法等について、依頼人には「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」または「保証条件変更決定のお知らせ(お客様用)」、金融機関には「信用保証料送金のご依頼」に表示します。
- ④③の書面を発行後は、分割支払から一括支払への変更のみお取扱います。

信用保証料分割徴収承認申請書

鹿 児 島 県 信 用 保 証 協 会 御 中

年 月 日

住 所

金融機関



上記依頼人にかかる信用保証料を分割徴収することを承認ください。承認の上は、第1回目の信用保証料は、上記1. の場合は当座貸越契約締結日、それ以外の場合は変更契約日に徴収し、第2回目以降は所定の期日に、上記依頼人の口座から所定の方法により徴収します。但し、上記依頼人の当座貸越契約について期限の利益を失ったときは、信用保証料の残額を即時に徴収します。

協会使用欄

保証番号					
------	--	--	--	--	--

【当座貸越(貸付専用型)根保証および事業者カードローン当座貸越根保証以外】

信用保証料分割支払承認依頼書

鹿 児 島 県 信 用 保 証 協 会 御 中

年 月 日

住 所

依頼人

氏 名

印

私(当社)は、このたび信用保証にかかわる以下の申込を行うにあたり、貴協会に対し支払うことになる信用保証料を以下の貴協会所定の分割支払回数割合表により分割支払したいので依頼します。

1. 信用保証委託申込書による保証申込
2. 保証条件変更申込書による期間延長返済方法変更申込

第1回目の信用保証料の支払期日は、上記1.の場合は融資実行日、それ以外の場合は変更契約日とし、第2回目以降は、融資金融機関の承認を得て私(当社)の預金口座から当該金融機関所定の方法により、所定の期日に支払います。但し、保証付融資について期限の利益を失ったときは、信用保証料の残額を即時に支払います。

なお、保証付融資について、新たな保証条件の変更を行ったときは、本依頼にもとづき承認された支払方法に関わらず、新たに決定された支払方法にて支払います。

【分割支払回数割合表】

保証料計算期間 支払回数 支払期日	第1回 表記の 期日	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回
		基準日の 満1年後	基準日の 満2年後	基準日の 満3年後	基準日の 満4年後	基準日の 満5年後	基準日の 満6年後	基準日の 満7年後	基準日の 満8年後	基準日の 満9年後
2年超4年以下	2回	75%	25%	—%	—%	—%	—%	—%	—%	—%
4年超6年以下	3回	60	30	10	—	—	—	—	—	—
6年超8年以下	4回	45	35	15	5	—	—	—	—	—
8年超10年以下	5回	35	30	20	10	5	—	—	—	—
10年超12年以下	6回	30	20	20	15	10	5	—	—	—
12年超14年以下	7回	25	20	20	15	10	5	5	—	—
14年超16年以下	8回	20	20	15	15	10	10	5	5	—
16年超18年以下	9回	20	20	15	15	10	5	5	5	5
18年超	10回	20	20	15	15	10	5	5	5	3

■注意事項■

- ①お申込みに際し信用保証料の分割支払をご希望の場合は、すでに分割支払を承認されていてもあらためて本依頼書をご提出ください。なお、保証制度や保証料計算期間等の理由により、ご希望に添えない場合があります。
- ②第2回目以降の支払期日の基準日は、上記1.の場合は融資実行日、上記2.の場合は条件変更決定日となります。
- ③保証料総額および支払方法等について、依頼人には「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」または「保証条件変更決定のお知らせ(お客様用)」、金融機関には「信用保証料送金のご依頼」に表示します。
- ④③の書面を発行後は、分割支払から一括支払への変更のみお取り扱いします。

信用保証料分割徴収承認申請書

鹿 児 島 県 信 用 保 証 協 会 御 中

年 月 日

住 所

金融機関

印

上記依頼人にかかる信用保証料を分割徴収することを承認ください。承認の上は、第1回目の信用保証料は、上記1.の場合は融資実行日、それ以外の場合は変更契約日に徴収し、第2回目以降は所定の期日に、上記依頼人の口座から所定の方法により徴収します。但し、上記依頼人の保証付融資について期限の利益を失ったときは、信用保証料の残額を即時に徴収します。

協会使用欄

保証番号					

第4章

保証の事務手続

1 保証申込

保証申込の方法は、協会制度の保証申込の場合と地方公共団体関係特別保証制度（以下「地公体制度」という。）の保証申込の2つの方法があります。前者は金融機関経由の申込み、後者はあっせん商工団体経由又は金融機関経由の申込みとなります。

（１） 協会制度の保証申込

中小企業者から融資申込を受付けた金融機関は、審査の結果、適当と認め、協会の保証付で融資することとした場合は、保証申込に係る書類を徴求し、協会へ送付してください。

協会は、保証申込受付後、調査・審査を行い、適当と認めた場合は、金融機関に対し、信用保証書を交付します。

（２） 地公体制度の保証申込

ア 鹿児島県中小企業制度資金融資の保証申込は、金融機関又は商工団体（中小企業者にあつては、各商工会議所又は各商工会、組合にあつては、鹿児島県中小企業団体中央会）が受け付けます。

協会は、保証申込受付後、調査・審査を行い、適当と認めた場合は、金融機関又は商工団体に対し、信用保証書を交付します。

なお、次のいずれかに該当する場合は、申込先が限定されますのでご注意ください。

（ア） 創業支援資金・・・商工団体

（イ） 事業再生支援資金・・・金融機関

イ 鹿児島市中小企業融資制度の申込は、金融機関が受け付けます。

* 協会の保証実績がない者で、各資金ごとの融資限度額の2分の1（創業支援資金は500万円、特別小口資金及び小規模企業支援資金は625万円）を超える融資を担保の提供なく申込む場合、鹿児島市中小企業融資審査会付議の対象となります。

(3) 保証申込書類

	書 類 名	留 意 事 項
通常申込時に必要な基本資料	信用保証依頼書	保証申込の都度、毎回必要となります。(金融機関にて作成)
	信用保証委託申込書	保証申込の都度、毎回必要となります。(記入日より2か月以内での協会受付が必要となります。)
	信用保証委託契約書	保証申込の都度、毎回必要となります。日付欄には記入日を記載し、印鑑登録されている実印を捺印願います。(記入日より2か月以内での協会受付が必要となります。)
	個人情報の取扱いに関する同意書	保証申込の都度、毎回必要となります。保証申込の関係者(本人、連帯保証人、担保提供者等)から個別に提出願います。
	確定申告書(写) (決算書)	直近2期分(税務署受付印、勘定科目内訳明細のあるもの)が必要となります。ただし、前回までの利用時に提出済の場合や業歴が満たない場合には不要です。又、必要に応じ原本やそれ以前の申告書を確認させていただく場合もあります。
	決算情報等確認書	決算期毎に必要となります。
	残高試算表	決算後6月を過ぎている場合、必要となります。
	商業登記簿謄本(写)	初回及び登記事項に変更があった場合、必要となります。
	定款(写)	初回及び登記事項に変更があった場合、必要となります。
	印鑑登録証明書(写)	原則として、初めてご利用いただく際に必要となります。 2回目以降は、前回までの利用時から変更があった場合に必要となります。 申込人(法人・個人)、連帯保証人、担保提供者等について最近3か月以内のものが各1通必要となります。
	申込人(企業)概要	原則として、初めてご利用いただく際に必要となります。 2回目以降は、前回までの利用時から変更があった場合に必要となります。
	最近の金融機関取引状況表	保証申込の都度、毎回必要となります。
その他必要に応じて提出していただく資料	信用保証料分割支払承認依頼書	信用保証料を分割で支払う場合に必要となります。
	納税証明書又は 滞納がないことの証明書	鹿児島県中小企業融資制度の申込の際は、県民税・市町村民税の完納確認のため、申込人の納税証明書が必要となります。 鹿児島市中小企業融資制度の申込の際は、市税の完納確認のため、申込人及び連帯保証人の滞納がないことの証明書(証明書発行日から融資申込日まで概ね1か月以内)が必要となります。
	許認可証(写)等	許認可等の確認を必要とする業種(17ページ参照)を営む場合、事業上必要な許認可証等の写しの添付が必要となります。 ただし、既に提出済で、その許認可証等が有効期間内である場合には不要です。
	従業員数確認資料 従業員数が右記の場合、 確認資料は原則として次の1又は2のいずれかが必要となります。 1 労働保険概算・増加概算 確定保険料申告書(写) 2 社会保険庁等公的機関 による証明書 ただし、この書類が提出できない場合は、次のいずれかの書類(写)を提出願います。 (1) 法人の事業概況説明書 (2) 健康保険・厚生年金 保険被保険者報酬月額 算定基礎届総括表 (3) 給与所得・退職所得 等の所得税徴収高計算書 (4) 賃金台帳	保証申込時に当該資本金を超えており、従業員数が次表に該当する場合は、従業員数の確認書類が必要となります。

業 種	資 本 金	従 業 員 数
製造業等	3億円超	270人超
卸売業	1億円超	90人超
小売業	5,000万円超	45人超
サービス業	5,000万円超	90人超
政令特例業種	該当する資本金を超え、かつ、従業員数が定められた従業員数の9割を超えているもの	

その他必要に応じて提出していただく資料	外国人（住民票又は在留カード（写）もしくは特別永住者証明書（写））	代表者又は連帯保証人が外国人である場合に、在留資格及び在留期間（満了日）等の確認のため必要となります。
	連帯債務の特約書	連帯債務による保証申込の場合に必要となります。
	受注工事明細書	土木・建設業、測量業等を営んでいる場合に必要となります。
	宣誓書（風俗営業でない旨）	飲食業（食事の提供を主目的とする）を営んでいる場合に必要となります。
	宣誓書（投機目的でない旨）	土地売買業を営んでいる方が土地取得資金で保証申込される場合に必要となります。
	資金繰り表	短期資金の保証申込の場合等、必要となります。
	長期収支計画表（資金計画書）	当期利益が連続して赤字を計上している先からの保証申込や業種拡大・転換に係る保証申込の場合、中小企業振興資金等で保証申込金額が1,000万円を超え、かつ、その融資期間が1年を超える資金の保証申込の場合等、必要となります。
	固定資産名寄台帳又は資産証明書（写）	保証申込書類に記載がない場合、必要となります。
	賃貸借契約書（写）	賃貸物件を賃借し、事業を行う場合に必要となります。
	家主の改装承諾書	賃借している店舗（事務所）を改装する場合、必要となります。
	組合員名簿の写し	組合の保証申込の場合、必要となります。
	割引手形内訳表	商手割引、商担手貸の場合、必要となります。
	手形信用調	商手割引、商担手貸の場合、必要となります。
	手形の写し	手形割引（単発）の場合、必要となります。
	見積書（写）	建物の建築、機械等の設備の場合、必要となります。
	保証協会団体信用生命保険制度関係	保証協会の団体信用生命保険制度に申込の場合、必要となります。 1 団体信用生命保険による債務弁済委託契約申込書 2 「保証協会団信」申込書兼告知書 3 「健康診断結果証明書」（今回申込をされる保険金額（借入金額）が5,000万円超の場合に必要となります。）
	特定中小企業者認定書	経営安定関連保証を申込み場合、必要となります。
【協会を抵当権者とする（根）抵当権を提供いただく場合】		
不動産登記簿謄本、公図（地積・測量図）、建物図面、地図、写真 担保差入承諾書（申込人・法人の代表者以外の方が担保を提供される場合に必要であり、印鑑証明書及び個人情報の取扱いに関する同意書を添付していただきます。）		
【金融機関を抵当権者とする根抵当権を充当される場合】		
金融機関所定の担保物件調査票等の写し 金融機関評価書、不動産登記簿謄本、地図（地積・測量図）、地図、写真 担保充当承諾書（申込人・連帯保証人以外の方が担保を提供される場合に必要であり、印鑑証明書（写）及び個人情報の取扱いに関する同意書を添付していただきます。）		

（注1） 鹿児島県中小企業制度資金融資をご利用になる場合は、鹿児島県中小企業制度資金融資要綱及び鹿児島県中小企業制度資金取扱要領において定められている必要書類の提出が必要となります。

（注2） 鹿児島市中小企業融資制度をご利用になる場合は、鹿児島市中小企業融資資金借入申込書が必要となります。

（注3） 以上のほか、追加資料を提出していただくことがあります。

なお、保証申込書類等の記入方法については、「第7章 申込書類等記入要領」を参照ください。

(4) 当座貸越根保証期間満了に伴う継続利用申込

当座貸越根保証（貸付専用型、事業者カードローン、事業者カードローン700）の保証期間満了に伴う継続利用の方法には、期間延長と継続新規があります。

期間延長は、保証条件変更により当初契約した貸越期限の延長を行う方法であり、継続新規は、契約の更改であって新たな当座貸越契約に基づき貸越を行う（新規貸越分で既存貸越を決済）方法をいいます。

なお、ここでの期間延長には、貸越残高を確定し、その債務を分割弁済する場合の期間延長は含みません。

ア 手続きを行う前に

(ア) 期限到来の事前通知と事前照会

協会は、当座貸越根保証の保証期間満了月の2か月前に金融機関に対して「期限到来のお知らせ」を送付しております。

期限到来のお知らせが届いたお客様が継続利用を希望される場合は、必要に応じ所定の書式（当座貸越事業者カードローン事前照会票 保第29号様式）を直近2期分の決算書及び決算情報等確認書と併せてご送付いただき、申込資格要件を満たしているか否かについて、事前にご照会ください。

イ 手続の方法

(ア) 期間延長

当初の契約日から5年以内の場合において、更新時に申込人が資格要件を満たしており、保証条件が前回保証の内容と変動なく、期間の延長のみを行う場合には、保証条件変更申込書及び依頼書に必要事項を記入し、原則として期間満了日の20日前までに協会にご提出ください。

(イ) 継続新規

当初の契約日から5年を経過した場合、極度額の増額等保証条件が前回保証内容と異なる場合には、新規の保証申込と同様の手続を行います。

この場合、利用中の貸越残高を新規保証に基づく貸越金で回収することになるため、信用保証依頼書の「この貸付で完済する保証がある場合」の欄に、利用中の保証番号を記入し、回収条件とする前回根保証の保証期日の20日前までに信用保証委託申込書により申込みしてください。

信用保証書受理後は、新たな当座貸越契約書を締結し、利用中の貸越残高を締結日で決済してください。

また、上記手続完了後、貸付実行の報告を行うとともに、「完済報告書」により、同日付けで前回保証分の完済報告を行ってください。

なお、法人が合併した際、合併後の根保証が存続会社の債務であった場合に限り、保証条件変更による期間延長の取扱いとなります。一方、消滅会社の債務であった場合は、保証条件変更による期間延長ではなく、継続新規の取扱いとなります。

必要な手続き

手続の内容	必要な手続き
極度額の変更（増額）	新規の保証申込（回収条件）
極度額の変更（減額）	保証条件変更の申込
期間の短縮・延長	保証条件変更の申込
当初契約日から5年を経過した場合	新規の保証申込（回収条件）

(事第 15 号様式)

鹿児島県信用保証協会 行

年 月 日

金融機関コード

--	--	--	--	--	--	--	--

金融機関本・支店名

代 表 者 名

印

完 済 報 告 書

次の保証付貸付金が、完済となりましたので報告いたします。

被保証人名												
保証番号												

1 期限前に完済となった場合（期限と同日を含む）は、完済となった償還の内容を記入してください。

完済日	償還額（円）	償還後残高（円）
年 月 日		

2 期限後に完済となった場合は、期限以降の償還状況を記入してください。

年月日	償還額（円）	償還後残高（円） （1行目は期限時残高）
貸付期限 年 月 日	* * * * *	
償還日 年 月 日		
〃 年 月 日		
〃 年 月 日		
〃 年 月 日		
〃 年 月 日		

(協会使用欄)

担当者	確認

(参考) 当座貸越根保証（貸付専用型、事業者カードローン、事業者カードローン 700）の申込資格要件

1 当座貸越（貸付専用型）根保証

次のすべての要件を満たす中小企業者であり、今後とも申込金融機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められる者。

<個人事業者の場合>

- (1) 同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っている。
- (2) 申込金融機関との与信取引が6か月以上ある。
- (3) 次のいずれかに該当する者。

ア 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース（CRD）を活用した信用保証協会によるスコアリングが、本制度事務取扱要領に定める基準以上である。

イ 信用保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング（信用格付）が前記ア CRD 基準と同等以上である。

ウ 確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得300万円以上を計上し、かつ自己名義の不動産（自宅・店舗等）を所有する。

エ 確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得100万円以上を計上し、不動産等物的担保の提供がある。

<法人の場合>

- (1) 同一事業の業歴が3年以上であり、2期以上の決算を行っている。
- (2) 申込金融機関との与信取引が6か月以上ある。
- (3) 次のいずれかに該当する者。

ア 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース（CRD）を活用した信用保証協会によるスコアリングが、本制度事務取扱要領に定める基準以上である。

イ 信用保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング（信用格付）が前記ア CRD 基準と同等以上である。

2 事業者カードローン当座貸越根保証

次のすべての要件を満たす中小企業者であり、今後とも申込金融機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められる者。

<個人事業者の場合>

- (1) 同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っている。
- (2) 申込金融機関との与信取引が6か月以上ある。
- (3) 次のいずれかに該当する者。

ア 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース（CRD）を活用した信用保証協会によるスコアリングが、本制度事務取扱要領に定める基準以上である。

イ 信用保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング（信用格付）が前記ア CRD 基準と同等以上である。

ウ 確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産（自宅・店舗等）を所有する。

＜法人の場合＞

- (1) 同一事業の業歴が3年以上であり、2期以上の決算を行っている。
- (2) 申込金融機関との与信取引が6か月以上ある。
- (3) 次のいずれかに該当する者。

ア 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース（CRD）を活用した信用保証協会によるスコアリングが、本制度事務取扱要領に定める基準以上である。

イ 信用保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング（信用格付）が前記ア CRD 基準と同等以上である。

3 事業者カードローン 700 当座貸越根保証

次のすべての要件を満たす中小企業者であり、今後とも申込金融機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められる者とする。

- (1) 同一事業の業歴が3年以上であること。
- (2) 直近2年間のいずれかの決算において利益（法人は経常利益、個人は所得金額）計上していること。
- (3) 個人の場合、青色申告であること。ただし、申込金額が200万円以内の場合、白色申告でも申込することができる。

2 貸付の実行

(1) 貸付実行時の留意事項

ア 保証決定日前の貸付はできません。

イ 貸付実行前に保証条件の再確認をお願いします。

信用保証書に記載されている金額、期間、返済方法、連帯保証人、担保条件等、保証条件を確認してください。

保証条件が相違している場合は、実行前に協会の担当者と連絡を取ってください。

ウ 信用保証書の有効期限経過後の貸付は無効です。（約定書第2条第2項）

信用保証書の有効期限は、信用保証書発行日の翌日から起算して30日以内です。（有効期限が金融機関の休日に当たるときは、その翌営業日を有効期限とします。なお、保証条件として「○日以内に融資実行のこと」と記載がある場合については、保証条件が優先します。）

ただし、有効期限内に信用保証書有効期限延長申請書の提出があり、協会が承諾したときは、最長60日まで延長することができます。（変更保証書の有効期限は30日以内であり、延長は出来ません。）この場合、協会は、信用保証書有効期限延長承諾書を発行します。

なお、流動資産担保融資保証の場合は60日以内、予約保証の場合は365日以内となっています。

エ 被保証人、連帯保証人等の意思を確認してください。

意思確認に当たっては、確認した日時・場所・方法・会話の内容等を記録してください。後日、債務否認等が発生したときは、代位弁済が困難になりますので、注意してください。（記録は、金融機関所定の様式で差し支えありません。）

なお、確認を行う内容は、概ね次のとおりです。

（ア） 貸付実行が行われる融資金が協会保証付貸付であること。

（イ） 当該貸付について連帯保証すること。

オ 債権書類に不備がないように注意してください。

なお、貸付実行日は貸付形式により次のとおりとなります。

（ア） 手形貸付・・・第1回目の手形の振出日。

（保証期間内の書替手形は、新たに手形を徴求して書替えてください。最終の手形の期日は、最終期日と一致することになります。）

（イ） 根保証 a) 手形割引の場合・・・第1回目の手形の割引日

b) 手形貸付の場合・・・第1回目の手形の振出日

（ウ） 証書貸付・・・証書作成日（契約日）。

（エ） 当座貸越・・・当座貸越は、貸付実行が伴わなくても当座貸越契約の締結日。

カ 既存の債権について、延滞の有無を確認してください。

保証付、プロパー貸付にかかわらず、既存の債権について、延滞等債務の不履行があるときは、貸付を中止し、協会の担当者に連絡してください。

キ 保証条件に表示された以外の旧債振替はできません。（約定書第3条）

保証条件外のプロパー貸付を旧債振替された場合、原則として全額免責となります。

ク 保証条件に表示された以外の分割貸付はできません。

ケ 信用保証料は、貸付実行（当座貸越の場合は当座貸越契約）時に徴収してください。

コ 貸付の中止（保証後取消）

信用保証書受領後、何らかの理由により貸付実行できない場合は、協会の担当者に連絡のうえ、信用保証書一式を速やかに返却してください。

サ 資金使途が設備資金の場合、貸付実行後に設備資金実施の確認を行うとともに、領収書（写）又は見積先への送金の記録等、設備資金実施確認資料を金融機関にて保管してください。

次回保証（条件変更）申込時又は代位弁済請求時等に当協会へ提出していただくことになります。なお、保証条件の場合は、徴求後、速やかに当協会へ提出してください。

※ 保証条件欄に表示された条件は、速やかに完備してください。

融資対象物件の担保設定、先順位抹消、順位譲渡、許可名義変更等については、それぞれ事前に完了予定日を当協会に連絡し、予定日を超過しないよう十分な注意をお願いします。

(2) 金融機関担保充当の保証条件

信用保証書に付した「金融機関担保の充当条件」の解釈は、次のとおりです。

保 証 条 件	解 釈
根抵当権極度額 10,000,000 円 本件債権が他の被担保債権に優先する限度額は 10,000,000 円とする。	極度額を限度として、元金・利息・損害金を被担保します。
根抵当権極度額 10,000,000 円 本件債権が他の被担保債権に優先する限度額は 5,000,000 円とする。	極度額のうち、優先充当額を限度として、元金・利息・損害金を被担保します。
根抵当権極度額 10,000,000 円の配分は次の順序とする。 第 1 優先 5,000,000 円他の被担保債権 第 1 優先 5,000,000 円本件債権	極度額のうち、充当額を限度として、条件に付した順位で、元金・利息・損害金を被担保します。
根抵当権極度額 10,000,000 円の配分は次の順序とする。 第 1 優先 2,000,000 円保証番号 99999999 第 2 優先 3,000,000 円他の被担保債権 第 3 優先 5,000,000 円本件債権	極度額のうち、充当額を限度として、条件に付した順位で、元金・利息・損害金を被担保します。

(3) 信用保証料制限に係る信用保証書及び変更保証書の表示

当協会が徴収する信用保証料について、利息制限法を適用する場合は、信用保証書及び変更保証書上に、次に掲げるそれぞれの場合に応じた保証条件を表示します。

ア 金銭消費貸借（証書貸付、手形貸付及び当座貸越）の場合

「利息（みなし利息を含む）は利息制限法に定める法定上限額の 1 / 2 の金額の範囲内とすること」

イ 手形割引の場合

「割引料（みなし割引料を含む）は年 10% の金額の範囲内とすること」(※1)

ウ 特定社債の場合

「利息（みなし利息を含む）及び保証料（みなし保証料を含む）は合計年 10% の金額の範囲内にすること」(※2)

(※1) 利息制限法の適用はありませんが、出資法が適用されることから、このように表示します。なお、債務承認分割弁済契約締結による準消費貸借については、利息制限法が適用されるものと解して、変更保証書に上記アを表示します。

(※2) 利息制限法の適用はありませんが、出資法が適用される可能性が高いため、このように表示します。ただし、特定社債保証制度における信用保証書は保証契約でないため、契約としての拘束力はありません。

(4) 貸付実行報告の留意事項

貸付実行を行ったときは、遅滞なく貸付実行報告書を提出していただくこととなっております。(約定書第4条第1項)

ア 貸付実行報告は、オンライン伝送による報告と書面による報告があります。
書面による報告の場合は、協会所定の貸付実行報告書を提出してください。
(オンライン伝送の場合は、貸付実行報告書は不要です。)

イ 元利均等分割返済の場合、最終期日までの返済予定表の写しを提出してください。

ウ 貸付実行報告書

(ア) 返済条件の確認

貸付実行報告書に記載された返済条件が、債権書類の内容と一致していることを確認してください。

(イ) 貸付利率

記入漏れのないようお願いします。

(ウ) 金融機関印、担当者印

捺印漏れがないようお願いします。

(5) 貸付実行報告書の書式と記入方法

ア 書式

貸付実行報告書

鹿児島県信用保証協会 行

以下のとおり実行いたしました。

実行されましたら、この実行報告書を
必ずご提出ください。

(担当者

TEL

印
)

被保証人	顧客番号 123456789
株式会社 鹿児島太郎商店	保証番号 1234567890

保証内容

保証日	R1-9-10	貸付金額	5,000,000円	保証割合	100%
保証期間	令和元年10月2日から令和6年10月2日まで	金融機関コード	0992-012		
保証形態	個別保証	貸付形式	証書貸付		
制 度	一般保証	資金使途	運転・設備		
返済方法	2元金均等				
1か月目から59か月目まで1か月ごと 84,000円 最終回 44,000円					

貸付実行内容

1	貸付(割引)金額	円	2	貸付(割引)利率	(Y:年利/M:月利)	%
3	始期	年 月 日	4	終期	年 月 日	
5	返済方法1	※※ 年 ※※ 月 ※※ 日から ※※ 年 ※※ 月 ※※ 日まで ※※ か月ごとに				
	返済金額1	※※※※※ 円				
6	返済方法2	※※ 年 ※※ 月 ※※ 日から ※※ 年 ※※ 月 ※※ 日まで ※※ か月ごとに				
	返済金額2	※※※※※ 円				
7	初回・最終回	※※ 年 ※※ 月 ※※ 日に ※※※※※ 円				
8	約定返済日	※※ 日				

9	ローン返済時 第1回返済日	R ※※ 年 ※※ 月 ※※ 日
---	------------------	------------------

例 注意事項

- ※1 満期一括返済の場合は1～4までをご記入ください。
※2 不均等、商手落込返済の場合は1～4を記入後、別紙に返済方法を添付してご返送ください。
※3 約定返済日が月末日の場合は”31”とご記入ください。
※4 元利均等返済の場合は5～7は記入不要ですが、返済予定表の写しを添付してください。

取扱部署
住 所
電話番号

イ 記入方法

金融機関において、書式例の「*」が記載されていない欄にご記入ください。
なお、保証種類別の記入箇所における留意点は以下のとおりです。

(ア) 貸付根保証

貸付金額は極度額をご記入ください。

貸付始期は第一回目の貸付実行日をご記入ください。

(イ) 手形割引根保証

a 新規の場合

貸付（割引）金額は極度額をご記入ください。

貸付始期は第一回目の割引実行日をご記入ください。

なお、貸付終期は応当日の前日までとなります。

b 更新の場合

保証日が前回満了日以降であっても、前回満了日を貸付始期としてください。

貸付（割引）金額は極度額をご記入ください。

なお、貸付終期は応当日の前日までとなります。

(ウ) 手形割引個別保証

貸付終期は該当割引手形の期日となります。

(エ) 当座貸越根保証

貸付始期は契約締結日をご記入ください。

(6) 保証期間の終期

ア 期間保証（保証期間が○か月のもの）の場合、終期をとることのできる範囲は、「貸付日の翌日の〔保証期間〕か月後の応当日の前日（応当月に応当日がない場合は、その月の月末）」を最大の日としています。なお、最小の日付は「貸付日の翌日の〔保証期間－1か月〕か月後の応当日」となります。

イ 前アにより定めた終期が、金融機関の休日に当たる場合は、その休日を終期とし、最終返済履行期限は、翌営業日までとします。

ただし、休日を終期にできない場合は、休日の前営業日を終期とします。

【注意点】

- ・返済方法欄に記載されているとおりに貸付実行を行ってください。
- ・信用保証書に記載された返済方法と相違する貸付は保証条件違反となります。
- ・返済回数と保証期間（月数）が合っているか、必ず、ご確認ください。
※ 貸付実行日の翌日を初回返済日とすると、場合によっては、返済回数と保証期間が相違する場合があります。
- ・同一月内に、2回以上の返済にならないようにしてください。

【月数保証における終期及び分割返済における第1回目の返済日の取り方】

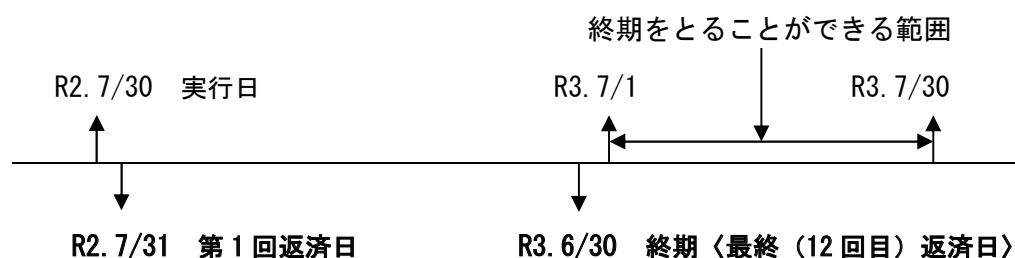
【要注意 例】

大の月（月末が31日まである月）の30日に貸付実行。

第1回返済日をその月の月末（31日）に設定すると、返済回数は保証条件どおりとなりますが、保証期間が1か月短くなり、保証条件と合致しなくなることがありますのでご注意ください。

【例1】

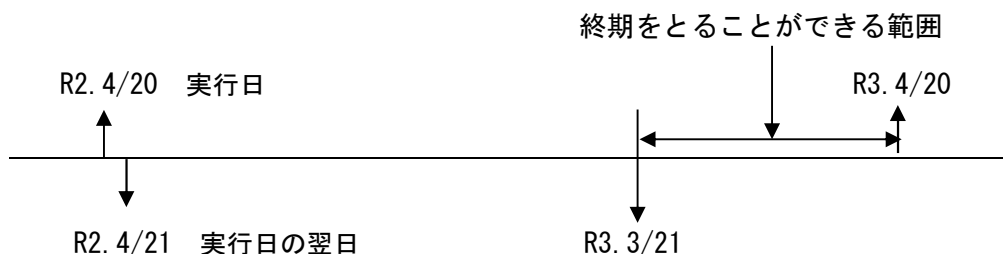
7月（大の月）30日に貸付実行（保証期間：12か月，1か月目から1ヵ月ごと月末返済）



例1図のように、第1回返済日を実行日の翌日である令和2年7月31日・終期を令和3年6月30日に設定すると、返済回数は12回となりますが、貸付期間は11か月となり保証条件と合致しなくなりますので、ご注意ください。

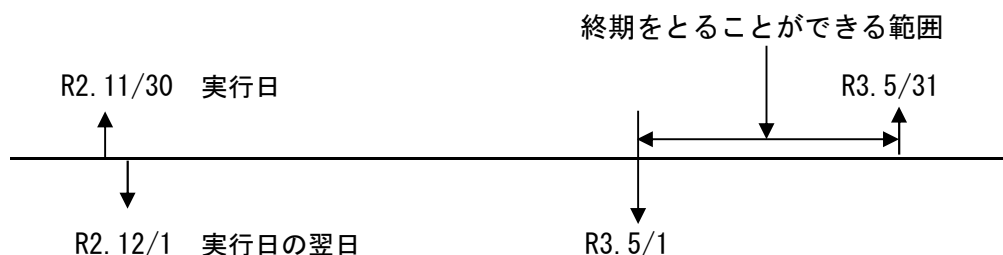
【例2】

月末貸付実行以外の場合（保証期間：12か月・貸付実行日：令和2年4月20日）終期をとれる範囲は令和3年3月21日（実行日の翌日の11か月後の応当日）から令和3年4月20日（実行日の翌日の12か月後の応当日の前日）



【例3】

月末貸付実行の場合（保証期間：6か月・貸付実行日：令和2年11月30日）終期をとれる範囲は令和3年5月1日（実行日の翌日の5か月後の応当日）から令和3年5月31日（実行日の翌日の6か月後の応当日の前日）



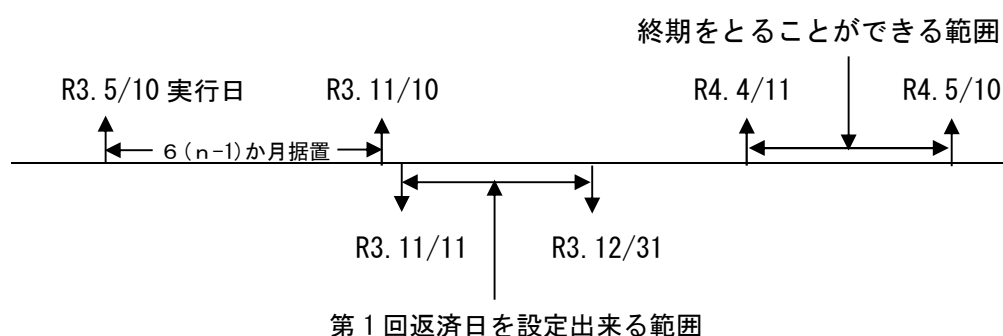
※ 貸付実行日が月末のときは、月の大小にかかわらず終期を月末日に設定できます。

終期は、始期（令和2年11月30日）の翌日（令和2年12月1日）の6か月後の応当日（令和3年6月1日）の前日（令和3年5月31日）まで設定できます。

【例4】

7（n）か月目から返済を開始する場合（保証期間：12か月・貸付実行日：令和3年5月10日）

第1回目の返済日の範囲は令和3年11月11日（（n-1）か月後の応当日の翌日）から令和3年12月31日（nか月後の応当日の属する月の末日）



※ 第1回目の返済日は、貸付実行日から起算して（n-1）か月後の応当日の翌日から、nか月後の応当日の属する月の末日までの範囲となります。

3 貸付実行後の管理

（1） 償還状況報告（約定書第4条第2項）

保証付貸出金が保証条件のとおり返済されているか、又は、保証債務額はいくらであるかを正確に把握することが、保証債務の保全管理上必要であるため、償還状況の報告をいただくことになっております。

償還状況報告には、オンライン伝送による償還報告と書面による償還報告があります。

ア オンライン伝送による償還報告

金融機関の電算センターから、電算データで償還の報告をいただき、協会の債務データと照合のうえ、償還処理を行います。

照合できない場合は、改めてお問い合わせいたします。

イ 書面による償還報告

「償還報告書」、「完済報告書」により報告してください。

（ア） 報告上の留意点

a 償還報告書

保証債務残高があるものはすべて「償還報告書」に出力し、当該金融機関に送付いたしますので、償還額等を記入のうえ、翌月10日までに返送してください。

b 完済報告書

オンライン伝送対象外の保証制度（根保証、商手割引の保証、当座貸越根保証、事業者カードローン、流動資産担保融資保証等）が完済になりましたら、完済報告書により報告してください。

なお、最終期日後一部入金があり、完済となった場合は、最終期日後の入金状況も記入してください。

(イ) 報告書記載上の留意点

- a 各報告書は、代理貸分も含めて記入してください。
- b 金融機関印を必ず捺印してください。
- c 報告漏れは免責事由に該当しますので、延滞口、約定外の償還について、記入漏れがないよう注意してください。
- d 明瞭な字で誤りのないよう、特に注意してください。

(2) 根保証の確定

商手割引根保証、当座貸越根保証、事業者カードローンは、保証期間の終了時に契約を更新しない場合や、保証期間中に取引を継続しない事由が生じる場合があります。

このような場合、被保証債務の元本を確定するため、以下に記載する確定手続きが必要になります。

ア 商手割引根保証

期間確定通知書を提出してください。

割引中の手形がない場合であっても、「該当なし」と記入し、提出してください。

イ 当座貸越根保証、事業者カードローン、事業者カードローン700

保証期間の終了時に契約を更新しない場合は、完済する場合を除き、保証条件の変更手続きを行うこととなります。

(3) 業況報告書及び事業計画実行状況等報告書について

ア セーフティネット保証5号

平成23年6月1日以降にセーフティネット保証5号を利用した中小企業者（平成30年4月1日以降に保証申込されたものを除く。）を対象に、金融機関が訪問等したうえで、貸付実行後半年に一度（保証時の初回の半期の報告を除く）、業況報告書を作成し協会に対して提出することとなります。ただし、保証金額が1,250万円以下のもの、又は保証期間が1年以内のものについては報告不要です。

イ 経営力強化保証制度

中小企業者は、認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定・実行し、その進捗を金融機関に対して四半期毎に報告します。

金融機関は自らの経営支援の実態状況を含め、協会に対して中小企業者の事業年度毎に、計画の実行状況を事業計画実行状況報告書を作成し報告します。

ウ 経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）

中小企業者は、認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業の再生計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行状況の報告を四半期毎に報告します。

金融機関は経営支援の実態状況を含め、原則として3年間にわたり、協会に対して中小企業者の事業年度毎に計画の実行状況を報告します。

エ 条件変更改善型借換保証

中小企業者は、認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定・実行し、その進捗を金融機関に対して四半期毎に報告します。

金融機関は自らの経営支援の実態状況を含め、協会に対して中小企業者の事業年度毎に、計画の実行状況を報告します。

マイナンバー制度への対応について

社会保障や税務における行政手続きの効率化等を目的として実施されている「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）」について、協会はお客さまの個人番号（以下「マイナンバー」という。）を取得することは出来ません。

以下の書類については、保証申込等の事務手続きにおいて協会に提出することが予想されることから、取扱いには十分ご注意ください。

- ① 個人番号カード（本人確認書類）
- ② 源泉徴収票（平成28年1月1日以降の給与支払に関するものが対象）
- ③ 確定申告書（平成28年分の申告から対象）
- ④ 住民票
- ⑤ 開業・廃業届出書

なお、上記に例示した書類等や、その他マイナンバーが記載された書類等を協会へ提出する場合は、マイナンバーを予めマスキングしたうえで提出ください。

（参考）確定申告書におけるマイナンバーの記載箇所

（出典：国税庁 HP）

The image shows a sample of a Japanese tax return form (確定申告書B) for the year Heisei 28. A red box highlights the 'Personal Number' (マイナンバー) field in the taxpayer information section. A blue dashed box also points to this field with the label '本人のマイナンバー' (Taxpayer's My Number). The form includes sections for income, deductions, and taxes.

[illegible]

第5章

保証後の管理

被保証債権の管理については、プロパー債権と同じく、常にその保全に必要な注意を払い、信用状態の悪化等回収が困難となるような事態を予見、又は把握した時は、直ちに協会に通知するとともに金融機関として通常行うべき措置を取り、債権の保全・取立を図ってください。（約定書第9条）

1 保証条件の変更

保証条件の変更（以下「条件変更」という。）については、その変更内容により、保証契約に影響を与える場合とそうでない場合があります。

「保証契約に影響を与える場合」は、保証契約の当事者である協会の「承認」を得たうえで、変更保証契約を締結する必要があります。

「保証契約に影響を与えない場合」については、一部の場合を除き、協会への「届出」が必要となります。

なお、「承認」の場合は協会から「変更保証書」を発行いたしますが、「届出」の場合は「変更保証書」は発行いたしません。

（1）「届出」のみで行える保証条件の変更

下表に記載された事項の変更については、届出時に必要な提出書類を協会に提出することによって、手続が完了します。

「届出」を要する事項	「届出」時の提出書類（必要となる書類）
（1）組織変更（注1） 【有限会社から株式会社に変更した場合など】	ア 被保証人名称・住所等変更届出書 イ 変更後の印鑑登録証明書（写し、交付後3ヵ月以内のもの） ウ 登記事項証明書又は商業登記簿謄本（写し、交付後3ヵ月以内のもの） エ 定款（写し）
（2）代表者変更 【新代表者が既に連帯保証人である（連帯保証人の追加を伴わない）場合】	ア 被保証人名称・住所等変更届出書 イ 変更後の印鑑登録証明書（写し、交付後3ヵ月以内のもの） ウ 前代表者辞任、新代表者就任の確認できる登記事項証明書又は商業登記簿謄本（写し、交付後3ヵ月以内のもの） エ 定款（写し）（ただし、変更がない場合は不要）
（3）名称・住所変更 【被保証人（連帯保証人も同様。）が名称・住所を変更した場合】	ア 被保証人名称・住所等変更届出書 イ 変更後の印鑑登録証明書（写し、交付後3ヵ月以内のもの） ウ 被保証人が法人の場合 （ア）登記事項証明書又は商業登記簿謄本（写し、交付後3ヵ月以内のもの） （イ）定款（写し）（ただし、変更がない場合は不要） エ 被保証人が個人の場合 （ア）住所変更が確認できる住民票又は印鑑登録証明書（写し、交付後3ヵ月以内のもの） （イ）名称変更が確認できる戸籍謄本（写し、交付後3ヵ月以内のもの） 外国人の場合は住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し

(4) 合併（注2）	ア 被保証人名称・住所等変更届出書 イ 変更後の印鑑登録証明書（写し、交付後3ヵ月以内のもの） ウ 合併が記載された登記事項証明書又は商業登記簿謄本（写し、交付後3ヵ月以内のもの） エ 合併により閉鎖された登記事項証明書又は商業登記簿謄本（写し、交付後3ヵ月以内のもの） オ 定款（写し）
1 被保証人が他の法人に吸収合併された場合及び新設合併する場合に、本届出が必要となります。 2 合併後の代表者が、被保証会社の代表者と異なり、第三者である場合は、本届出とは別に、連帯保証人追加の条件変更を行う必要がある場合があります。 3 被保証人が他の法人を吸収合併する場合は、本届出は不要です。	
(5) 会社分割	ア 会社分割に対する方針説明書 イ 異議申述の催告書又は官報の写し ウ 会社分割契約書（吸収分割の場合）又は会社分割計画書（新設分割の場合）の写し エ 分割会社及び承継会社の「登記事項証明書・要約書の写し」又は「商業登記簿謄本の写し」 オ 会社分割に係る債務承継報告書
(6) 取扱店変更 【貸付実行後に当該取引を他の営業店に移管するとき】	保証付債権移管届 なお、支店の開設・閉鎖等に伴い、一括して変更する場合は、事前に協会と協議してください。

（注1）法人成り及び別法人での営業譲受の場合は、変更保証書による「承認」が必要となります。

（注2）合併は、根抵当権確定請求事由（民法第398条の9）に該当するため、根抵当権設定者が債務者以外である場合は、その確定の有無に留意してください。

(2) 「承認」を要する保証条件の変更と提出書類

保証契約の変更は、被保証人（債務者）及び金融機関からの条件変更の依頼（申込）に対し、協会が承認することによって成立し、金融機関が変更保証書に基づき、変更手続きを完了したときに効力が生じることになります（約定書第5条第1項及び第2項）ので、留意してください。

なお、承認を要する事項と申請時の提出書類は、下表のとおりです。

「承認」を要する事項		「承認」時の提出書類（必要となる書類）	
被保証人の変更	(1) 法人成り 【個人経営の事業を法人組織に変更する場合】	ア イ ウ エ オ カ	基本書類（注） 信用保証委託契約変更契約書（併存的債務引受）【協会所定の様式】 登記事項証明書又は商業登記簿謄本（写し、交付後3ヵ月以内のもの） （債務引受する）法人の印鑑登録証明書（写し、交付後3ヵ月以内のもの） 取締役会又は株主総会議事録の写し（要 原本証明） 定款の写し
	(2) 個人成り 【法人を解散し、個人で会社の営業を継承するとき】	ア イ ウ エ	基本書類（注） 信用保証委託契約変更契約書（免責的債務引受）【協会所定の様式】 （債務引受する）個人の印鑑登録証明書（写し、交付後3ヵ月以内のもの） 個人事業の開廃業等届出書の写し

被保証人の変更	(3) 死亡 【被保証人が個人の場合】	ア 基本書類（注） イ 除籍謄本の写し ウ （ア）相続人が債務引受する場合 信用保証委託契約変更契約書（委託者の単独相続）【協会所定の様式】 または、信用保証委託契約変更契約書（委託者の共同相続に伴う免責的債務引受）【協会所定の様式】 （イ）相続人以外が債務引受する場合 信用保証委託契約変更契約書（免責的債務引受）【協会所定の様式】 エ （債務引受する個人の）印鑑登録証明書（写し、交付後3ヵ月以内のもの） オ （債務引受する個人の）個人情報の取り扱いに関する同意書【協会所定の様式】 カ 法人が債務引受する場合は、登記事項証明書又は商業登記簿謄本、定款、取締役会又は株主総会議事録（写し、交付後3ヵ月以内のもの） キ 相続関係図
	(4) 連帯保証人の追加	ア 基本書類（注） イ 信用保証委託契約変更契約書（連帯保証人の加入）【協会所定の様式】 ウ 追加となる連帯保証人の印鑑登録証明書（写し、交付後3ヵ月以内のもの） エ 追加となる連帯保証人の個人情報の取り扱いに関する同意書【協会所定の様式】 オ 被保証人名称・住所等変更届出書（代表取締役が変更となる場合） カ 公正証書（一定の例外を除く、変更承諾前1ヶ月以内）
	(5) 連帯保証人の解除	ア 基本書類（注） イ 信用保証委託契約変更契約書（連帯保証人の脱退）【協会所定の様式】
	(6) 連帯保証人の追加及び解除 【同時に行う場合】	ア 基本書類（注） イ 信用保証委託契約変更契約書（連帯保証人の加入及び脱退）【協会所定の様式】 ウ 追加となる連帯保証人の印鑑登録証明書（写し、交付後3ヵ月以内のもの） エ 追加となる連帯保証人の個人情報の取り扱いに関する同意書【協会所定の様式】 オ 被保証人名称・住所等変更届出書（代表取締役が変更となる場合） カ 公正証書（一定の例外を除く、変更承諾前1ヶ月以内）
	(7) 保証期間の変更 【保証期間の延長又は短縮（当座貸越・カードローンの更新を含む。）】	ア 基本書類（注） イ 保証期間の変更にかかる説明資料（長期収支計画表、資金繰表等） ウ 当座貸越・カードローンの更新については、当該保証の新規申込時と同様の資料（決算資料2期分など）
	(8) 返済方法等の変更 【返済方法、返済日、根保証の極度額等の変更】	ア 基本書類（注） イ 返済方法等の変更にかかる説明資料（長期収支計画表、資金繰表等）
	(9) 保証条件付担保の変更 【充当額、極度額、物件等の変更】	ア 基本書類（注） イ 物件を変更する場合 （ア）不動産登記簿謄本または登記事項証明書（写しでも可） （イ）変更後の金融機関担保評価書の写し （ウ）その他必要な資料（地図、公図、写真等）

（注）基本書類とは、次の書類をいいます。

①保証条件変更申込書、②保証条件変更依頼書及び③最近の残高試算表（協会に提出されていない決算書又は確定申告書を含む。）

なお、既に提出済みである印鑑登録証明書及び登記事項証明書、商業登記簿謄本について、登録内容に変更がある場合は、交付後3ヵ月以内のものを再提出してください。また、定款について、登録内容に変更がある場合は、写しを再提出してください。

(3) 「承認」及び「届出」を要しない事項

ア 貸付利率の変更

貸付実行後の貸付利率は、保証条件として許容される範囲で変更することができます。変更の際し、協会に対する承認又は届出等の手続きは不要です。

ただし、貸付利率は、保証条件のひとつであり、その制約を遵守した変更であることを疎明するため、又、代位弁済を行う際の支払利息を算定する利率となるため、貸付利率変更の事実関係を記録しておくことが必要となります。

イ 物上保証人の住所変更

届出は不要ですが、事実関係を記録しておくことが必要となります。

ウ 届出印の変更

届出印が変更となった場合、協会に対する承認又は届出は不要です。

ただし、届出印が変更となった後、新たに保証の申込みや条件変更の申込みを行う場合には、印鑑登録証明書の写しが必要になります。

エ 保証条件外担保に係る変更

保証条件外担保に関し、全部または一部の解除、極度額の変更、設定順位の変更等（以下「解除等」という。）を行う場合は、原則として承認及び届出は不要です。

ただし、金融機関が、保証付融資案件に係る事故報告書提出事由又は延滞が生じた後に、当該案件に係る保証条件外担保の解除等を行う場合にあっては、事前に協会と協議のうえ、承諾を受ける必要があります。（第5章2（2）保全措置参照。）

(4) 「個人情報の取扱いに関する同意書」の取扱い

承認申請時及び届出時における「個人情報の取扱いに関する同意書」の取扱いについては、次の場合、当該書類の提出が必要となりますので、留意してください。

ア 連帯保証人等の関係人が追加される保証条件の変更を行う場合

＊ 当該関係人が法人の場合は、法人代表者個人の同意書が必要となります。

(5) 保証条件の変更手続き

ア 変更保証書

保証条件変更の申込があり、変更内容について適当と認めたときは、「変更保証書」を取扱金融機関に送付します。

イ 変更実行報告書と留意事項

金融機関は、保証条件の変更手続きを完了したときは、直ちに協会に変更実行報告書を提出してください。ただし、貸付変更報告のオンライン伝送を実施している金融機関で、次の場合は変更実行報告書を提出する必要はありません。

（ア） 当座貸越（貸付専用型）根保証の期間延長及び極度額の減額

（イ） 事業者カードローン当座貸越根保証の期間延長及び極度額の減額

ウ 留意事項

(ア) 変更保証料は、変更実行時に徴収のうえ、変更実行報告書に信用保証料送金通知書（変更保証料用）を添付し、協会に送金してください。

(イ) 変更保証書の有効期限は、条件変更決定日の翌日から起算して30日です。変更保証書の有効期限は信用保証書と異なり「有効期限延長依頼書」による60日までの延長取り扱いはできませんのでご注意ください。

なお、条件変更後の第1回内入日が上記有効期間内に到来する場合は、内入日の当日までが有効期限となります。

また、有効期限が金融機関の休日の場合は翌営業日まで有効ですが、条件変更後の第1回内入日も同日（休日）となる場合は前営業日までに変更契約を行わなければなりません。（有効期限を経過した変更保証書は、協会に返却してください。）

(ウ) 変更実行報告書の「契約日（完了日）及び契約締結日」の一覧

変更事項			契約締結日
根保証変更	期間延長	手形割引	変更保証月日
		当座貸越・カードローン	延長前の保証期日
	根保証減額		変更契約書締結日又は変更承諾後の当初割引日
債務引受	併存的債務引受		債務者との変更契約書締結日
	免責的債務引受		
連帯保証人変更			連帯保証人との加入・脱退契約書締結日
期間延長・返済方法変更			債務者との変更契約書締結日
担保変更			原則として（根）抵当権変更契約書等締結日 その他は任意（有効期間の範囲内）
振出人変更 その他	根保証割引手形銘柄		変更保証月日

(エ) 保証条件の変更を実行される場合、変更手続きに必要な関係書類のほか、金融機関において必要な変更手続書類も必ず完備してください。

なお、保証条件変更申込書類等の記入方法については、「第7章 申込書類等記入要領」を参照ください。

2 事故報告

金融機関は、常に被保証債権の保全に必要な注意を行い、債務履行を困難とする事実を予見し、又は認知したときは、遅滞なく協会に通知することとなっています。（約定書第9条第1項）

事故報告書を提出後、被保証債権の取扱いについて協会と協議し、保全管理措置として適当な措置を講じてください。

なお、再建が見込める場合、債権保全上支障のないものについては、保証条件の変更等に努めてください。

(1) 事故報告書の提出

【事故報告書の提出事由】

次の内容が発生した場合は、速やかに事故報告書を提出してください。

事故報告書の提出漏れは、代位弁済に支障を来たすことがあります。

事故内容	備 考
取引停止処分	取引停止処分日を記入してください。
第 1 回不渡	不渡日、不渡金融機関名及び金額を記入してください。
分割返済不履行	元金又は利息が 3 回延滞となった時点で、提出してください。 なお、延滞回数にかかわらず、今後返済が見込まれない場合には提出してください。
割手、担手不渡	割引手形の買戻し、又は担保手形の差替えができない場合に提出してください。
行方不明	住民票で住所異動の有無を確認してください。また、行方不明の時期を記入してください。
休業、廃業	休業または廃業の時期を記入してください。
破産	裁判所からの通知の写しを添付してください。また、債権届出状況を記入してください。
民事再生	
その他の法的整理	
預金・債権（仮）差押	差押通知等の写しを添付してください。（被保証人、代表取締役及び連帯保証人等に対する差押も含みます。）
担保（仮）差押	
競売開始	
期限経過	期限経過後 30 日を経過した時点で提出してください。
債務整理委任	弁護士通知等の写しを添付してください。
担保価値減少	火災等により保証条件担保の価値が減少し、担保の差替え又は追加ができない場合に提出してください。
病気	入院等により事業継続、返済履行に影響がある場合に提出してください。
死亡	戸籍または除籍謄本の写しを添付してください。相続・事業継承の見込み等について確認してください。
刑事訴追	資料（新聞記事等の写し）を添付してください。
保証人事故	保証人の死亡、法的整理、行方不明等の場合に提出してください。

(2) 保全措置

金融機関で保全措置を講じる最低限のものとして、次のようなものがあります。

ア 担保物件の転売、散逸防止等のための仮処分等の保全措置

イ 白地手形の補充

ウ 手形の呈示

エ 不渡異議申立預託金返還請求権に対する仮差押

オ 担保手形・割引手形が不渡りとなったときの買戻しの催告

カ 保証付貸付金の返済困難なものや預金差押等によって支払停止となったもの
にかかる預金又は出資金払出の事前協議

キ 保証条件外担保抹消についての事前協議

金融機関が、保証付融資案件に係る事故報告書提出事由又は延滞が生じた後に、当該案件に係る保証条件外担保の全部又は一部の解除、極度額の減少、設定順位の変更等（以下「解除等」という。）を行う場合にあっては、事前に協会と協議のうえ、承諾を受ける必要があります。

ただし、事故報告提出先であっても、協会が金融機関に事故報告の解除を通知した後においては、保証条件外担保の解除等に関する協議は不要とします。

なお、協会と協議が必要な場合において、協会の承諾を得ず担保の解除等を行ったときは、民法第504条（法定代位者のための担保保存義務）、約定書第9条（債権の保全取立）に抵触する行為となりますので、留意してください。

ク 根保証利用の一時中止又は利用禁止

取扱金融機関は、次の場合、当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、手形貸付根保証、手形割引根保証等の根保証の貸越、貸付または割引を一時中止してください。

なお、一時中止の事由が解消した場合は、協会と協議のうえ、再開することができます。

（ア）協会から一時中止の申入れがあった場合

（イ）保証付貸付またはプロパー貸付について、延滞等事故報告書の提出事由が生じた場合

（ウ）取扱金融機関が差し入れを受けた根抵当権に確定事由が生じた場合

（3）取立措置

ア 第三者からの弁済

保証付貸付について第三者（保証条件外の連帯保証人、物上保証人、後順位抵当権者等）から弁済の申出があった場合には、事前に協会の承諾を得ることが必要です。（当該第三者から協会に対して求償権を行使しない旨の「念書」の徴求が必要となる場合があります。）

イ 競売申立又は競売開始決定となったときの債権届出

競売申立又は競売開始決定となり、裁判所に「債権届出書」等を提出するときは、プロパー債権と併せて保証付債権の届出も行っていただく必要があります。

ウ 法的整理における債権の届出

法的整理（裁判所の監督による整理）においては、プロパー債権、保証付債権を併せて金融機関で債権届出を行っていただきます。

エ 金融機関プロパー債権のみの回収を図ることのないようご注意ください。

なお、事故報告書の記入方法については、「第7章 申込書類等記入要領」を参照ください。

第6章

代位弁済の事務手続

事故報告書に基づく、金融機関と協会の協議において、代位弁済の請求手続きに移行することになった場合、金融機関は協会に対して代位弁済の請求を行います。

代位弁済の請求を受けた協会は、当該請求について調査、審査を行い、約定書に照らして問題がないときは保証債務を履行します。

なお、約定書第11条（免責）に定める事由に該当するときは、協会は保証債務履行についてその全部または一部の責任を免れます。

1 代位弁済請求の準備

（１）事前協議

代位弁済の請求は、金融機関から提出された事故報告書に基づいて、協会と金融機関で期限の利益喪失や預金相殺などの金融機関のとるべき措置、請求の時期等について協議をしたうえで行います。

（２）代位弁済の請求

ア 代位弁済請求の時期

保証付債権について、金融機関は被保証人及び連帯保証人が最終履行期限（期限の利益を喪失した場合は喪失日）後90日を経てなおその債務の全部又は一部を履行されないときは、協会に対し代位弁済の請求ができます。

90日の期間（冷却期間）を設けた趣旨は、この期間にできるだけ被保証人及び連帯保証人に債務の弁済の機会を与え、金融機関に対しては債権回収義務の履行を促し、管理調整を行い、形式的な事故の発生を避けることを目的としています。

しかし、被保証人等が行方不明であるとか、破産手続き開始、民事再生手続き開始など、法的手続きが開始され、その配当を待つ以外に回収の見込みがないときなど特別な事情があるときは、冷却期間経過前に請求ができます。

なお、特定社債保証の場合は、償還期限（期限の利益を喪失した場合は喪失日）と同時に請求権は発生します。

したがって、90日間の冷却期間は設けられていません。

イ 請求できる範囲

主たる債務に未収利息及び最終履行期限（期限の利益を喪失した場合は喪失日）以後120日以内の延滞利息（遅延損害金）を加えた額を限度とし、延滞利息の計算は、貸付利率（割引利率）と同率とします。

なお、「特定社債保証」、「流動資産担保融資保証・下請振興関連保証」の場合は、それぞれ後記「3 代位弁済請求時の提出書類（２）、（３）」のとおりとなります。

ウ 保証債務履行請求権の存続期間（除斥期間）

約定書第7条の規定により代位弁済の請求のできる期間は、最終履行期限（期限の利益を喪失した場合は喪失日）後2年間です。

したがって、この2年間の期間を経過すると自動的に請求権は消滅します。

(3) 期限の利益喪失通知

ア 期限の利益喪失に係る事前協議

被保証人等について、事故報告提出事由が生じたことに伴い、金融機関が期限の利益を喪失させる場合、喪失事由が「請求喪失事由」に該当するときは、事前に協会と協議のうえ、喪失させることとなりますので、留意してください。（喪失事由が金融機関の基本約定書（取引約定書）又は貸付契約書等に定める「当然喪失事由」に該当するときは、事前協議を行う必要はありません。）

イ 期限の利益喪失の通知と催告

被保証人等に対し、金融機関が行う期限の利益喪失の通知と催告は、喪失事由が「請求喪失事由」、「当然喪失事由」にかかわらず、喪失事由と喪失日（又は期限到来日）を明示した配達証明付内容証明郵便により行うことが必要となります。内容証明については、下表ひな形を参照のうえ、作成してください。

ウ 連帯保証人が個人の場合の情報提供義務について

連帯保証人が個人の場合は、被保証人が期限の利益を喪失したときは、金融機関は、連帯保証人に対し、その期限の利益喪失を知った時から2か月以内に、その旨を到達するように通知する必要があります。

※被保証人に対して「請求喪失事由」で期限の利益を喪失させた場合の連帯保証人に対する情報提供は、ひな形の「当然喪失該当分」を参考に作成してください。

エ 通知催告の相手方

（ア） 併存的債務引受を行っている場合

併存的債務引受人と被引受人に対して、期限の利益喪失の通知と催告書を送付する必要があります。

（イ） 主たる被保証人が死亡している場合

原則として相続人全員に対して、期限の利益喪失の通知と催告書を送付する必要があります。ただし、やむを得ない事情がある場合には、相続放棄をしていない配偶者へ相続人代表として発送することも実務上認めています。その際は〇〇相続人代表△△殿と記載してください。

（ウ） 連帯保証人が死亡している場合

原則として相続人全員に対して、期限の利益を喪失した旨の通知と催告書を送付する必要があります。

※（3）期限の利益喪失通知 ウ参照

オ 喪失事由が「請求喪失事由」に該当する場合

協議後、協会より「期限の利益喪失協議回答書」と「期限の利益喪失日通知書」と併せて、代位弁済請求にかかる書類一式を送付します。

金融機関は、回答書を受領後5営業日以内に被保証人等へ「期限の利益喪失の通知と催告書」を発送のうえ、協会宛「期限の利益喪失日通知書（協会提出用）」を提出してください。また、代位弁済請求書は期限の利益喪失日の到来を待たずに必要書類を添えて速やかに提出してください。

カ 喪失事由が「当然喪失事由」又は「期限到来」に該当する場合

事故報告書を協会宛送付後、内容証明郵便を発送してください。

後日、代位弁済請求にかかる書類一式を送付しますので、必要書類を添えて速やかに提出してください。

(参考) 内容証明ひな形

請求喪失該当分

証書貸付金〇〇〇円	債権の表示	のため	割賦弁済令和〇年〇月〇日分以降不払い	一期限の利益喪失の理由	記	お含みおきください。	保証協会へ代位弁済請求をいたしますので、	なお、期限の利益喪失後は、鹿児島県信用	たします。	和〇年〇月〇日をもって期限の利益を喪失い	日付〇〇取引約定書第〇条の約旨により、令	万一、ご履行なき場合は、令和〇年〇月〇	ださい。	に延滞元金及び利息・損害金等をお支払いく	つきましては、来る令和〇年〇月〇日まで	らず未だご返済に至っておりません。	人とする左記貸付金は、再三の督促にも関わ	〇〇殿を主債務者とし、〇〇殿を連帯保証	期限の利益喪失通知書
-----------	-------	-----	--------------------	-------------	---	------------	----------------------	---------------------	-------	----------------------	----------------------	---------------------	------	----------------------	---------------------	-------------------	----------------------	---------------------	------------

現在残元金〇〇〇円	一・貸付期間	自令和〇年〇月〇日	一・貸付利率	至令和〇年〇月〇日	一・損害金	年〇〇〇%	一・保証番号	〇〇〇〇〇〇〇	以上、鹿児島県信用保証協会保証分	令和〇年〇月〇日	通知人	住所	金融機関名	代表者名	被通知人	住所	氏名
-----------	--------	-----------	--------	-----------	-------	-------	--------	---------	------------------	----------	-----	----	-------	------	------	----	----

一	貸付利率	年〇・〇〇％	至令和〇年〇月〇日	一	貸付期間	自令和〇年〇月〇日	一	現在残元金	金〇〇〇円	証書貸付金	金〇〇〇円	一	債権の表示	令和〇年〇月〇日	一	期限の利益喪失の理由	〇のため	含みおきください。	証協会へ代位弁済請求をいたしましたので、お	な	お、ご履行なき場合は、鹿児島県信用保	損害金等をお支払いください。	つきましては、ただちに残元金及び利息・	ました。	年〇月〇日をもって期限の利益を喪失いたしました	〇〇取引約定書第〇条の約旨により、令和〇	人とする左記貸付金は、令和〇年〇月〇日付	〇〇殿を主債務者とし、〇〇殿を連帯保証	〇〇殿を主債務者とし、〇〇殿を連帯保証	期限の利益喪失通知書	期限の利益喪失通知書
---	------	--------	-----------	---	------	-----------	---	-------	-------	-------	-------	---	-------	----------	---	------------	------	-----------	-----------------------	---	--------------------	----------------	---------------------	------	-------------------------	----------------------	----------------------	---------------------	---------------------	------------	------------

[illegible]

期限經過該當分

[illegible][illegible]

(4) 預金相殺について

債権の期限到来（期限の利益喪失を含む。）により相殺適状にある預金は、協会と協議のうえ、次の順序で相殺してください。

ア プロパー債権

イ 保証付債権

他協会及び保証会社の保証付債権がある場合は、債権按分をして下さい。

ウ 支払人口債権・僚店債権

エ その他（下表預金相殺の取扱い）

預金相殺の取扱い

1. 僚店相殺の取扱い

通番	A支店	B支店(預金あり)	預金相殺の優先関係	
			プロパー	協会保証付き
1	プロパー (保証会社保証付きを含む)	協会保証付き		○
2	協会保証付き	プロパー (保証会社保証付きを含む)	○	
3	協会保証付き プロパー (保証会社保証付きを除く(注))		○	

(注) 保証会社保証付きの場合は、協会保証付きと按分充当。

2. 主債務と保証債務が併存する場合における預金相殺の取扱い

通番	主債務	保証債務	預金相殺の優先関係	
			プロパー	協会保証付き
1	プロパー (保証会社保証付きを含む)	協会保証付き	○	
2	協会保証付き	プロパー (保証会社保証付きを含む)		○

(注) プロパー債権と協会保証付債権が僚店の関係にある場合は、「僚店相殺の取扱い」が優先するものとする。

3. 預金相殺の取扱い(その他)

通番	場 面	預金相殺の優先関係	
		プロパー	協会保証付き
1	プロパー債権(保証会社保証付きを除く)が他の担保等により保全されていることが明らかな場合(保証協会が代位弁済することにより当該担保の移転を受けることができる場合を除く)		○
2	プロパー債権(保証会社保証付きを除く)が商業手形の支払人口債権である場合		○
3	保証会社保証付債権が併存する場合	按分充当	
4	期限の利益喪失後に入金があった場合	按分充当	

(注) プロパー債権と協会保証付債権が僚店の関係にある場合は、「僚店相殺の取扱い」が優先するものとする。

(留意事項)

- 保証条件となっていない預金については、プロパー債権に優先充当することを原則とする。
- プロパー債権および協会保証付債権ともに相殺適状であることが前提。
- 条件保証人の預金についても、債務者預金と同様に取り扱うこととする。
- 組合転貸資金の借入がある場合は、金融機関からの直接借入れとみなして、上記の取扱いとする。
- 保証会社等利害関係を有する第三者が存在し、上記の取扱いとすることが困難である場合は、個別協議により対応する。

(5) 根抵当権移転の準備について

次の場合は、金融機関が設定している根抵当権を、協会に移転する必要があります。
根抵当権を移転するときは、確定登記が必要になります。

なお、確定登記に係る費用は、金融機関の負担となります。

ア 保証条件に付された根抵当権

イ 保証条件外の根抵当権のうち、プロパー債権を差し引いて余力がある場合

【確定とは】

根抵当権はあらかじめ定めた一定の極度額を限度に、担保される債権額が増減し変動することにその特徴があります。確定とは、根抵当権の担保すべき元本債権がある一定時期に到来、又は一定事由の発生を原因として具体的に特定することをいいます。

【確定の必要性】

代位弁済をすると、債権者（金融機関）が有していた一切の権利を代位弁済した者が自己の権利として被保証人に対して行使する事ができるようになります。この為、債権者が根抵当権を有していれば、これを取得し実行することができます。

ところが、民法では根抵当権の元本確定前に保証人が弁済しても、その債権について根抵当権は行使できないこととなっています。（民法 398 条の 7）

【民法 398 条の 7】

- 1 元本が確定する前に、根抵当権者からの債権の移転を受けた者は、その移転を受けた債権について根抵当権を実行することはできない。このことは元本を確定する前に被保証人のために弁済したり、被保証人に代わって弁済した者についても同じで、これらの者も根抵当権を実行できない。
- 2 また、元本が確定する前に、債務の引き受けがあったときには、この引受人の債務について根抵当権を実行することはできない。

【移転のための確定の手続】

根抵当権を移転したということは、登記をしてはじめて第三者に対抗できますが、この移転登記は付記登記としてなされます。そして、この付記登記は「確定の登記がしてあるか、又は登記簿上確定していることが明らか」でないといけません。

確定の登記は代位弁済後ではなく、最終履行期限（期限の利益喪失日を含む）後に行い、代位弁済請求書の提出時には、登記簿上で確認できるのが原則です。

確定の登記には、次のような手続きがあります。

なお、申請のときは、確定した日を記載するだけで確定債権額などの記入は必要ありません。

① 根抵当権設定者の合意の場合

登記権利者を根抵当権設定者、登記義務者を根抵当権者として共同申請によって行われます。

（必要書類）

根抵当権設定契約書

金融機関の委任状

根抵当権設定者（所有者）の委任状

② 確定請求による場合

内容証明郵便を根抵当権設定者に送付することで元本を確定させると、確定の登記は根抵当権者の単独申請が可能になります。元本確定の請求は（ア）元本の確定を請求する旨のほか、（イ）当該根抵当権の設定登記がされた物件の表示並びに当該根抵当権の登記申請書の受付年月日及び受付番号が記載されたもので、かつ、（ウ）当該請求が配達証明付内容証明郵便により行われたことを証するものでなくてはなりません。また、その内容証明郵便は根抵当権設定者全員へ実際に到達していることが必要です。

③ 金融機関自ら競売申立する場合

根抵当権実行としての競売申立を行い、競売開始決定にかかる差押の登記による確定の方法です。

④ 抵当不動産に対し、競売開始決定又は滞納処分による差押えがあった場合

他の根抵当権者による抵当不動産に対する競売開始決定または滞納処分による差押えがあった場合、そのことを金融機関が知ってから2週間経過した時点で元本が確定します。差押えの登記があれば元本の確定は登記簿上明らかになりますが、この場合でも元本確定登記が必要です。

ただし、元本確定の登記申請は、協会への根抵当権移転登記と同時に行うと金融機関の単独申請が可能になります。（*）

⑤ 根抵当権の被保証人又は根抵当権設定者が破産手続開始決定を受けたことにより元本確定した場合

④と同様、金融機関による単独申請が可能です。（*）

⑥ 訴訟による場合

根抵当権設定者に対して元本確定登記請求訴訟を提起し、この判決に基づき元本確定の登記をする方法です。

（*）④または⑤の場合で、元本確定の登記を根抵当権移転登記と同時に申請するときは、代位弁済直前に元本確定の効力が消滅した場合の対応等について念書を作成する必要があります。

2 代位弁済請求時の事務手続

代位弁済の請求は、所定の「代位弁済請求書」に必要な書類を添付し、協会に提出します。

（1）代位弁済請求時の留意事項

ア 保証条件の確認

代位弁済手続きを円滑に進めるため、請求前に信用保証書、変更保証書の保証条件と貸付内容を照合するとともに、債権書類等に遺漏のないよう確認してください。

イ 信用保証料の徴求

信用保証料の徴収については、約定書第8条の規定により金融機関に委託しておりますので、徴収もれが生じないようご留意ください。

3 代位弁済請求時の提出書類

代位弁済の請求をされる場合は、次の書類を協会に提出してください。

なお、「特定社債保証」、「流動資産担保融資保証・下請振興関連保証」の場合は、下記のほかにそれぞれ後記（２）、（３）のとおりとなります。

（１） 基本書類

ア 代位弁済請求書

イ 債権書類等の写し

「代位弁済請求書類チェック表」（下表）を確認のうえ、提出してください。

- （ア） 金融機関取引約定書
- （イ） 金銭消費貸借契約証書又は貸付手形
- （ウ） 変更契約証書
- （エ） 印鑑登録証明書（法人）、印鑑登録証明書（個人）全員
- （オ） 被保証人、連帯保証人の預貸金明細
- （カ） 流動明細（融資実行時から資金の費消が確認できる資料）
- （キ） 貸付元帳（代位弁済請求時までの元金利息の入金状況を記載のもの。）
- （ク） 利収徴求済日等のわかる電算出力帳票
- （ケ） 信用保証書
- （コ） 変更保証書
- （サ） 保証意思確認書
- （シ） 期限の利益喪失（催告書）の内容証明書（原本でも可）
- （ス） 配達証明書（返却封書・原本でも可）
- （セ） 商業登記簿謄本（法人のみ、代位弁済請求時点のもの）
- （ソ） 催告書類
- （タ） 特殊整理等の債権届出書（協会保証付である旨を記載、連帯保証人の場合は、保証債務及び協会保証付である旨を記載）
- （チ） 保証条件履行確認資料
- （ツ） 資金使途確認資料（設備資金の場合、領収書等の写し）
- （テ） 担保一覧表（担保を有する場合）
- （ト） 担保移転の場合、根抵当権確定後の謄本、地図、公図、地籍測量図、写真等（写しでも可）
- （ナ） 住所変更・商号変更等に伴う金融機関徴求の届出書（写）と疎明書類（写）
- （ニ） 住民票（所在不明の場合）
- （ヌ） 旧債回収の有無についての報告書（金融環境変化対応資金の場合）
- （ネ） 宣誓書（カードローンの場合、但し平成19年4月以降の受付分は不要）
- （ノ） 貸越伝票の写（当座貸越の場合）

上記の他、協会において必要があると認めたときは、更に調書の提出をお願いすることがあります。

債務者名 【 】 保証番号 【 】

※下記に記載されていない書類の提出を依頼することもありますので、ご了承ください。

86

ウ 提出書類の記載上の注意事項

(ア) 代位弁済請求書

- a 支店長印を必ず捺印し、担当者名を記入してください。
- b 被保証人等の住所に変更があった場合は新しい住所を記入してください。
新しい住所の住所変更届けが徴求出来ない場合は、住民票を添付してください。
また、被保証人が法人の場合、名称等は直近の登記事項証明書のとおり記入してください。
- c 請求利息の計算は、未収利息及び最終期日（期限の利益喪失日を含む）の翌日から120日以内の延滞利息になります。延滞利率は貸付利率を適用します。
- d 顧客番号、保証番号、保証日、保証割合は信用保証書を参照してください。
- e 期限の利益喪失日は、保証期間中に期限の利益を喪失したときのみ記入してください。
- f 利率の変更等により請求利息計算欄が足りないときは、別に明細表を添付してください。
- g 被保証人、連帯保証人の預金明細は、代位弁済金と相殺する場合がありますので、記載した金額が確認できる電算照会票等を添付してください。
- h 事故に至った経緯、現況、法的整理、督促状況、保全措置は、代位弁済後の交渉等の参考にしますので、具体的に記入してください。
- i 連帯保証人の所有資産明細、督促状況の欄は、具体的に記入してください。

なお、代位弁済請求書の記入方法については、「第7章 申込書類等記入要領」を参照ください。

(イ) 特殊整理等の債権届出書

- a 必ず届出期間内に債権の届出をしてください。
- b 届出書には、固有債権と保証付債権とを区別するため、必ず「鹿児島県信用保証協会の保証付である」旨を明記してください。
破産等における債権届出は、劣後扱いも含めすべての債権を届け出てください。
- c 債権届出後、届出書（写し）を送付してください。
- d 破産手続開始決定・会社更生・民事再生・清算（特別清算を含む）等がなされた場合には、開始決定通知書（写し）を協会へ送付してください。
- e 代位弁済金支払後に協会が届出債権の承継を行いますので、金融機関独自で取下げや減額軽減を行わないでください。

(2) 特定社債保証の代位弁済請求

ア 保証債務履行請求権の発生

- (ア) 社債要項の特約による「期限の利益喪失」と同時に請求権は発生します。

したがって、他の保証と異なり最終履行期限（期限の利益喪失日を含む）経過後90日の冷却期間は設けられていません。

- (イ) 社債権者から保証債務履行請求があると、「共同保証に関する覚書」第3条により共同保証人である金融機関が、保証債務履行事務代理人としてその事務手続を行います。
- (ウ) 社債権者が、本制度の事務手続要領5の中小企業信用保険法施行令第1条の3に定める者以外の場合は、保証債務履行請求権はありません。

イ 保証債務履行範囲・方法

- (ア) 期限の利益喪失時又は償還期限の社債の未償還元金相当額及び利息の80%（平成19年10月1日以降に保証申込受付したもの。その日以前の受付に係る保証は90%）に、期限の利益喪失日の翌日から40日間分の遅延損害金を加えた額を限度とします。
- (イ) 遅延損害金は、社債の未償還元金相当額の80%（平成19年10月1日以降に保証申込受付したもの。その日以前の受付に係る保証は90%）に、社債利息と同率を乗じた額とします。
- (ウ) 協会の保証債務履行は、社債権者から保証債務履行請求を期限の利益喪失日より10日（保証債務履行事務代理人が「保証債務履行請求書」を受領した日）以内に受領した場合は、期限の利益喪失日の翌日から40日目に行います。

ただし、保証債務履行代理人が10日を超えて受領した場合は、保証債務履行請求を受領した日の翌日から30日目に行います。

なお、この場合における遅延損害金の支払範囲は、期限の利益喪失日の翌日から40日間の遅延損害金とします。

- (エ) 保証債務履行の順序は、「共同保証に関する覚書」第2条により、協会は保証割合の限度において、共同保証人である金融機関より必ず先行又は同時に行います。
- (オ) 保証債務履行事務代理人は、社債権者から保証債務履行請求書を受領したときは、協会に翌営業日までに社債権者であることを証する社債登録簿の抄本を添付のうえ送付してください。

ウ 提出書類

保証債務履行の請求をされるときは、次の書類を協会に提出ください。

- (ア) 保証債務履行請求書
社債権者ごとの提出が必要です。提出の際は、社債権者であることを証する社債登録簿の抄本等社債権を証する書面を添付してください。
- (イ) 社債要項、財務代理契約書、元利金支払事務取扱契約書、登録事務取扱契約書、私募の取扱契約書の写、総額引受契約書社債申込証の写
- (ウ) 印鑑登録証明書
- (エ) 商業登記簿謄本
- (オ) 催告書類
- (カ) 特殊整理等の債権届出書

(3) 流動資産担保融資保証・下請振興関連保証の代位弁済請求

ア 代位弁済請求の範囲

(ア) 主たる債務

貸越（貸付）金残額（根保証の場合は確定時の残額）の80%（円単位未満切捨）

ただし、平成19年7月30日以降に保証申込受付したもの。その日以前の受付に係る保証は90%とします。

(イ) 未収利息の計算

(ア) の金額を基礎として算出する最終履行期限（期限の利益喪失日）までの利息及び最終履行期限（期限の利益喪失日）翌日より120日を限度とした遅延損害金とし、利率は貸付利息と同率とします。

イ 提出書類

通常の提出書類の他、次の提出書類が必要になります。

(ア) 個別保証・根保証共通

- a 譲渡担保契約書（写し）
- b 特約書（写し）
- c 譲渡担保の対抗要件の具備を証する書面（写し）
- d 担保手形差入証（写し）及び差入を受けた化体手形（写し）

(イ) 個別保証

- a 貸付手形（写し）
- b 譲渡担保対象売掛先明細書（兼借入申込書）
- c 貸付実行時のエビデンス（写し）（未発生債権を返済引当金とした場合は添付不要）
- d 未発生債権を返済引当とした場合、第三被保証人との間の契約内容を証する書面（写し）
- e 役務の提供等が完了した後、挙証資料が整う前の未発生債権を返済引当とする場合は、納品書等役務の提供等が完了したことを証する書面（写し）

(ウ) 根保証

- a 当座貸越契約書（写し）
- b 貸越残高証明書
- c 当座貸越契約締結時及び代位弁済請求時直近の譲渡担保債権流動資産報告書（写）
- d 最近1年分のモニタリング記入表（写し）

必要に応じて以下の書類を提出するものとします。

- e 当座貸越元帳（写）
- f 代位弁済請求対象案件にかかる借入請求書（写し）又は、借入専用小切手（写し）

4 代位弁済金の支払い

(1) 代位弁済の範囲

代位弁済の履行範囲は、未償還元金と保証期間内の未収利息、及び最終履行期限後（期限の利益を喪失した場合は喪失日）120日以内の延滞利息を加えた額とします。

なお、延滞利息は貸付利率で計算した額とします。

「特定社債保証」の場合は、前記3（2）特定社債保証の代位弁済請求のイ「保証債務履行範囲・方法」のとおりです。

(2) 代位弁済金支払日の通知及び関係書類の送付

代位弁済審査の結果、代位弁済の履行が決まった場合、「代弁総括計算書」により支払日、支払額を事前に連絡いたします。支払元金、支払利息に間違いがないか速やかにご確認ください。

なお、代位弁済は、原則として毎月2回行います。

また、代位弁済に際し、次の書類を送付いたしますので、ご確認ください。

- ア 代位弁済支払のお知らせ（債権書類引渡のご依頼）
- イ 代位弁済計算書
- ウ 代位弁済金領収証
- エ 債権書類引渡書
- オ 代位弁済に係る債権書類提出について（金融機関にプロパー債権がある場合）

(3) 代位弁済金受領後における提出書類

代位弁済金支払日には、代位弁済金を金融機関所定の口座に振り込みますので、代位弁済請求書に添付された写しの原本のほか次の書類を提出してください。

確認後、債権書類の受領証を発行します。

- ア 債権書類引渡書
- イ 代位弁済金領収証
- ウ 金融機関取引約定書（原本を提出できない場合は写し）
- エ 金銭消費貸借契約証書（手形は代位弁済時に裏書してください）
- オ 変更契約証書
- カ 印鑑登録証明書（全員）
- キ 信用保証書
- ク 変更保証書
- ケ 保証意思確認書
- コ 期限の利益喪失（催告書）の内容証明書、配達証明書
- サ その他各保証制度に係る書類

【注意】

- ・ 代位弁済金額収書は、200円の収入印紙を貼付してください。
（支払利息が100万円を超えるときは、400円の収入印紙になります。）

- ・ 金融機関記名捺印は、代位弁済請求書と一致させてください。
- ・ 債権書類等に完済印を押印されるなど瑕疵がある場合は代位弁済できませんのでご注意ください。
- ・ 「代位弁済に係る債権書類の提出について」を差入いただく際は、原本証明の表示をそれぞれの写しの余白に表示してください。なお、原本証明は支店長職印をお願いします。
- ・ 部分保証制度の場合は、代位弁済後も金融機関に債権の一部が残りますが、証書類及び担保物等（担保手形差入証及び手形を除く）を協会に引渡してください。
代位弁済後、金融機関において債権行使の際に債権書類を必要とされる場合は、一時返却を受ける事ができます。
- ・ 売掛債権譲渡担保にかかる担保手形は引渡しをせず、金融機関において手形期日に交換に呈示してください。
- ・ 代位弁済前に被保証人あるいは連帯保証人の法的整理において、金融機関が債権届出を行ったときは、金融機関と協会の連名で債権者名義変更手続きをします。

（４）補足説明書の提出

次に該当する場合は、代位弁済金支払後に「補足説明書」を提出してください。

- ア 保証金額1,000万円超で、返済条件が分割かつ次の（ア）又は（イ）に該当する場合
- イ 保証金額1,000万円超で、返済条件が分割かつ次の（イ）に該当する場合
 - （ア）貸付金の全額について代位弁済請求したもの
 - （イ）保証期間に応じて、次の期間内に期限の利益が喪失されたもの
 - a 保証期間が6か月以下のものについては、貸付実行後1カ月以内
 - b 保証期間が6か月超のものについては、貸付実行後2カ月以内

（５）流動資産担保融資保証・下請振興関連保証の代位弁済後の回収に係わる協力関係

協会が代位弁済をした後、取扱金融機関が本保証制度要綱に基づいて回収した売掛債権の弁済金又は棚卸資産の処分代金より本制度に係る貸越（貸付）金の弁済を受けた場合は、取扱金融機関は直ちに回収金額から棚卸資産の処分に要した費用を控除した残額の80%相当額（円単位未満切捨）を協会に回金してください。

また、協会が当該売掛債権の弁済金又は棚卸資産の処分代金より本制度に係る貸越（貸付）により生じた事前求償権又は事後求償権の弁済を受けた場合は、協会は直ちに回収金額から棚卸資産の処分に要した費用を控除した残額20%相当額（円単位未満切捨）を取扱金融機関に回金することとします。

ただし、当該売掛債権又は棚卸資産からの回収金を、取扱金融機関又は協会の一方が有する当該売掛債権又は棚卸資産の被担保債権に充当した後剰余金が生じ、かつその他方が有する当該債権が完済となっていない場合は、当該債権が完済となるまで当該剰余金を回金しなければなりません。

(6) 根抵当権の移転

根抵当権の移転登記の申請手続きは代位弁済日をお願いしております。代位弁済日と移転登記の間に日数を要しますと「所有権の移転の登記」がなされる可能性があります。仮に所有権が第三者等に移転登記されますと、協会の代位権が失われ、根抵当権の移転が困難となります。この場合、代位弁済金は返還していただくことになりますので、ご注意ください。

ア 根抵当権移転に必要な書類

- (ア) 根抵当権設定契約証書
- (イ) 金融機関の委任状
- (ウ) 協会の委任状

イ 移転費用

根抵当権の移転費用は、協会が負担いたしますので、移転手続き完了後に請求書をご送付ください。

(送付書類)

- (ア) 移転登記後の不動産登記簿謄本
- (イ) 移転登記の登記申請書
- (ウ) 請求書
- (エ) 登記識別情報通知
- (オ) 登記完了証
- (カ) 根抵当権設定契約証書（全部移転の場合）
- (キ) 地図、公図、地籍測量図、写真等（写しでも可）

ウ 合意書（一部移転の場合）の締結

代位弁済を原因として金融機関から根抵当権の一部移転を受けた場合、当該根抵当権を協会が単独で行使するためには、単独行使について金融機関の同意（書面）が必要となります。該当案件については、根抵当権の一部移転手続きのご案内と併せて送付しますので、移転手続き完了後協会宛てご送付ください。

(7) プロパー債権完済後の取引約定書等の引渡し

代位弁済時に金融機関にプロパー債権が残っていたことから引渡しを行わなかった取引約定書等は、プロパー債権が完済となった場合に速やかに引渡して下さい。

(8) プロパー債権譲渡に伴う取引約定書等の取扱い

金融機関にプロパー債権が残っており、代位弁済時に引渡しを行わなかった取引約定書等は、プロパー債権を譲渡することとなった場合には、金融機関、債権譲渡先、協会の三者で取引約定書等の保管について覚書を締結する必要があります。

また、代位弁済時に協会が根抵当権の一部移転を受けている場合は、三者で極度内における優先順位・優先額について覚書を併せて締結する必要があります。

(9) 代位弁済後の回収

協会は求償権回収に努めますが、金融機関においても協会の求償権回収にご協力ください。

5 保証債務の免責

協会は、金融機関に対して保証債務履行の責任を負っていますが、約定書第11条各号に該当した場合は、協会はその保証債務の全部又は一部の履行を免れる（以下「免責」という。）こととなります。

また、代位弁済後に免責の原因が発見された場合は、代位弁済金の全部又は一部を返還していただくことになります。

代位弁済の請求について調査、審査を行った結果、免責となるものについては、免責通知書で通知を行います。免責通知を受取った金融機関は速やかに信用保証書、変更保証書をご返却ください。

免責となる事例として、次のようなものがあります。

（1）旧債振替（約定書第11条1号）

保証付貸付金をもって当該金融機関の既存の債権を消滅させたとき。

ただし、特別の事情があると認め、協会が予め承諾した場合はこの限りではありません。

- ア 不渡手形の買戻資金に充当した場合
- イ つなぎ資金を消滅させた場合
- ウ 代理貸付の返済に充当した場合
- エ 貸越残が消滅した場合
- オ 保証付貸付金が入金された普通口座から既存貸付の約定弁済金が引き落とされた場合
- カ 旧債振替制限条項に違反した後、新規保証により既存の保証付貸付金を決済した場合
- キ 他行口座を経由した後、既存貸付の返済に充当した場合

（2）保証契約違反（約定書第11条2号）

- ア 保証金額と貸付金額の相違
- イ 保証期間と貸付期間の相違
- ウ 貸付形式の相違
- エ 返済方法の相違
- オ 資金使途の相違
- カ 保証条件の担保を徴求しなかった場合
- キ 保証条件の連帯保証人を徴求しなかった場合
- ク 保証条件として徴求した連帯保証人の保証否認
- ケ 一部繰上弁済に伴って保証期間が短縮した際に保証期間短縮の条件変更手続きをとらなかった場合

（3）故意、重過失による取立不能（約定書第11条3号）

- ア 担保保存義務違反があった場合
- イ 法的整理の債権届出を失念した場合
- ウ 金融機関が自己の債権のみの回収を図り、協会保証付債権を放置した場合
- エ 事故事由発生後に被保証人又は条件保証人の固定性預金が払い出された場合

オ 工事代金引当融資において、被保証人の口座に入金された工事代金が弁済に充当されることなく払い出された場合

(4) 流動資産担保融資保証・下請振興関連保証における固有の免責事例

- ア 担保設定時
第三者対抗要件を備えなかった場合
- イ 融資実行時
 - (ア) 個別保証の場合、返済原資たる売掛金債権担保のエビデンスの確認を怠った場合
 - (イ) 次の貸付の一時停止事由に該当しているにもかかわらず、新たな貸出を実行した場合
 - a 協会から一時停止の申し入れがあったとき
 - b 申込人对する債権について、延滞又は事故報告書の提出事由が生じたとき
 - c 申込人对する他の貸付口につき延滞が生じたとき
 - d 根保証に係る約定弁済期において延滞が生じたとき、又は延滞が生じることが判明したとき
 - e 保証条件とした根保証人について根保証の確定事由が生じたことが判明したとき
- ウ 期中管理時
 - (ア) 次の事由に該当しているにもかかわらず、返済専用口座からの出金を停止しなかった場合
 - a 協会から出金停止の申し入れがあったとき
 - b 被保証人につき事故報告書の提出事由が生じたとき
 - c 被保証人に対する他の貸付口につき2回以上延滞が生じたとき、又は期限一括返済の条件による貸付口につき延滞が生じたとき
 - d 根保証に係る約定弁済期において延滞が生じたとき、又は延滞が生じることが判明したとき
 - (イ) 債権譲渡通知をすべき事由が生じたにもかかわらず、通知を怠った場合
 - (ウ) モニタリングにおいて、売掛債権や棚卸資産の大幅な減少や保管場所の移動を把握したにもかかわらず、貸越の一時中止、出金停止、追加担保の徴求等必要な手続きを怠ったとき

第7章

申込書類等記入要領

協会記入欄	企業番号									保証種類コード						金融機関コード						経由コード	1・2	入力
	連帯債務企業番号																							

信用保証委託申込書

令和元年10月12日
西暦
(どちらかに○をしてください) ①

鹿児島県信用保証協会 行

次のとおり借入したいので、信用保証をお願いします。

当申込書は必ず本人が自署のうえ、実印を押印願います。

申込内容	フリガナ	カブシキカイシャ カゴシマタロウショウテン		本 社 または 住 所	〒890-5644 Tel (099) 123-1234	
	法 人 名	株式会社 鹿児島太郎商店		フリガナ	カゴシマシ〇〇マチ	
	フリガナ	カゴシマ タロウ		③	鹿児島市〇〇町1丁目1番地	
	氏 名 ②	鹿 児 島 太 郎		印	〒899-5644 Tel (0995) 12-1234	
	また は 代表者名	鹿 児 島 太 郎		① 男 2 女	営業所 または 工場等	
	フリガナ			フリガナ	キリシマシ〇〇マチ	
	商 号	(個人の方のみ記入)			霧島市〇〇町1丁目1番	
人	組 織	1 個人 ② 株式 3 有限 4 合名 5 合資 6 合同 7 士業法人 8 組合 9 医療法人 10 その他法人				
	資 本 金	3,000,000 円		⑤ 常用(役員・家族除く) 10 名 従 業 員 常用(役員・家族) 3 名 臨時(パート含む) 10 名	生 年 月 日 または 設立年月日	西暦 明 大 昭 平 令 2 3 年 1 0 月 1 2 日
	後 継 ④	1 無 ② 有				
	業 種	(主たる業種) 菓子・パン小売業 ⑥ (従たる業種) 喫茶店		取扱品目 (%で表示)	ケーキ、ドーナツ 80 % パン 10 %	
	会 計 処 理	① 中小企業会計に準拠 ⑦ 2 非準拠 (個人事業主の方) 貸借対照表作成の有無 1 無 2 有				
	許認可等	1 不要 ② 有 (当該事業に係る許認可証等を取得し、適法に事業を営んでいることを宣誓いたします) ⑧				

申込内容	金 融 機 関	薩摩第一 銀行 (名 山 町 本 支 店)		期 間 または 期 日	60 か月 手 月 日	返 方 済 法	1 一括 ② 分割
	借 入 金 額 (極度額)	5000000 円		資 金 使 途	1 運転資金 3,000 千円 2 設備資金 2,000 千円	保 証 料 分 希	1 1 ② 2 ⑨
	⑩ 調達方法	本 件 5,000 千円 他 借 入 3,000 千円 自 己 資 金 2,000 千円 そ の 他 0 千円 合 計 10,000 千円		必 要 理 由	※ 本件借入に伴う資金は今回申込に係る事業以外の目的で使用いたしません 店舗レイアウト変更に伴う改装資金 材料仕入れ資金 (他借入は薩摩第一銀行プロパー) ⑪		

業 況 等	最 近 1 2 か 月 上	28/1 1,000 千円	28/5 1,100 千円	28/9 1,400 千円	申 込 時 預 借 入 金 残 高	(預 金)	千円
		28/2 1,200 千円	⑫ 28/6 1,210 千円	28/10 1,410 千円		(借入金)	千円
		28/3 1,000 千円	28/7 1,100 千円	28/11 1,500 千円		※ 非事業性の借入金は除きます	
		28/4 1,300 千円	28/8 1,310 千円	28/12 1,300 千円		納 税 状 況	① 滞納なし 2 滞納あり

※ 別添資料がある場合には記入不要です。なお、申込時預金・借入金残高欄は個人事業主の方で貸借対照表を未作成の場合にご記入願います。

他 協 会 の 保 証 利 用	① 無 2 有 (⑬)	信用保証協会)
		信用保証協会)

団 信 加 入 希 望	保証協会団体信用生命保険(略称「保証協会団信」)	⑭
	加入希望の有無 1 無 ② 有	

※ 「保証協会団信」の加入の有無と、保証の諾否・金額査定はまったく関係ありません。

- ① 申込書を作成された日付をご記入ください。
- ② 印鑑登録証明書とおりにご記入ください。
また、印鑑は実印をご捺印ください。
なお、法人の場合は名称・代表者名等はゴム印でも構いませんが、個人の場合は必ずご本人の自署・捺印（個人事業主で屋号等がある場合は屋号等も）をお願いします。
- ③ 法人の場合は登記上の本社所在地及び電話番号をご記入ください。
個人の場合は住民登録上の住所及び電話番号をご記入ください。
営業所又は工場等がある場合は所在地及び電話番号をご記入ください。
- ④ 後継者の有・無を必ずご記入ください。
- ⑤ 常用（役員・家族除く）には、雇用形態がパートであっても実質的に常時雇用的なパートの方は含まれます。
また、常用（役員・家族）には、法人の場合は役員、個人事業主の場合は事業主と同一生計の3親等以内の事業に従事する親族の方の人数をご記入ください。
なお、ボランティア（特に NPO 法人の場合）は従業員に含めませんのでご注意ください。
- ⑥ 可能な限り日本産業分類における小分類にてご記入ください。
また、取扱品目については、総合的にみて取扱品目の構成比が多いものから2品目をご記入ください。
- ⑦ 中小企業の会計に関する基本要領に準拠し財務諸表を作成している場合は、要領に準拠していることが確認できる書類（チェックリスト、確認・同意書等）をご提出ください。
個人事業主の方で貸借対照表を作成されている場合は、「有」に○をつけていただき、貸借対照表をご提出ください。
- ⑧ 許認可等を必要とする事業を行っている場合には、当該事業に係る許認可等の写しをご提出ください。
なお、ご提出の際には許可名義人、有効期限をご確認ください。
- ⑨ 保証料は原則一括で納めていただくこととなりますが、分納を希望される場合は、「信用保証料分割支払承認依頼書」の提出が必要となります。
なお、保証期間が2年以下の保証や保証期間が2年を超える場合であっても、一部の保証商品においては分納の取扱いが出来ない場合がありますのでご注意ください。
- ⑩ 本件以外に他からの資金調達を計画している場合は、調達方法をご記入ください。
- ⑪ 今回の資金が必要となった理由、背景や具体的な資金用途をご記入ください。
- ⑫ 申込時点からさかのぼり直近12か月の売上をご記入ください。（「別紙添付等」でも可。）
- ⑬ 他県の信用保証協会のご利用の有無についてご記入ください。
なお、「有」の場合はご利用になっている信用保証協会名をご記入ください。
- ⑭ 保証協会団信への加入意思の有無についてご記入ください。
なお、加入意思「有」の場合は、別途保証協会団信に係る申込書が必要となります。（別途保険料も必要となります。）

保 証 人 等 明 細

令和1 元年 10 月 12 日
西暦

種 別	1 連帯保証人 2 物上保証人	
申込人関係	1 代表者 2 役員 3 事業承継予定者 4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外) 6 友人・知人 7 関連法人 8 その他()	
氏 名 法 人 名	フリガナ カゴシマ タロウ 鹿児島 太郎 (51 才)	生 年 月 日 ま た は 設 立 年 月 日 西 暦 明 大 昭 平 令 4 0 年 1 0 月 1 2 日
住 所	〒 8 9 0 - 5 6 4 4 フリガナ カゴシマシ〇〇マチ 3 鹿児島市〇〇町3丁目1番地 Tel (099) 123 - 1234	
職 業	1 会社員 2 公務員 3 自営(当社代表者) 4 その他() 年 収 10 百万円	
保有資産状況	所有不動産 1 無 2 有 土地 295.12 m ² 建物 195.55 m ² 所在地 鹿児島市〇〇町1丁目1番地 4 鹿児島市〇〇町3丁目1番地 時価合計 60 百万円 預金・その他 10 百万円 負債残高 25 百万円	

種 別	1 連帯保証人 2 物上保証人	
申込人関係	1 代表者 2 役員 3 事業承継予定者 4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外) 6 友人・知人 7 関連法人 8 その他()	
氏 名 法 人 名	フリガナ カゴシマ ハナコ 鹿児島 花子 (50 才)	生 年 月 日 ま た は 設 立 年 月 日 西 暦 明 大 昭 平 令 4 0 年 1 2 月 1 2 日
住 所	〒 8 9 0 - 5 6 4 4 フリガナ カゴシマシ〇〇マチ 鹿児島市〇〇町3丁目1番地 Tel (099) 123 - 1234	
職 業	1 会社員 2 公務員 3 自営() 4 その他(無職) 年 収 0 百万円	
保有資産状況	所有不動産 1 無 2 有 土地 50.05 m ² 建物 m ² 所在地 鹿児島市〇〇町3丁目2番地 時価合計 10 百万円 預金・その他 5 百万円 負債残高 3 百万円	

種 別	1 連帯保証人 2 物上保証人	
申込人関係	1 代表者 2 役員 3 事業承継予定者 4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外) 6 友人・知人 7 関連法人 8 その他()	
氏 名 法 人 名	フリガナ (才)	生 年 月 日 ま た は 設 立 年 月 日 西 暦 明 大 昭 平 令 年 月 日
住 所	〒 - フリガナ Tel () -	
職 業	1 会社員 2 公務員 3 自営() 4 その他() 年 収 百万円	
保有資産状況	所有不動産 1 無 2 有 土地 m ² 建物 m ² 所在地 時価合計 百万円 預金・その他 百万円 負債残高 百万円	

① 申込書を作成された日付をご記入ください。

② 「連帯保証人」か「物上保証人」のいずれか該当する方に○をご記入ください。

③ 法人の場合は登記上の本社所在地及び電話番号をご記入ください。
個人の場合は住民登録上の住所及び電話番号をご記入ください。
(印鑑登録証明書どおりにご記入ください。)

④ 不動産を所有されている場合、保有されている固定資産の所在地等をご記入ください。
時価合計については、固定資産税評価額等を参考にご記入ください。
固定資産評価証明書等をご提出される場合は、「別紙添付」等にご記入ください。

申込人(企業)概要

申込人(企業)名	株式会社 鹿児島太郎商店
----------	--------------

令和 元年 10 月 12 日
西暦

※前回保証利用後、変化のない項目は、記入を省略して結構です(初めてのお申込みの場合は、全項目記入してください)。

申込 人 (企 業) の 概 要	創業年月(開業)	西暦 1 明治前 2 明 3 大 4 昭 5 平 6 令 2 3 年 1 0 月
	申込人(企業)の沿革、特色、最近の動向等	
(沿革) 昭和23年10月 有限会社 鹿児島太郎商店設立 昭和40年10月 株式会社に組織変更 (特色) 地元農家と長期契約を結び、地産地消にこだわった商品提供を行っている。 (最近の動向) 有機野菜を使用したスイーツを開発し、商品を提供する場としてカフェをオープンさ		

経 営 者 略 歴	生 年 月 日	西暦 1 明 2 大 3 昭 4 平 5 令	4 0 年 1 0 月 1 2 日
	昭和62年 3月 ○○大学法学部を卒業 昭和62年 4月 株式会社 鹿児島太郎商店に入社 平成24年 6月 代表取締役就任		

特 許	特許保有	1 無 2 有	認 証 ・ 資 格	認証または申込人国家資格
	登録番号			平成23年 4月 ISO14001認証取得
		(内容)		

取引 先 状 況	主 な 販 売 先	会社名	構成比 (%)	回収条件			主 な 仕 入 先	会社名	構成比 (%)	支払条件		
				現金 (%)	手形 (%)	回収サイト (日)				現金 (%)	手形 (%)	支払サイト (日)
		個人	100	100				個人契約農家	30	50	50	90
		6						▲▲製粉工業	30	50	50	90
								その他	40	50	50	90

所有不動産の有無		1 無 2 有						
所 有 不 動 産 概 要	種類	所在地	名義人	土地		建物		時価
				自己所有	借地			
	本 社	鹿児島市○○町1丁目1番地	鹿児島 太郎	195.02 m ²	m ²	100.25 m ²	30 百万円	
	営 業 所	7						
	工 場・店 舗							
	自 宅	鹿児島市○○町3丁目1番地	鹿児島 太郎(1/2) 鹿児島 花子(1/2)	100.10		95.3	30	
	そ の 他							
						時価合計	60 百万円	
						債務(借入)合計	100 百万円	

① 申込人（企業）概要を作成された日付をご記入ください。

② 創業年月を必ずご記入ください。

③ 申込人（企業）の沿革や特色、最近の動向等について具体的にご記入ください。

④ 経営者の生年月日、略歴をご記入ください。

⑤ 特許や認証・資格を有している場合は、名称等をご記入ください。

⑥ 主な販売先（受注先）、仕入先（外注先）について、取引高の上位5社についてその取引状況をご記入ください。

⑦ 所有不動産の有無についてご記入ください。
申込人又は代表者が不動産を所有している場合、それぞれの種類ごとに詳細をご記入ください。固定資産評価証明書等を添付される場合は、「別紙添付」等をご記入ください。
なお、時価については、固定資産税評価額等を参考にご記入ください。
また、債務（借入）合計は、担保に提供している場合の根抵当権極度額や抵当権債務残高の合計額をご記入ください。

信用保証依頼書

鹿児島県信用保証協会 行

本申込について、審査の結果、貸付を適当と認めますので、保証制度要綱および同事務取扱要領を遵守のうえ信用保証を依頼します。

令和 1 元 年 10 月 12 日
西暦

金融機関本・支店名		金融機関コード		事前相談受付番号	
代表者名 薩摩第一 銀行 名山町支店 支店長 薩摩 隼人		電話 番号 (099) 123 - 5678 FAX 番号 (099) 123 - 5687 E-mail パスワード		代理貸	
申 込 人	協会顧客番号	担当部署・担当者		佐藤	
	フリガナ カブシキカイシャ コシマタロウショウテン 株式会社 鹿児島太郎商店	不在時連絡者		鈴木	
貸 付 条 件	貸付金額	1 個別 2 極度	50000000 円	貸付予定日	令和 元 年 10 月 20 日
	資金用途	1 運転 2 設備 3 運転・設備		期間または期日	60 か月、または 年 月 日
	貸付形式	1 証書 2 手形 3 手形割引 4 公正証書 5 当貸（貸付専用型） 6 当貸（カードローン型）		貸付利率	1 固定 2 変動 3 年 2.1 %以内
	返済方法	1 一括 2 元金均等 3 元利均等（ローン） 4 不均等 5 当貸随時 6 当貸約定 7 商手落込		返済条件	1 か月目から 59 か月目まで 1 か月毎 84,000 円 か月目まで か月毎 円 初回・最終回 44,000 円 年 月 日から か月毎 日に 円あて 回返済 初回・最終回 円 (不均等)
内 容	この貸付で完済する保証がある場合	保証番号 199995687			
	連帯保証人	保証人等明細に記入のとおりとします。			
	担保の有無	1 無 2 有	担保種類	1 不動産 2 有価証券 3 商手 4 売債 5 その他 ()	
	設定区分	1 協会 2 金融機関	担保流用区分	1 新規 2 既存（同条件） 3 既存（変更）	
備考（担保明細等）	※新規設定の場合は、必ず「不動産登記簿謄本」等の資料を添付してください。既存（変更）の場合は、以下に内容等をご記入願います。 また、担保番号や保証番号が分かれる場合にはご記入願います。 当行設定済み根抵当権 極度額20,000千円のうち5,000千円を優先充当（保証番号199995687と同一条件）				

令和元年 10月 12日現在の残高（取引開始 平成55 年 月 昭和 10年 月）							
当店取引状況	当座	3,000千円	区分	プロパー	保証協会付	保全状況	取引振り
	普通	2,200千円	貸付	3,000千円	3,000千円	不動産	
	定期性	千円	割引	千円	千円	預金	
	その他	千円	その他	千円	千円	その他	
	合計	5,200千円	合計	3,000千円	3,000千円	合計	

申込状況	申込人（代表者）の事業経験・業界知識	1 十分ある 2 普通 3 やや不足して	金融機関所見
	事業の将来性	1 有 2 やや有 3 横這い 4 下降・後退	
	申込人（代表者）の計数観念（決算・業績把握度）	1 十分に有 2 普通 3 やや不足している	
	立地条件（商業・サービス業）、取引先状況（製造業はか）	1 良好 2 普通 3 不良	
今期中の焦付	1. 発生していない 2. 発生した（相手先 千円）		

※最近の業況、返済能力、経営者の人物、取組方針等
・店舗レイアウト変更に伴う改装資金、材料仕入れ資金及び既存保証付借入金返済資金としての申込み。
・経営者の人柄、提供される商品やサービスが幅広い年代層の顧客に受け、様々なメディアに取り上げられるなど、業況は順調に推移中。
・当行との取引も永く、これまでの返済振りも良好。
・今回、新商品開発に合わせた店舗レイアウトの変更であり、新たに商品陳列台を設け、サービスの拡充を目指す前向きな資金。
・これまでの取引状況や経営者の姿勢を高く評価しており、当行としても積極的に支援していきたいと考えているもの。

- ① 信用保証依頼書を作成された日付をご記入ください。
- ② 貸付予定日を必ずご記入ください。
確定日保証の場合等においては、貸付予定日が保証料計算の起算日となりますのでご注意ください。
- ③ 貸付実行時の予定貸付利率をご記入ください。
- ④ 期間保証（保証期間を月数で定めたもの）の場合、先記記入要領のとおりご記入ください。
なお、据置期間がある場合は、均等額の返済開始月からご記入ください。
（例）6か月据置、返済額の端数調整が最終回の場合
7か月目から59か月まで1か月毎 94,000円 最終回18,000円
確定日保証（保証期間の終期が確定しているもの）の場合は次のとおりご記入ください。
（例）左記記入例で期日を平成33年9月30日と指定した場合（返済日は毎月末日）
平成28年10月末日から1か月毎末日に94,000円あて59回返済
最終回18,000円
※毎月の返済日を月末とする場合は、末日と記入してください。
不均等返済の場合は、返済条件を具体的にご記入ください。
書ききれない場合は、別途返済条件を記載した書面を添付し、「別紙のとおり」とご記入ください。
- ⑤ 本件貸付にて既存の保証付貸付を完済させる場合は、保証番号をご記入ください。
- ⑥ 本件貸付で既存の保証付貸付を完済することで、保証料の返戻が発生する場合があります。
既存の保証付貸付が本件貸付と同一の金融機関の場合、申込人名義（屋号の場合は屋号名）の預金口座の種類・口座番号を正確にご記入ください。
- ⑦ 本件貸付に際し、担保を流用する場合、担保有無等に「○」をつけ、備考欄に担保条件等をご記入ください。
（例）保証協会にて新たに設定する場合
保証協会新規設定 根抵当権極度額5,000千円 順位1番
（例）金融機関担保を流用する場合
・不動産担保根抵当権極度額20,000千円のうち5,000千円を優先充当
・不動産担保根抵当権極度額20,000千円を下記順位にて充当
順位1番 鹿児島県信用保証協会 3,000千円（保証番号〇〇〇〇〇）
順位2番 鹿児島県信用保証協会 5,000千円（本件）
順位3番 薩摩第一銀行 12,000千円（プロパー）
・不動産担保根抵当権極度額20,000千円のうち5,000千円を同順位充当
- ⑧ ・取引状況の記載日における基準日は、「信用保証依頼書」記載日としてください。
金融機関の事務手続き（システム管理面を含む）等において、やむを得ず差異が生じる等、合理的な理由がある場合は、その限りではありません。
・「預金状況、保全状況」は公表の対象となりませんが、ご記入ください。
・プロパー「その他」欄には、貸付・割引以外の与信取引をご記入ください。
（例：債務保証、外為関係、デリバティブ関係、社債引受等）
・極度額設定の貸付の場合、実際の利用残高が無くても極度額をご記入ください。
・個人事業主の場合、原則として事業性融資のみをご記入ください。ただし、自宅兼店舗に係る住宅ローン、資金使途を問わないカードローンなど、仕分け困難なものについては、プロパー融資に含めて差し支えありません。
・他の保証協会の利用がある場合、保証協会付融資の欄にご記入ください。
- ⑨ 申込人の状況についてご記入ください。
- ⑩ 申込人の状況や本申込に至った経緯、申込人に対する今後の対応方針など、申込金融機関としての所見を具体的にご記入ください。

信用保証委託契約書

鹿児島県信用保証協会 行

※委託者・連帯保証人欄は必ず本人が自署のうえ、実印を押印願います

令和 **①** 元年 10 月 12 日
西暦

※必ず日付をご記入願います

委託者	本社または住所	鹿児島市〇〇町1丁目1番地 ②
	法人名	フリガナ カブシキカイシャ カゴシマタロウショウテン 株式会社 鹿児島太郎商店
	氏名 または 代表者名	フリガナ カゴシマ タロウ 鹿児島 太郎 印

連帯保証人	住所	鹿児島市〇〇町3丁目1番地 ③
	氏名	フリガナ カゴシマ タロウ 鹿児島 太郎 印

連帯保証人	住所	
	氏名	フリガナ _____ 印

連帯保証人	住所	
	氏名	フリガナ _____ 印

貴協会に信用保証協会法第20条に基づく信用保証を委託するについて、委託者および保証人は、次の借入要項および各条項を確約します。

なお、本契約は貴協会が保証を承諾した日（以下「本契約成立日」といいます。）をもって成立するものとします。

[借入要項]

金融機関名	薩摩第一 銀行 (名 山 町 支店)
借入形式 (該当項目を○で囲んでください)	① 証書貸付 2 手形貸付 (イ 個別 ロ 極度) 3 手形割引 (イ 個別 ロ 極度) 4 当座貸越 (イ 貸付専用型 ロ 事業者カードローン) ④ 5 電子記録債権割引 (イ 個別 ロ 極度 (手形・電子記録債権両方の割引を含む)) 貴協会の審査により借入形式が変更された場合は、その借入形式を承認します。
借入金額	金 ⑤ 5000000 円 (借入形式が2・3・5 のロ、および4の場合は極度額) 貴協会の審査により減額決定された場合は、その決定された金額を借入金額といたします。

(契 約 条 項 裏 面)

----- 協 会 使 用 欄 -----

検 印	担当者印

印鑑照合

保証 番号	
----------	--

① 信用保証委託契約書を作成された日付をご記入ください。

② 必ず本人が印鑑登録証明書どおりに住所、氏名を自署・捺印ください。
なお、法人の場合はゴム印を使用されても構いませんが、(株)、(代)等の省略表記は用いず、株式会社、代表取締役等、印鑑登録証明書どおりにご記入ください。
また、委託者名・代表者名のフリガナについても併せてご記入ください。

③ 必ず本人が印鑑登録証明書どおりに住所、氏名を自署・捺印ください。
連帯保証人欄が不足する場合は、つぎ足してご利用ください。
なお、連帯保証人欄をつぎ足す場合は、委託者及び連帯保証人全員の実印にて割印をお願いします。

④ 金融機関名、支店名を正確にご記入ください。
また、借入形式についても該当項目を○で囲んでください。

⑤ 借入金額は保証申込額をご記入ください。
審査により減額された場合は、保証決定された金額が借入金額となりますが、信用保証委託契約書の金額訂正は行いません。

保証条件変更申込書類 記入要領

保証条件変更申込書

鹿児島県信用保証協会 行

次のとおり保証条件の変更をお願いします。その他の条件は従前のとおりとします。
また、返済方法等の保証条件の変更により、新たに信用保証料(変更保証料)が発生する場合は、貴協会所定の料率・方法により計算された額を貴協会に支払います。
※当申込書は必ず本人が自署のうえ、実印を押印願います。

① 令和 元 年 10 月 12 日
西暦

被保証人	フリガナ 法人名	② カシマ 知ウ	本社又は住所 フリガナ 鹿児島市〇〇町1丁目1番地	③ 〒890-5644 Tel. (099) 123-1234
	氏名 又 は	鹿児島 太郎	営業所等 フリガナ 霧島市〇〇町1丁目1番地	〒899-5644 Tel. (0995) 12-1234
	代表者名 フリガナ	カシマ知ウショウテン	従業員数	常用(役員・家族除く) 10 名 常用(役員・家族) 3 名 臨時(パート含む) 10 名
	商号 (個人の場合のみ記入)	鹿児島太郎商店 ④	資本金	円
	主たる業種	菓子・パン小売業		
	従たる業種	喫茶店		

協会顧客番	⑥ 1 2 3 4 5 6 7 8 9	※協会顧客番号や保証番号等は、金融機関でご記入ください。			
⑦ 保証番号	1 0 0 0 1 2 3 4 5 6	※団信継続希望欄は、現在「保証協会団信」にご加入されている方のみ、ご記入ください。			
当初借入額	3 0 0 0 0 0 0 円	借入残高	3 0 0 0 0 0 0 円	団信継続希望	1. 無 ⑧ 2. 有
変更事項	① 根保証変更 ⑨ 債務引受 3. 連帯保証人変更 4. 期間延長/返済方法変更 5. 担保変更 6. 振出人変更・その他				
② 保証番号	1 0 0 0 2 3 4 5 6 7				
当初借入額	1 5 0 0 0 0 0 円	借入残高	5 0 0 0 0 0 円	団信継続希望	1. 無 2. 有
変更事項	1. 根保証変更 ② 債務引受 3. 連帯保証人変更 4. 期間延長/返済方法変更 5. 担保変更 6. 振出人変更・その他				
③ 保証番号	1 0 0 0 3 4 5 6 7 8				
当初借入額	1 5 0 0 0 0 0 円	借入残高	1 0 0 0 0 0 0 円	団信継続希望	1. 無 2. 有
変更事項	1. 根保証変更 2. 債務引受 ③ 連帯保証人変更 4. 期間延長/返済方法変更 5. 担保変更 6. 振出人変更・その他				
④ 保証番号	1 0 0 0 4 5 6 7 8 9				
当初借入額	2 0 0 0 0 0 0 円	借入残高	1 3 9 8 0 0 0 円	団信継続希望	1. 無 ② 有
変更事項	1. 根保証変更 2. 債務引受 3. 連帯保証人変更 ④ 期間延長/返済方法変更 ⑤ 担保変更 6. 振出人変更・その他				

変更理由	※「期間延長/返済方法変更」の場合、該当する理由を○で囲んでください。								
	1. 売上利益減少	2. 回収長期化	③ 焦付発生	4. 借入負担大	5. 代表者(本人)の病氣、事故	6. 休廃業	⑦ 不動産売却による内入	8. 業況改善による返済増額	9. その他
	(例)保証明細④保証番号1000456789についての変更理由 ・売上減少傾向のため、現在の返済額を継続することが困難となった。 ・今後の資金繰りの円滑化を図るため、担保不動産の一部売却に伴う担保解除と返済額の軽減、期間延長をお願いしたい。 ⑩								

※根保証であっても、今回確定する場合および既に確定している場合は、期間延長/返済方法へご記入ください。

⑪ ① ② ③ ④	該当保証番号	変更項目	⑫	変更後	⑬	該当保証番号	変更項目	変更後	
		極度額変更	有・無	20,000,000 円			極度額変更	有・無	円
		期間短縮・延長	有・無	29 年 11 月 30 日			期間短縮・延長	有・無	年 月 日
		返済方法変更	有・無	随時弁済・約定弁済			返済方法変更	有・無	随時弁済・約定弁済

- ① 申込書を作成された日付をご記入ください。
- ② 被保証人に変更がない場合は現在の内容を、債務引受等変更がある場合は変更前の内容をご記入ください。なお、必ず本人が自署・捺印してください。印鑑は実印をご捺印ください。
- ③ 法人は登記上の本社所在地、個人の場合は住民登録上の住所をご記入ください。
- ④ 個人事業主で屋号等がある場合は、ご記入ください。
- ⑤ 常用（役員・家族除く）には、雇用形態がパートであっても実質的に常時雇用的なパートの方は含まれます。また、常用（役員・家族）には、法人の場合は役員、個人事業主の場合は事業主と同一生計の3親等以内の事業に従事する親族の方の人数をご記入ください。
- ⑥ 顧客番号は取扱金融機関にてご記入ください。
- ⑦ 条件変更を行うものについて「保証番号」「当初借入額」「借入残高（現在）」をご記入ください。
- ⑧ 保証申込時に団信の手続きを行い、団信の対象となっている保証口の場合はご記入ください。
- ⑨ 今回変更する項目を○で囲んでください。なお、各項目の詳細については、「1 根保証変更」「2 債務引受」「3 連帯保証人変更」「4 期間延長・返済方法変更」「5 担保変更／6 振出人変更・その他」の該当する記載欄にご記入ください。
- ⑩ 変更する理由を具体的にご記入ください。「期間延長／返済方法変更」の場合は、該当する理由も○で囲んでください。
- ⑪ 「根保証変更」を行う場合にご記入ください。「該当保証番号」は、「保証明細」①～④のうち「1 根保証変更」に該当する番号を○で囲んでください。
- ⑫ 該当する変更項目の有・無を○で囲んでください。
- ⑬ ⑫で「有」を囲んだ変更項目について変更内容をご記入ください。
なお、変更内容については次のことに注意してください。
（ア）「極度額の変更」は極度額減額のみのお取り扱いとなります。
（イ）「期間延長」は「当座貸越（貸付専用型）根保証」「事業者カードローン当座貸越根保証」「事業者カードローン700当座貸越根保証」のみのお取り扱いとなります。
また、期間延長のお扱いは当初貸付実行日より5年までとなります。
（ウ）「返済方法の変更」は金融機関によっては取り扱えない場合もありますのでご了承ください。

① ※債務引受人が2人以上の場合は、次の追加する連帯保証人の該当保証番号欄の右側にチェックをつけて利用してください。

2 債 務 引 受	該当保証番号	①	②	③	④	② 追加する連帯保証人欄として使用する。	
	種類	免責③	併存的	理由	1. 共同相続 2. 単独相続 (3.) 法人成り 4. 個人成り 5. 会社分割 6. その他		
	申込人関係	1 代表者 2 役員 3 事業承継予定者 4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外) 6 友人・知人 7 関連法人 (8) その他(法人成り) ④					
	氏名(又は法人名)	フリガナ カシキガイシャ カシマ知ウショウテン 株式会社 鹿児島太郎商店				生年月日(又は 設立年月日)	西暦 明 大 昭 平 令 2 8 年 1 2 月 1 日
	住所	〒 8 9 0 - 5 6 4 4 フリガナ ...カシマシ〇〇マチ ⑥ 鹿児島市〇〇町1丁目1番地 Tel (099) 123 - 1234					
	職業	1 会社員 2 公務員 3 自営() 4 その他()				年収	百万円
	保有資産状況	所有不動産 ① 無 2 有	所在地 ⑦	土地 ㎡	時価合計 百万円	預金その他 百万円	負債残高 百万円

⑧ ※追加する連帯保証人が3人以上の場合は、債務引受の該当保証番号欄の右側にチェックをつけて利用してください。

3 連 帯 保 証 人	追加する連帯保証人明細						
	該当保証番号	①	②	③	④	⑨ 複数債務引受人欄として使用する。	
	申込人関係	1 代表者 2 役員 (3) 事業承継予定者 4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外) 6 友人・知人 7 関連法人 8 その他() ⑩					
	氏名(又は法人名)	フリガナ カシマ コウタロウ 鹿児島 浩太郎				生年月日(又は 設立年月日)	西暦 明 大 昭 平 令 4 2 年 0 8 月 0 2 日
	住所	〒 8 9 3 - 8 6 9 1 フリガナ ...カシマシ〇〇マチ ⑫ 霧島市〇〇町2丁目2番地 Tel (0995) 12 - 2345					
	職業	1 会社員 2 公務員 3 自営() 4 その他()				年収	8 百万円
	保有資産状況	所有不動産 1 無 ② 有	所在地 ⑬ 霧島市〇〇町2丁目2番地	土地 ㎡	時価合計 30 百万円	預金その他 8 百万円	負債残高 20 百万円

保 証 人 変 更	該当保証番号	①	②	③	④	☐ 複数債務引受人欄として使用する。	
	申込人関係	1 代表者 2 役員 3 事業承継予定者 4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外) 6 友人・知人 7 関連法人 8 その他()					
	氏名(又は法人名)	フリガナ				生年月日(又は 設立年月日)	西暦 明 大 昭 平 令 年 月 日
	住所	〒 - フリガナ Tel () -					
	職業	1 会社員 2 公務員 3 自営() 4 その他()				年収	百万円
	保有資産状況	所有不動産 1 無 2 有	所在地	土地 ㎡	時価合計 百万円	預金その他 百万円	負債残高 百万円

更	⑭ 解除する連帯保証人						
	該当保証番号	①	②	③	④	氏名(又は法人名) ⑮ 鹿児島 次郎	
	該当保証番号	①	②	③	④	氏名(又は法人名)	
	該当保証番号	①	②	③	④	氏名(又は法人名)	

- ① 「債務引受」の条件変更を行う場合にご記入ください。「該当保証番号」については、「保証明細」①～④のうち「②債務引受」に該当する番号を○で囲んでください。
- ② 「3 連帯保証人変更」において、追加する連帯保証人が3名以上で記載欄が不足する場合は、□にチェックをつけて「追加する連帯保証人明細」としてご利用ください。
- ③ 「債務引受」の種類、理由について、該当する項目を○で囲んでください。
- ④ 債務引受人と申込人(被保証人)との関係について、該当する項目を○で囲んでください。
- ⑤ 「債務引受人」の氏名(又は法人名)をご記入ください。
- ⑥ 「債務引受人」が、法人の場合は登記上の本社所在地、個人の場合は住民登録上の住所をご記入ください。
- ⑦ 「債務引受人」の「職業」「年収」「保有資産状況」についてご記入ください。
- ⑧ 「連帯保証人変更」(追加)を行う場合にご記入ください。「該当保証番号」については「保証明細」①～④のうち「3 連帯保証人変更」(追加)に該当する番号を○で囲んでください。
- ⑨ 「2 債務引受」において、債務引受人が2人以上で記載欄が不足する場合には、□にチェックをつけて「複数債務引受人欄」としてご利用ください。
- ⑩ 「追加する連帯保証人」と申込人(被保証人)との関係について、該当する項目を○で囲んでください。
- ⑪ 「追加する連帯保証人」の氏名(又は法人名)をご記入ください。
- ⑫ 「追加する連帯保証人」が、法人の場合は登記上の本社所在地、個人の場合は住民登録上の住所をご記入ください。
- ⑬ 「追加する連帯保証人」の「職業」「年収」「保有資産状況」についてご記入ください。
- ⑭ 「連帯保証人変更」(解除)を行う場合にご記入ください。「該当保証番号」については「保証明細」①～④のうち「3 連帯保証人変更」(解除)に該当するものを○で囲んでください。
- ⑮ 「解除する連帯保証人」の氏名(又は法人名)をご記入ください。

4 期 間 延 長 ・ 返 済 方 法 変 更	① 最終期日が到来している場合、最終期日時点の残高 円													
	変更金額		898,000 円		=	現在残高		1,398,000 円		-	変更時内入額		500,000 円	
	1. 元金均等(割賦) ⑥ 28 年 11 月 25 日から 33 年 9 月 25 日まで か月毎 15,000 円													
	年 月 日から 年 月 日まで か月毎 円													
	初回 ・ 最終回 33 年 10 月 25 日 13,000 円 約定日 25 日 ・ 月末													
	2. 一括(満期) ⑦ 年 月 日 に一括返済する。													
	3. 元利均等(ローン) 年 月 日から か月毎 最終期限 年 月 日													
	1. 年利 2. 月利 ⑧ % ※4. 以上に当てはまらない場合は別紙を添付してください。(別紙 有 ⑨)													
	② 最終期日が到来している場合、最終期日時点の残高 円													
	変更金額		円		=	現在残高		円		-	変更時内入額		円	
1. 元金均等(割賦) 年 月 日から 年 月 日まで か月毎 円														
年 月 日から 年 月 日まで か月毎 円														
初回 ・ 最終回 年 月 日 円 約定日 日 ・ 月末														
2. 一括(満期) 年 月 日 に一括返済する。														
3. 元利均等(ローン) 年 月 日から か月毎 最終期限 年 月 日														
1. 年利 2. 月利 % ※4. 以上に当てはまらない場合は別紙を添付してください。(別紙 有 ・ 無)														
③ 最終期日が到来している場合、最終期日時点の残高 円														
変更金額		円		=	現在残高		円		-	変更時内入額		円		
1. 元金均等(割賦) 年 月 日から 年 月 日まで か月毎 円														
年 月 日から 年 月 日まで か月毎 円														
初回 ・ 最終回 年 月 日 円 約定日 日 ・ 月末														
2. 一括(満期) 年 月 日 に一括返済する。														
3. 元利均等(ローン) 年 月 日から か月毎 最終期限 年 月 日														
1. 年利 2. 月利 % ※4. 以上に当てはまらない場合は別紙を添付してください。(別紙 有 ・ 無)														
④ 最終期日が到来している場合、最終期日時点の残高 円														
変更金額		円		=	現在残高		円		-	変更時内入額		円		
1. 元金均等(割賦) 年 月 日から 年 月 日まで か月毎 円														
年 月 日から 年 月 日まで か月毎 円														
初回 ・ 最終回 年 月 日 円 約定日 日 ・ 月末														
2. 一括(満期) 年 月 日 に一括返済する。														
3. 元利均等(ローン) 年 月 日から か月毎 最終期限 年 月 日														
1. 年利 2. 月利 % ※4. 以上に当てはまらない場合は別紙を添付してください。(別紙 有 ・ 無)														

5 担 保 変 更 ／ 6 振 出 人 変 更 ・ そ の 他	⑩ 該当保証番号		⑪								
	① ② ③ ④	⑫ 保	差替	追加	解除	順位	所有者	地番、面積	⑬ 極度額	配分特約	その他
	振出人変更	⑬ 差替	追加	解除	限度変更	その他					
	その他の変更及び具体的内容										
	担保物件一部売却に伴う担保解除、及び極度額減額 ⑭ 【変更前】 根抵当権／〇位 極度額20,000千円 (内協会2百万円、銀行18百万円同順位) a. 鹿児島市001-1-1 土地 722㎡ b. 鹿児島市004-4 土地 198㎡ 【変更後】 根抵当権／〇位 極度額15,000千円 (内協会1百万円、銀行14百万円同順位) a. 変更なし b. 担保解除										

① 「期間延長・返済方法変更」を行う場合にご記入ください。「該当保証番号」については「保証明細」①～④のうち「4 期間延長・返済方法変更」に該当するものを○で囲んでください。

② 最終期日が到来している場合は、「最終期日時点の残高」をご記入ください。

③ 「変更金額」をご記入ください。なお、「変更金額」＝「現在残高」－「変更時内入額」となります。

④ 「現在残高」をご記入ください。

⑤ 「変更時内入額」をご記入ください。

⑥ 変更後の返済方法が「元金均等（割賦）」の場合、変更後の返済内容をご記入ください。

⑦ 変更後の返済方法が「一括（満期）返済」の場合、変更後の返済期日をご記入ください。

⑧ 変更後の返済方法が「元利均等（ローン）返済」の場合、変更後の返済内容をご記入ください。

⑨ 「元金均等（割賦）返済」「一括（満期）返済」「元利均等（ローン）返済」に当てはまらない場合は、別紙を添付してください。別紙添付の有・無を○で囲んでください。

⑩ 「担保変更」「振出人変更・その他」の条件変更を行う場合にご記入ください。「該当保証番号」については、「保証明細」①～④のうち「5 担保変更」「6 振出人変更・その他」に該当する番号を○で囲んでください。

⑪ 当協会の「担保番号」をご記入ください。

⑫ 「担保変更」を行う場合は、該当項目を○で囲んでください。

⑬ 「手形振出人変更」を行う場合は、該当項目を○で囲んでください。

⑭ 「担保変更」「手形振出人変更」「その他の変更」について、具体的内容をご記入ください。

保証条件変更依頼書

鹿児島県信用保証協会 行

令和 元 年 10 月 12 日
西暦

前述の申出について、適当と認めますので、保証条件の変更を依頼します。

金融機関	住所 〒 890-5644	金融機関コード							代理貸	
	鹿児島市〇〇町1丁目1番地 本・支店名 代表者名	電話番号	(099)	123	-	5678				
		FAX番号	(099)	123	-	5687				
		E-mail								
	パスワード									
	担当部署 担当者	佐藤	不在時 連絡者	鈴木						
	変更予定日	令和元 年 10 月 25 日								

協会顧客番号	2	1 2 3 4 5 6 7 8 9	申込 人	フリガナ	カゴシマ タロウ
				氏名	鹿児島 太郎

被保証人 営業状況・ 金融機関 所見	① 営業中 2. 転業 () 3. 休廃業 4. 行方不明(個人)			
	① 営業中(最近6か月間の平均月商 千円)		2. 休廃業 (本人又は代表者の年収 千円)	
	申込人(代表者)の事業経験・業界知識		所見 売上減少により、現在の約定返済負担が重くなったため、 当行と返済計画を見直し、担保不動産一部売却による 負債圧縮、及び返済額軽減、期間延長を申請するもの です。 ③	
	① 十分ある 2 普通 3 やや不足している			
	事業の将来性			
	1 有 2 やや有 ③ 横這い 4 下降・後退			
	申込人(代表者)の計数観念(決算・業績把握程度)			
1 十分に有 ② 普通 3 やや不足している				
立地条件(商業・サービス業)、取引先状況(製造業ほか)				
1 良好 ② 普通 3 不良				
今期中の焦付 1 発生していない ② 発生した (相手先 千円)				

※変更内容が「期間延長／返済方法変更」に該当する場合は必ず「当店との取引状況」のうち、現在元金返済額／月をご記入ください。

当 店 と の 取 引 状 況	28年 10 月 12日 現在の残高		現在元金返済額／月		保全状況		
	当座	500 千円	プロパー貸付	④ 3,000 千円	⑤ 30 千円	不動産	20,000 千円
	普通	1,200 千円	保証協会付	5,898 千円	75 千円	預金	100 千円
	定期性	千円	プロパー割引	0 千円		その他	0 千円
	その他	0 千円	保証協会付	2,000 千円		合計	20,100 千円
	合計	1,700 千円	その他	0 千円	0 千円		

※事故報告提出先で、変更内容が「期間延長／返済方法変更」に該当し、前回条件変更(「期間延長／返済方法変更」)以降のプロパー貸付への返済に約定返済以外が含まれている場合には、その理由を次から選択してください。

1. 担保処分	3. その他 (具体的内容)
2. 預金担保解約	

① 日付は必ずご記入ください。

② 当協会の顧客番号をご記入ください。

③ 申込人の状況や、条件変更理由、金融機関の支援方針等を具体的にご記入ください。

④ プロパー融資と保証協会付融資を分けてご記入ください。

⑤ 変更内容が「期間延長／返済方法変更」に該当する場合は必ずご記入ください。

※当座貸越（貸付専用型）根保証、事業者カードローン根保証の更新の場合は、裏面の「資格要件申告欄」を必ずご記入ください。

資格要件申告欄

当座貸越(貸付専用型)根保証又は事業者カードローン当座貸越根保証の場合は必ずご記入ください。

下記の通り「当座貸越(貸付専用型)根保証」又は「事業者カードローン当座貸越根保証」の資格要件に該当しており、今後とも当_____として、支援育成していきたい先であり、償還能力も認められます。

記

共通要件

- (1) 同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っている。
- (2) 当_____との与信取引が6か月以上ある。

当座貸越(貸付専用型)根保証

* 該当する資格要件の番号を一つだけ○で囲んで下さい。

<個人事業者>

1. 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)によるスコアリングが基準以上である。
2. 当_____の信用スコアリングが前記CRD基準と同等以上である。
3. 確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得300万円以上を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有する。
4. 確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得100万円以上を計上し、不動産等物的担保の提供がある。

<法人>

1. 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)によるスコアリングが基準以上である。
2. 当_____の信用スコアリングが前記CRD基準と同等以上である。

事業者カードローン当座貸越根保証

* 該当する資格要件の番号を一つだけ○で囲んで下さい。

<個人事業者>

1. 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)によるスコアリングが基準以上である。
2. 当_____の信用スコアリングが前記CRD基準と同等以上である。
3. 確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有する。

<法人>

1. 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)によるスコアリングが基準以上である。
2. 当_____の信用スコアリングが前記CRD基準と同等以上である。

以 上

※当座貸越（貸付専用型）根保証，事業者カードローン根保証の更新の場合は，条件変更依頼書裏面「資格要件申告欄」について，該当する項目を必ずご記入ください。

事故報告書 (新規・再報告)

① 令和 年 月 日
西暦

②

金融機関コード 代理貸コード

鹿児島県信用保証協会 行

次のような事故事由が発生しましたので、
約定書第9条に基づき報告します。

住所
金融機関
本・支店名
代表者名 (印)

金融機関
担当者 電話 (③) -

不在時の
連絡者 FAX () -

顧客番号

住所
本店登記地または住民票登録地

営業所または連絡先

④

法人名
代表者名
または氏名

⑤ 別紙 有・無

別紙の有無について、○を付けてください。

保証番号	現在残高	延滞回数	利息 徴収方法	利息徴収済日
①	千円	回	前取り (後取り)	年 月 日
②	千円	回	前取り (後取り)	年 月 日
③	千円	回	前取り (後取り)	年 月 日
④	千円	回	前取り (後取り)	年 月 日
⑤	千円	回	前取り (後取り)	年 月 日
⑥	千円	回	前取り (後取り)	年 月 日

⑥

⑦ 期限利益喪失
無・有 年 月 日

期限の利益喪失事由

* 該当するものに○をつけてください。

- | | |
|----------|--------------|
| 1 期限経過 | 9 特別清算申立 |
| 2 取引停止処分 | 10 預金(仮)差押 |
| 3 履行遅滞 | 11 担保差押、競売開始 |
| 4 支払停止 | 12 取引約定違反 |
| 5 破産申立 | 13 保証人取引約定違反 |
| 6 再生手続申立 | 14 債権保全事由の発生 |
| 7 会社更生申立 | 15 所在不明 |
| 8 会社整理申立 | |

⑧

* 該当する項目に○をつけ必要事項を記入してください。

業種 ⑨ 現況 1. 営業中(月商 千円) 2. 転業 3. 休廃業 4. 行方不明(個人のみ)

- 事故原因
- | | | |
|----------------------|-----------------|-----------------|
| 1. 売上、受注の減少(一般的商況不振) | 4. 回収困難 | 7. 経営管理の放漫 |
| 2. 売上、受注の減少(競争激化等) | 5. 事業拡大、設備投資の過大 | 8. 災害、事故、その他() |
| 3. 取引先の倒産 | 6. 金融困難 | 9. 不明 |
| | | 10. 保証人事故 |

⑩

1. 取引停止処分 停止日 年 月 日

2. 第1回不渡 ⑪ 不渡日 年 月 日

3. 分割返済不履行 不渡金融機関 当行・他行() 金額(千円)

4. 割手、担手不渡

5. 行方不明 年 月 頃から (住民票で住所異動の有無を確認してください。)

6. 休業、廃業 年 月 頃から

7. 破産 8. 民事再生 9. その他の法的整理 (裁判所からの通知の添付により記載省略可。)

申立日 年 月 日

手続開始日 年 月 日

事件番号 年 () 第 号

債権届出 届出済・未届 *期間内に届出してください。

10. 預金・債権(仮)差押(差押通知の添付により記載省略可。)

年 月 日 預金・預託金・その他()

名義人 被保証人・代取・その他()

権利者 請求金額 千円

11. 担保(仮)差押・競売開始(差押通知の添付により記載省略可。)

年 月 日 不動産・その他()

名義人 被保証人・代取・その他()

権利者 請求金額 千円

12. 期限経過

13. 債務整理委任(弁護士通知等を添付してください。)

14. 担保価値減少(火災等により保証条件担保の価値が減少し、担保の差替・追加ができない時。)

15. 病気

16. 死亡 (戸籍又は除籍謄本を添付してください。)

死亡日 年 月 日

17. 刑事訴追

18. 保証人事故(預金・債権(仮)差押除く。)

事故内容()

① 日付は必ずご記入ください。

② 事故報告について新規・再報告どちらかを○で囲んでください。

③ 被保証人の電話番号は間違わないようにご記入ください。

④ 被保証人の住所・法人名等を正確にご記入ください。

⑤ 別紙の有・無のどちらかを○で囲んでください。
保証割引手形・流動資産担保がある場合、また保証人が2名以上ある場合は別紙により報告してください。
また、保証条件外担保がある場合は別紙に記入されるか、担保台帳を提出してください。

⑥ 保証番号・現在残高・延滞回数・利息徴収方法・利息徴収済日は正確にご記入ください。
保証協会付の融資を全てご記入ください。利息徴収済日には、事故報告時点で徴収出来ている利息の期日をご記入ください。

⑦ 期限利益喪失の有・無を○で囲み、喪失日がある場合は、その日付をご記入ください。

⑧ 期限の利益喪失事由欄は該当するものを○で囲んでください。

⑨ 業種を記載し、現況欄は該当するものを○で囲んでください。

⑩ 事故原因の1～10のいずれかを○で囲んでください。

⑪ 事故内容の1～18のいずれかを○で囲んでいただき、日付記入欄がある箇所は正確にご記入ください。

「3. 分割返済不履行」と「12. 期限経過」欄を間違って記載されるケースがありますので、ご注意ください。「12. 期限経過」とは、最終期限を経過している場合が該当します。

「5. 行方不明」の場合は住民票で住所異動の有無を確認してください。

「7. 破産」「8. 民事再生」「9. その他の法的整理」の場合、裁判所からの通知文書を添付して下さい。（記載省略可）

「10. 預金・債権（仮）差押の場合、差押通知を添付してください。（記載省略可）

「13. 債務整理委任」の場合、弁護士通知等を添付してください。

「18. 保証人事故（預金・債権（仮）差押除く。）」の場合、事故内容をご記入ください。
なお、保証人に対する「預金・債権（仮）差押」については「10.」にご記載ください。

金融機関取引状況欄 *貸店取引も記入してください。

預金・出資金明細		貸付金(割引)明細 (当協会保証口を除いて記入してください。)		延滞の有無 延滞回数または最終期日	
定期預金	千円	証書貸付	千円	無・有	回
定期積金	千円	手形貸付	千円	年 月 日	
通知預金	千円	手形割引	千円	年 月 日	
当座預金	千円	(内 不渡確定分)	千円		
普通預金	千円	(内 不渡見込分)	千円		
別段預金	千円	当座貸付	千円	無・有	回
出資金	千円	他協会	千円	無・有	回
その他()	千円	その他()	千円	無・有	回
合 計	円	合 計	千円		

金融機関の担保設定状況
*該当する項目に○をつけてください。

① 設定なし
② 保証条件の担保
③ 保証条件外の担保
(保証人の担保権を含む)
ア 不動産担保
イ 預金担保
ウ その他()

* 保証条件外の担保がある場合は別紙に記入してください。

* 法人の場合は、代表者連帯保証人を記入してください。2名以上の連帯保証人がいる場合は、別紙に記入してください。

連帯保証人	氏 名	生年月日()	債務否認	有 ・ 無	法的整理【 無 ・ 有 】
	住 所		プロパー貸付	千円	1. 破産 2. 個人再生 3. その他()
	電 話	電話 () — 携帯 () —	保証会社付貸付	千円	申立日(年 月 日) 手続開始日(年 月 日) 事件番号
	勤務先又は連絡先		固定預金	千円	年()第 号 債権届出【 済 ・ 未済 】
		電話 () —	流動性預金	千円	* 期間内に届出してください。

被保証人(代表者含む)の資産

15

督促状況	金融機関所見
* 該当する項目に○をつけ必要事項を記入してください。	* 該当する項目に○をつけてください。
電話督促 未 ・ 済 ・ 連絡不可	1. 完済見込(預金相殺や担保処分により完済が可能)
文書督促 未 ・ 済 (回)	2. 約定償還可能見込(督促により約定通りの償還が見込める)
訪問 未 ・ 済 (回)	3. 条件変更見込(期間延長や返済方法変更により償還が見込める)
面談 可 ・ 不可	4. 代弁請求見込(返済が見込めず代弁請求したい)
最終接触日 年 月 日	5. 静観(督促を強化し、推移を見たうえで方針を決めたい)

金融機関所見補足

(事故に至った経緯)

17

(被保証人等の状況 / 督促状況 / 金融機関の今後の方針等)

協会専用欄

⑫ 金融機関取引状況欄は僚店取引も記入してください。貸付金（割引）明細欄は、協会保証付きの内容が記載されているケースが多くみられます。協会保証付きを除いたものをご記入ください。

⑬ 金融機関の担保設定状況について、必ず該当する箇所を○で囲んでください。なお、保証条件外の担保がある場合は別紙に記入されるか、担保台帳をご提出ください。

⑭ 連帯保証人がある場合は、必ずご記入ください。債務否認の有無、法的有無等もご記入ください。

⑮ 被保証人（代表者含む）の資産の記入漏れにご注意ください。

⑯ 督促状況、金融機関所見欄は必ずご記入ください。

⑰ 金融機関所見補足（事故に至った経緯）（被保証人等の状況／督促状況／金融機関の今後の方針等）は詳細にご記入ください。

別紙

保証割引(担保)手形・売掛債権担保、2名以上の連帯保証人、条件外担保がある場合等にご利用ください。

保証割引(担保)手形・売掛債権担保の明細(売掛債権担保融資保証の担保手形・担保売掛債権を含みます。)

保証口NO ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ *以下の保証口NOは、表面の保証口明細の番号を示します。該当する番号に○をつけてください。

振出人 (売掛先名)	本社所在地	支払期日 (回収期日)	手形金額 (売掛債権額)	割引日 (貸出日)	落込見込 (回収見込)
1		年 月 日	千円	年 月 日	有・無 (停止日 年 月 日)
2		年 月 日	千円	年 月 日	有・無 (停止日 年 月 日)
3		年 月 日	千円	年 月 日	有・無 (停止日 年 月 日)
4		年 月 日	千円	年 月 日	有・無 (停止日 年 月 日)
5		年 月 日	千円	年 月 日	有・無 (停止日 年 月 日)
6		年 月 日	千円	年 月 日	有・無 (停止日 年 月 日)

*以下の保証口NOは、表面の保証口明細の番号を示します。該当する番号に○をつけてください。

連帯保証人(代表者を除く)が4人以上の場合は必要な箇所を記入した別紙を追加してください。

保証口NO	①	②	③	④	⑤	⑥	①	②	③	④	⑤	⑥	①	②	③	④	⑤	⑥
氏名 (法人名)	生年月日()						生年月日()						生年月日()					
住所																		
電話	電話 ()	—					電話 ()	—					電話 ()	—				
携帯	()	—					()	—					()	—				
勤務先又は連絡先	電話 () —						電話 () —						電話 () —					
債務否認	有・無						有・無						有・無					
関係	法的整理【無・有】						法的整理【無・有】						法的整理【無・有】					
職業	1. 破産 2. 個人再生 3. その他()						1. 破産 2. 個人再生 3. その他()						1. 破産 2. 個人再生 3. その他()					
プロパー 貸付	千円 申立日 (年 月 日)						千円 申立日 (年 月 日)						千円 申立日 (年 月 日)					
保証会社付 貸付	千円 手続開始日 (年 月 日)						千円 手続開始日 (年 月 日)						千円 手続開始日 (年 月 日)					
固定預金	千円 事件番号 年()第 号						千円 事件番号 年()第 号						千円 事件番号 年()第 号					
流動性預金	千円 債権届出【済・未済】 期間内に届出してください。						千円 債権届出【済・未済】 期間内に届出してください。						千円 債権届出【済・未済】 期間内に届出してください。					
(補足) 所有資産 明細 督促状況 その他	(所有資産) 無・有・不明						(所有資産) 無・有・不明						(所有資産) 無・有・不明					

保証割引手形・流動資産担保がある場合、又は保証人が2名以上ある場合は、本「別紙」により報告してください。

保証条件外不動産担保記入欄 * 貴金融機関所定の担保明細書等の写しを添付する場合は、記入を省略できます。

保証条件外担保の設定状況	①	土地	筆(延べ	m ²)	建物	棟(延べ	m ²)	借地面積(延べ	m ²)
	(所在/地番/家屋番号/種類/所有者/築年月日等)							借地地代支払(確認済 ・ 未確認)	
	評価日		年	月	評価(時価総額)		千円	評価基準	1. 路線価 2. 公示価格 3. 基準地価 4. その他
	設定順位/額		担保余力		債務者		権利関係		
	第 順位		千円		千円				
	②	土地	筆(延べ	m ²)	建物	棟(延べ	m ²)	借地面積(延べ	m ²)
	(所在/地番/家屋番号/種類/所有者/築年月日等)							借地地代支払(確認済 ・ 未確認)	
	評価日		年	月	評価(時価総額)		千円	評価基準	1. 路線価 2. 公示価格 3. 基準地価 4. その他
	設定順位/額		担保余力		債務者		権利関係		
	第 順位		千円		千円				
その他担保 (入居保証金・株式・生命保険、等)									
協会専用欄									

保証条件外の不動産担保がある場合にご利用ください。
担保明細書等の写しを添付される場合は記入を省略できます。

代位弁済請求書(記入要領)

代位弁済請求書

鹿児島県 信用保証協会御中

請求日 年 月 日

約定書第6条に基づき、下記のとおり
代位弁済の請求をいたします。

住所 金融機関 本・支店名 代表者名	〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号 株式会社 〇〇銀行 〇〇支店
担当者	〇〇 〇〇
電話番号	(〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇
FAX	(〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇

金融機関コード	〇〇〇〇-〇〇〇〇
代理貸	

被 保 証 人	顧客番号	123456789	保証番号	1000123456	保証日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日
	住所	〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号		貸付日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日	
	名称	株式会社 〇〇〇〇		貸付期日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日	
	代表者	代表取締役 〇〇 〇〇		利息徴求済日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日	
	連絡先	破産管財人弁護士 〇〇 〇〇		取引停止処分日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日	
		電話番号(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇		期限利益喪失日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日	
				喪失事由	1.期限経過 2.取引停止処分 3.履行遅延 4.支払停止 5.破産申立 6.再生申立 7.会社更生申立 8.会社整理申立 9.特別清算申立 10.預金(仮)差押 11.差押・競売開始 12.取引約定違反 13.保証人取引約定違反 14.債権保全 15.行方不明	

貸付残高	6,200,00 円
保証割合	1 0 0 %
請求金額	元本 6,200,00 円
	利息 85,610 円
	合計 6,285,61 円
④ 期限時残高	根保証確定額

請求利息	元金	期間	日数	利率	利息金額
⑤	6,200,00 円	〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 〇〇年〇〇月〇〇日	90 日	2.4 %	36,690 円
	6,200,00 円	〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 〇〇年〇〇月〇〇日	120 日	2.4 %	48,920 円
	円	年 月 日 ~ 年 月 日	日	%	円
	円	年 月 日 ~ 年 月 日	日	%	円

被 保 証 人	⑥ 定期預金	100,000 円	証書貸付	5,000,000 円	* 割引手形最終期日 〇〇年〇〇月〇〇日 2号不渡 有・無
	定期預金	100,000 円	手形貸付	5,000,000 円	
	通知預金	100,000 円	手形割引	3,000,000 円	* 独自貸普通抵当権 ⑧ 有(余力 千円)
	当座預金	▲100,000 円	(内 不渡確定分)	1,000,000 円	
	普通預金	100,000 円	(内 不渡見込分)	1,000,000 円	* 担保手形 ⑧ 有(千円)
	別段預金	100,000 円	当座貸越	100,000 円	
	出資金	100,000 円	他協会	円	
その他()	円	その他()	円		
合計	500,000 円	合計	13,100,000 円		

保 証 人	氏名	固定性預金	流動性預金	プロパー貸付	他協会・保証会社貸付	担保
	〇〇 〇〇	100,000 円	100,000 円	3,000,000 円	円	有 ⑧ 無
	〇〇 〇〇	100,000 円	100,000 円	円	円	有・無
	⑧	円	円	円	円	有・無

他の連帯保証人については別紙にご記入下さい 他 人 有

① 金融機関職印をご捺印ください。

② 根保証・当座貸越根保証・事業者カードローン根保証については、当初契約日をご記入ください。

③ 請求利息は、代位弁済請求時点での請求金額をご記入ください。
代位弁済履行時、再計算してお支払いします。
(支払利息は未収利息及び期限の利益喪失日もしくは最終期日の翌日～120日までの延滞利息です。)

④ 最終期限経過の場合、期限時残高をご記入ください。
また、根保証・当座貸越根保証・事業者カードローン根保証については、確定金額をご記入ください。

⑤ 利息は約定利率での請求となります。(計算期間は③をご参照ください。)

⑥ 預金は代位弁済時に相殺の対象となります。(プロパー債権が優先します。)
預金照会票を添付してください。

⑦ 貸付欄にはプロパー債権のみご記入ください。(協会保証付きを除く。)

⑧ 保証人預金は代位弁済時に相殺の対象となります。(プロパー債権が優先します。)
預金照会票を添付してください。

説 明 書

事故原因	① 売上、受注の減少(一般的商況不振)	5. 事業拡大、設備投資の過大
	2. 売上、受注の減少(競争激化等)	6. 金融困難
経過	3. 取引先の倒産	7. 経営管理の放漫
	4. 回収困難	8. 災害、事故、その他()
現況	(事故に至った経緯等)	
	売上不振により、令和〇〇年〇〇月頃より約定返済金が延滞がちになっていたが、令和〇〇年〇〇月〇〇日第一回不渡発生。 令和〇〇年〇〇月〇〇日には手形交換所の取引停止処分となり、代表者との連絡は取れない状況。 令和〇〇年〇〇月〇〇日代理人弁護士より破産手続に関する「通知書」を受領。令和〇〇年〇〇月〇〇日破産手続開始決定され、現在破産事件継続中。	
	1. 営業中(月商 ⑩ 千円)	2. 転業() ③ 休業業 4. 行方不明(個人)

法的整理	債務否認/督促状況	保全措置(相殺)等
法的整理 【有・無】 ⑪ ① 破産 2. 民事再生 3. その他() 申立日 (令和〇〇年 〇〇月 〇〇日) 手続開始日 (令和〇〇年 〇〇月 〇〇日) 事件番号 令和〇〇年(フ)第 〇〇〇号 債権届出 【済・未済】 *期間内に届出してください	(債務否認) ⑫ 令和〇〇年〇〇月〇〇日 第一回不渡発生 同日、会社訪問し、代表者と面談。 「知人に資金調達相談中。」 令和〇〇年〇〇月〇〇日 取引停止処分 同日、会社訪問するも店舗・事務所閉鎖されてお 面談できず。 令和〇〇年〇〇月〇〇日 代理人弁護士より 破産手続に関する「通知書」受領。	⑬ ●担保状況 不動産担保 根抵当権極度額20,000千円 令和〇〇年〇〇月〇〇日 担保不動産競売開始 決定 ●預金状況 債務者預金 500千円 連帯保証人預金 400千円 債務者の取引停止処分時に支払停止手続済み。 当行プロパー債権に充当(相殺)予定。

*保証条件以外の連帯保証人も記入してください。

連帯保証人	氏名	⑭ 〇〇 〇〇 生年月日(S〇〇.〇〇.〇〇)	〇〇 〇〇 生年月日(S〇〇.〇〇.〇〇)	〇〇 〇〇 生年月日(. . .)
	現住所	〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号	〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号	
	電話	電話 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇 携帯 (〇〇〇) 〇〇〇〇-〇〇〇〇	電話 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇 携帯 (〇〇〇) 〇〇〇〇-〇〇〇〇	電話 () - 携帯 () -
	勤務先又は連絡先	破産管財人弁護士 〇〇 〇〇 電話 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇	電話 () -	電話 () -
	債務否認	⑮ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
	関係	代表者	代表者の父親	
	職業	無職	無職	
	法的整理	法的整理 【有・無】 ⑮ ① 破産 2. 個人再生 3. その他() 申立日 (令和〇〇年〇〇月 〇〇日) 手続開始日(令和〇〇年〇〇月 〇〇日) 事件番号 令和〇〇年(フ)第〇〇号 債権届出 【済・未済】 *期間内に届出してください。	法的整理 【有・無】 ⑮ ① 破産 2. 個人再生 3. その他() 申立日 (年 月 日) 手続開始日(年 月 日) 事件番号 年()第 号 債権届出 【済・未済】 *期間内に届出してください。	法的整理 【有・無】 ⑮ ① 破産 2. 個人再生 3. その他() 申立日 (年 月 日) 手続開始日(年 月 日) 事件番号 年()第 号 債権届出 【済・未済】 *期間内に届出してください。
	(補足) 所有資産 明細 督促状況 その他	⑯ ●資産状況...当行担保設定済み ・不動産担保 根抵当権極度額20,000千円 令和〇〇年〇〇月〇〇日 担保不動産競売開始決定 ●督促状況・現況 ・令和〇〇年〇〇月〇〇日面談 保証意思確認 ・令和〇〇年〇〇月〇〇日代理人弁護士より 破産手続に関する「通知書」受領	⑯ ※担保提供者 ●資産状況...当行担保設定済み ・不動産担保 根抵当権極度額20,001千円 令和〇〇年〇〇月〇〇日 担保不動産競売開始決定 ●督促状況・現況 ・令和〇〇年〇〇月〇〇日面談 担保提供意思確認・現況確認	

⑨ 今回代位弁済請求するに至った根本的な原因は何か、該当する番号に○をつけてください。

1. 売上、受注の減少 (一般的商況不良)	一般的不況、商況不振による売上、受注減少。
2. 売上、受注の減少 (競争激化)	大企業、生協、農協の進出、同業者の乱立等の競争激化による売上、受注減少のほか、立地条件の悪化、自社製品の劣悪から売上、受注が減少したことによる場合を含む。
3. 取引先の倒産	取引先の倒産が直接の原因となっており、売掛金債権の焦げ付き、工事代金の焦げ付き、受取手形の不渡等による場合。
4. 回収困難	上記3以外の原因によって、売掛金債権の焦げ付き、工事代金の焦げ付き、受取手形の不渡等による場合。(回収困難が取引先の倒産による場合は「3」に分類する。)
5. 事業拡張・設備 投資の過大	設備の新增設、新規事業への参入等急激に事業を拡大したことによる場合及び店舗を拡大したことによる場合。(売上・受注の減少により、結果的に過剰設備となったものは「1」もしくは「2」に分類する)
6. 金融困難	高利利用、融手操作、保証債務の履行及び金利負担の増加による場合。なお、「売上・受注の減少」、「取引先の倒産」が直接の事故原因となった場合はそれらの項目に分類。
7. 経営管理の放漫	家計と事業費の混同、帳簿類の不備、事業計画又は資金計画の粗雑もしくは無計画、事業概況の把握不十分等、経営管理の杜撰の他、従業員の持ち逃げ、企業内の内紛、労働争議等による場合。
8. 災害・事故・その他	事業所の罹災、経営者の人身事故・病気、後継者難等による場合。

⑩ 債務者の現況をご記入ください。
法人の場合は、法人としての現況をご記入ください。
(代表者個人の現況が記入されている事例が多くみられますので、ご注意ください。)

⑪ 債権届出は、『鹿児島県信用保証協会保証付』であることを明確にご記載ください。

⑫ 債務否認「有」の場合、代位弁済できません。
督促状況をご記入ください。

⑬ 保全措置（担保、預金等）をご記入ください。

⑭ 保証付の連帯保証人（物上保証人）をすべてご記入ください。

⑮ 保証否認があった場合は、代位弁済できません。

⑯ 補足欄は詳しくご記入ください。

第8章

参 考 資 料

信用保証の対象となる業種一覧表

業種 番号	業種区分	CRD		小 分 類		細 分 類 も し く は 細 目				
		番号	業種名		同番号					
製造業										
01	食料品工業	E09100	食料品製造業	○畜産食料品製造業	091	部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品、加工卵、乾燥卵、液卵、はちみつ処理加工、食鳥処理加工				
				○水産食料品製造業	092	水産缶詰・瓶詰、海藻加工、水産練製品、塩干・蔵品、冷凍水産物、冷凍水産食品、素干・煮干・くん製魚介類、節類、削節類、塩辛製品、水産つくだ煮、水産漬物				
				○野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	093	野菜缶詰、果実缶詰、農産保存食料品（乾燥・冷凍農産物、ジャム・マーマレード、ジュース原液、ゼリー、ピーナッツバター、マッシュポテト）、野菜・果実漬物				
				○調味料製造業	094	味そ、しょう油、食用アミノ酸、ソース、食酢、香辛料、濃縮そば汁、うま味調味料				
				○糖類製造業	095	砂糖、砂糖精製、ぶどう糖、水あめ、異性化糖				
				○精穀・製粉業	096	精米・精麦、小麦粉、その他の穀粉（米粉、大豆粉、そば粉、とうもろこし粉）				
				○パン・菓子製造業	097	パン、生菓子、ビスケット類・干菓子、米菓、キャンデー、チョコレート、油菓、砂糖漬け、ウエハース、氷菓、チューインガム				
				○動植物油脂製造業	098	動植物油脂、食用油脂加工（精製油脂、マーガリン、ショートニング、精製ラード、精製ヘット）				
				○その他の食料品製造業	099	でんぶん、めん類、豆腐、油揚げ、あん類、冷凍調理食品、そう菜、すし・弁当・調理パン、レトルト食品、パン種、ふくらし粉、イースト、きのこ種菌、酵母剤、クロレラ、しいたけ種駒、こうじ、種こうじ、麦芽、いり豆、こんにゃく、ふ、ゆば、玄米乳、甘酒、納豆、即席ココア、春さめ、麦茶、はま茶、こぶ茶、もち、パン粉				
		E10100	飲料・たばこ・飼料製造業	○清涼飲料製造業	101	清涼飲料、嗜好飲料、サイダー、ラムネ、炭酸水、ジュース、シロップ、ミネラルウォーター、コーヒー飲料				
				○酒類製造業	102	果実酒、ビール、発泡酒、清酒、蒸留酒、混成酒（焼酎、ウイスキー、ブランデー、味りん、薬用酒、梅酒）				
				○茶・コーヒー製造業	103	荒茶・仕上茶（主として購入した茶生葉または荒茶を主原料にする場合。製造加工設備を有し、荒茶・仕上茶の製造を行う茶作農業は「82 農林漁業」）、荒びき・インスタントコーヒー				
				○製氷業	104	（天然氷の採取貯蔵を行うものは「91 鉱業」）				
				○たばこ製造業	105	たばこ、葉たばこ処理				
				○飼料・有機質肥料製造業	106	配合・単体飼料、有機質肥料（海産肥料、骨粉肥料、魚肥、植物かす肥料、腐糞土、たい肥、バークたい肥）				
				E11101 E11102 E11103	化学繊維製造業 炭素繊維製造業 その他の繊維工業	○製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業	111	器械生糸、座繰生糸、玉糸、野蚕糸、副蚕糸、化学繊維、炭素繊維、綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、ねん糸、かさ高加工糸、絹・亜麻・ちよ麻・黄麻・手・和紡紡績		
						E11103	その他の繊維工業	○織物業	112	綿・スフ・絹・人絹・毛・麻織物、細幅織物、抄紙織物
								○ニット生地製造業	113	丸編ニット生地・たて編ニット生地・横編ニット生地
		○染色整理業	114	綿・スフ・麻・絹・人絹織物機械染色、毛織物機械染色整理、織物整理、織物手加工染色整理、綿状繊維・糸・ニット・レース・繊維雑品染色整理						

業種 番号	業種区分	CRD		小 分 類		細 分 類 も し く は 細 目
		番号	業種名		同番号	
製造業						
02	繊維品工業	E11103	その他の繊維工業	○綱・網・レース・ 繊維粗製品製造業	115	綱、漁網、網地、レース、組ひも、整毛、フェルト・不織布、上塗・防水織物、製綿、麻製織、べっちんせん毛、コールテンせん毛、真綿、分織糸、金銀糸、たて糸のり付、整経、おさ通し、そうこう通し、ジャカードカード、模様形、巻糸、電着植毛、モール、ふさ類、巻ひも、編ひも、よりひも
				○外衣・シャツ製造業	116	織物製・不織布製・レース製成人男子・少年服、成人女子・少女服、乳幼児服、シャツ、事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服、学校服、ニット製外衣（成人男子・少年服、成人女子・少女服、乳幼児服、ジャケット、ブレザー、ジャンパー）、ニット製アウターシャツ（Tシャツ、ワイシャツ、ポロシャツ、オープンシャツ、タンクトップ、トレーナー）、セーター類、ニット製事務用・作業用・スポーツ用衣服・学校服
				○下着類製造業	117	織物製下着（アンダーシャツ、ズボン下、パンツ、ペチコート、スリッパ、キャミソール）、ニット製下着（アンダーシャツ、ズボン下、パンツ、スリッパ、ペチコート）、織物製・ニット製寝着類（パジャマ、ナイトガウン、ネグリジェ）、補整着（ブラジャー、ガードル、ブラスリッパ、ボディスーツ、ウエストニッパー）
				○和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業	118	和装製品（長着、羽織、じゅばん、帯、はかま、コート、半てん、柔道着、剣道着、ショール、半えり、帯揚げ、帯締め、羽織ひも、ふろしき、ふくさ）、足袋、足袋カバー、ネクタイ、スカーフ・マフラー・ハンカチーフ、靴下（タイツ、パンティストッキング）、手袋、帽子（フェルト帽子・帽体、ニット製・織物製・レース製帽子）、毛皮製品（コート、ジャケット、えり巻、チョッキ、マフ、服飾品）、サスペンダー、ガーター、アームバンド、ズボン吊、靴下止め、繊維製スリッパ・草履・靴・衣服用ベルト、よだれ掛、おしめカバー、衛生バンド
				○その他の繊維製品製造業	119	寝具、毛布、じゅうたん・その他の繊維製床敷物、帆布製品、繊維製袋、刺しゅう、タオル、脱脂綿、繊維製生理用品、ガーゼ・ほう帯、眼帯、衛生マスク、どん帳、テーブル掛、ナプキン、布きん、ぞうきん、旗、のぼり、脚はん、カーテン、蚊帳
03	木材・木製品工業	E12102	その他の木材・木製品製造業（家具を除く）	○製材業、木製品製造業	121	一般製材、単板（ベニヤ板）、木材チップ、屋根板、経木、毛毛、たる・おけ材、木柱、たが、げた材、鉛筆軸板、木管素地、竹ひご、さらし竹、成形竹、竹・とう・きりゅう・枝づる加工基礎資材、野球用バット素材
		E12101 E12102	繊維板製造業 その他の木材・木製品製造業（家具を除く）	○造作材・合板・建築用組立材料製造業	122	造作材、合板、集成材、建築用木製組立材料、パーティクルボード、繊維板、銘木、床板
		E12102	その他の木材・木製品製造業（家具を除く）	○木製容器製造業	123	竹・とう・きりゅう等容器、木箱、たる、おけ
				○その他の木製品製造業	129	木材薬品処理、コルク加工基礎資材・コルク製品、靴型、靴しん、木製履物、げた台、木製サンダル、曲輪、曲物、せいろ、ひつ、寄木細工、つまようじ、くり物、とう製敷物、はし、ふるい、重箱、木製品塗装、よしず
04	家具・建具工業	E13100	家具・装備品製造業	○家具製造業	131	木製家具、金属製家具、マットレス、組スプリング
				○宗教用具製造業	132	仏壇、神仏具、神棚、みこし、三方、じゅず
				○建具製造業	133	戸、障子、ふすま（骨・縁を含む。）、欄間
				○その他の家具・装備品製造業	139	事務所用・店舗用装備品、窓用・扉用日よけ、日本びょうぶ、衣こう、すだれ、掛軸、鏡縁、額縁、黒板、石製・プラスチック製家具

業種 番号	業種区分	CRD		小 分 類	同番号	細 分 類 も し く は 細 目
		番号	業種名			
製造業						
05	紙工業	E14100	パルプ・紙・紙加工品製造業	○パルプ製造業	141	溶解サルファイトパルプ, 溶解クラフトパルプ, サルファイトパルプ, ケミグラントパルプ, クラフトパルプ
				○紙製造業	142	洋紙, 板紙, 機械すき和紙, 手すき和紙
				○加工紙製造業	143	塗工紙, 段ボール, 壁紙, ふすま紙
				○紙製品製造業	144	事務用・学用・日用紙製品, 正札, 名刺台紙, 私製はがき, 包装紙, カード, 荷札
				○紙製容器製造業	145	重包装・角底紙袋, 段ボール箱, 紙器
			○その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	149	紙タオル, 紙ナプキン, 紙ひも, 紙テープ, セロファン, 紙管, 小形紙袋, 紙製ガムテープ, 紙おむつ, 紙製生理用品, ソリッドファイバー(箱・管・筒), バルカナイズドファイバー(箱・管・筒), 衛生用紙綿, 衛生用綿状パルプ	
69	製版・製本業	E15102	製版業・製本業	○製版業	152	写真製版, 写真植字, 製版(デジタル(CTP方式), グラビア, スクリーン, フレキソ), 刷版焼付, 版下作成, 鉛版, 活字, 銅版・木版彫刻, 印刷用プラスチック版, フォトマスク
				△製本業, 印刷物加工業	153	製本(印刷物加工業は「61 印刷業」)
07	化学工業	E16100	化学工業	○化学肥料製造業	161	窒素質・りん酸質肥料, 複合肥料, けい酸質・苦土質・マンガン質・ほう素質肥料
				○無機化学工業製品製造業	162	ソーダ工業, 無機顔料, 圧縮ガス, 液化ガス, 塩, 無機酸, 無機化合物
				○有機化学工業製品製造業	163	石油化学系基礎製品, 脂肪族系中間物, 発酵工業, 環式中間物, 合成染料, 有機顔料, プラスチック, 合成ゴム, メタン誘導品, メタンハロゲン化合物, ベンゼン・トルエン・キシレンなどの軽油製品, タール酸類, 中油・重油製品, 精製コールタール, ピッチ, 金属塩, 高級アルコール, 可塑剤, 有機添加剤, 人工甘味剤, 合成なめし剤, 有機過酸化物
				○油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	164	脂肪酸, 硬化油, グリセリン, 石けん, 合成洗剤, 界面活性剤, 塗料, 印刷インキ, 洗浄剤, 磨用剤, ろうそく
				○医薬品製造業	165	医薬品原薬, 医薬品製剤, 生物学的製剤, 生薬・漢方製剤, 動物用医薬品
				○化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	166	仕上用, 皮膚用化粧品(口紅, ファンデーション, クリーム, 化粧水, 乳液, 洗顔クリーム), 香水, オーデコロン, シャンプー, 頭髮料, 染毛料, 日焼け止め・日焼け用化粧品, 脱毛料, 歯磨, ひげそりクリーム
				○その他の化学工業	169	火薬類, 農薬, 香料, ゼラチン, 接着剤, 写真感光材料, 天然樹脂製品, 木材化学製品, 試薬, 筆記用・スタンプ用インキ, デキストリン, 家庭用防臭剤, 防水剤, 骨炭, 浄水剤, イオン交換樹脂
08	石油・石炭製品工業	E17100	石油製品・石炭製品製造業	○石油精製業	171	ガソリン, ナフサ, ジェット燃料油, 灯・軽・重・潤滑油, パラフィン, アスファルト, 液化石油ガス
				○潤滑油・グリース製造業	172	潤滑油, 機械油, 工作油剤, グリース
				○コークス製造業	173	コークス, 半成コークス
				○舗装材料製造業	174	舗装材料, 舗装用混合物, れき青乳剤, 舗装用ブロック, タールブロック, アスファルトブロック
				○その他の石油製品・石炭製品製造業	179	石油コークス, 再生燃料油, 廃油再生, 膨潤炭, 微粉炭, ガラ焼, カルサインコークス, 練炭, 豆炭, ピッチ練炭, 成型炭

業種 番号	業種区分	CRD		小 分 類		細 分 類 も し く は 細 目				
		番号	業種名		同番号					
製造業										
09	ゴム・プラスチック工業	E18100	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	○プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業	181	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品、製品加工（切断、接合、塗装、蒸着めっき、バフ加工）				
				○プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業	182	プラスチックフィルム・シート・床材、合成皮革、加工（切断、接合、塗装、蒸着めっき、バフ加工）				
				○工業用プラスチック製品製造業	183	テレビジョン・ラジオ・電話機・複写機きょう体、掃除機器体、冷蔵庫内装用品、扇風機羽根、自動車バンパー・ダッシュボード・ホイールキャップ、カメラボデー、製品加工（切断、接合、塗装、蒸着めっき、バフ加工）				
				○発泡・強化プラスチック製品製造業	184	軟質・硬質プラスチック発泡製品、強化プラスチック製板・棒・管・継手、強化プラスチック製容器・浴槽・浄化槽・保安帽帽体・がい子・橋脚・コンテナ、製品加工（切断、接合、塗装、蒸着めっき、バフ加工）				
				○プラスチック成形材料製造業	185	プラスチック配合成形材料、再生プラスチック、塩化ビニルコンパウンド、廃プラスチック製品				
				○その他のプラスチック製品製造業	189	台所用品、食卓用品、漆器下地、浴室用品、バケツ、容器、テープ類、漁業用器具、止水板、包装材料、人工芝、製品加工（切断、接合、塗装、蒸着めっき、バフ加工）				
		E19101	自動車タイヤ・チューブ製造業	△タイヤ・チューブ製造業	191	自動車用・航空機用タイヤ・チューブ（それ以外のものは「06 ゴム製品製造業」）				
				△ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	193	工業用ベルト（それ以外のものは「06 ゴム製品製造業」）				
				06	ゴム製品製造業	E19102	その他のタイヤ・チューブ製造業	△タイヤ・チューブ製造業	191	自転車・リヤカー・一輪車用タイヤ・チューブ（自動車用・航空機用タイヤ・チューブは「09 ゴム・プラスチック工業」）
								E19103	その他のゴム製品製造業	○ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業
△ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	193	ゴムベルト、ゴムホース、工業用エボナイト製品・ゴムロール・ゴム管・ゴム板・スポンジゴム製品、パッキン類、防振ゴム、フラップ・リムバンド、ゴム系接着剤、ゴムライニング加工（工業用ベルトは「09 ゴム・プラスチック工業」）								
○その他のゴム製品製造業	199	ゴム引布・同製品、医療用・衛生用ゴム製品、ゴム練生地、更生タイヤ、再生ゴム、フォームラバー、糸ゴム、ゴムバンド、ゴム手袋、ウェットスーツ								
10	皮革工業	E20100	なめし革・同製品・毛皮製造業	○なめし革製造業	201	皮なめし、なめし革、タンニン・クロムなめし革、水産革、は虫類革、皮さらし、染革				
				○工業用革製品製造業	202	革ベルト、パッキン、ガスケツト、紡績用エブロンバンド、ローハイドビニオン、自転車用サドル革、チューブホース、オイルシール、工業用ピッカー				
				○革製履物用材料・同附属品製造業	203	製靴材料、靴底、靴革ひも、履物材料、靴中敷物				
				○革製履物製造業	204	革靴、サンダル、スリッパ、草履				
				○革製手袋製造業	205	革・合成皮革手袋、工業用・スポーツ用革手袋				
				○かばん製造業	206	革・繊維・プラスチック・合成皮革製かばん、金属製・バルカナイズドファイバー製トランク				

業種 番号	業種区分	CRD		小 分 類		細 分 類 も し く は 細 目
		番号	業種名		同番号	
製造業						
10	皮革工業	E20100	なめし革・同製品・ 毛皮製造業	○袋物製造業	207	革・プラスチック・合成皮革・繊維・紙・ストロー・金属・ビーズ・人造真珠製袋物, 財布, ハンドバッグ
				○毛皮製造業	208	毛皮, 毛皮縫製, 毛皮染色・仕上
				○その他のなめし革製品製造業	209	室内用革製品, 腕時計用革バンド, 首輪, 服装用革ベルト, カットガット, 革クッション, 革まくら, 馬具, ばん具, むち
11	窯 業	E21100	窯業・土石製品製造業	○ガラス・同製品製造業	211	板ガラス, 板ガラス加工, ガラス製加工素材, ガラス容器, 理化学用・医療用ガラス器具, 卓上用・ちゅう房用ガラス器具, ガラス繊維・同製品, 照明器具用・眼鏡用・時計用ガラス, 漁業用ガラス浮玉, 建設用ガラス製品, 石英ガラス製品
				○セメント・同製品製造業	212	セメント, 生コンクリート, コンクリート製品, 木毛・木片・パルプセメント板, 厚形スレート, 気泡コンクリート製品, スラグせっこう板, 窯業外装材
				○建設用粘土製品製造業	213	粘土かわら, 普通れんが, 陶管, 土管, テラコッタ, ストーブライニング用品, 煙突, 粘土がわら白生地
				○陶磁器・同関連製品製造業	214	衛生陶器, 食卓用・ちゅう房用陶磁器, 置物, 電気用・理化学用・工業用陶磁器, タイル, 陶磁器絵付, 陶磁器用はい土, 庭園用品, 植木鉢, セラミックブロック, 神仏具, 陶磁器素（生）地, 水がめ, 陶瓶
				○耐火物製造業	215	耐火れんが, 不定形耐火物, 耐火モルタル, マグネシアクリンカー, 合成ムライト, 高炉用ブロック, 粘土質るつぼ
				○炭素・黒鉛製品製造業	216	炭素電極, 黒鉛電極, 炭素棒, 電ブラシ, 特殊炭素製品, 黒鉛るつぼ, 精製黒鉛, 炭素・黒鉛れんが
				○研磨材・同製品製造業	217	研磨材, 研削と石, 研磨布紙, 再生研磨材, 研削と石加工, 天然と石
				○骨材・石工品等製造業	218	碎石, 再生骨材, 人工骨材, 石工品, けいそう土・同製品, 鉱物・土石粉碎等処理
				○その他の窯業・土石製品製造業	219	ロックウール・同製品, 石こう製品, 石灰, 鋳型, ほうろう鉄器, 七宝製品, 人造宝石, 石筆, 白墨, 雲母板, 気硬性セメント, うわ薬
12	機械工業	E25100	はん用機械器具製造業	○ボイラ・原動機製造業	251	ボイラ, 蒸気機関・タービン・水力タービンはん用内燃機関, 風力・圧縮空気機関, 水車, 特殊車両用エンジン
				○ポンプ・圧縮機器製造業	252	ポンプ・同装置, 空気・ガス圧縮機・送風機, 油圧・空圧機器
				○一般産業用機械・装置製造業	253	動力伝導装置, エレベータ・エスカレータ, 物流運搬設備, 工業窯炉, 冷凍機・温湿調整装置
				○その他のはん用機械・同部分品製造業	259	消火器具・装置, 弁・同附属品, パイプ・同附属品加工, 玉軸・ころ軸受, ピストンリング, 潜水装置, 潤滑装置, 自動車用代燃装置, 駐車装置, 焼却炉, 重油・ガス燃焼装置, 旋回窓, 自動車用エレベータ, 各種機械・同部分品製造修理（注文製造・修理）
		E26100	生産用機械器具製造業	○農業用機械製造業	261	農業用機械, 動力耕うん機, 刈取機械, 噴霧機, 脱穀機, ふ卵装置, 育すう装置, 農業用トラクタ
				○建設機械・鉱山機械製造業	262	建設機械・鉱山機械・同装置・部分品・附属品, さく井機械, 油田用機械器具, ロードローラ, コンクリートミキサ, 破砕機, 選別機, 建設用トラクタ・クレーン・ショベルトラック

業種 番号	業種区分	CRD		小 分 類		細 分 類 も し く は 細 目
		番号	業種名		同番号	
製造業						
12	機械工業	E26100	生産用機械器具製造業	○繊維機械製造業	263	化学繊維・紡績機械、製織・編組機械、染色整理仕上機械、繊維機械部分品・取付具・附属品、縫製機械（工業用・家庭用ミシン・同部分品・附属品、毛糸手編機械、縫製準備工程機械）、縫製仕上工程機械
				○生活関連産業用機械製造業	264	食品機械・同装置、木材加工機械、パルプ装置・製紙機械、印刷・製本・紙工機械、包装・荷造機械
				○基礎素材産業用機械製造業	265	鑄造装置、化学機械・同装置、プラスチック加工機械・同附属装置
				○金属加工機械製造業	266	金属工作機械（切削工作を行う機械）、金属加工機械（プレス、鍛造、屈曲、圧延、切断を行う機械）、金属工作機械・金属加工機械用部分品・附属品、機械工具、特殊鋼工具、治具、超硬工具
				○半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業	267	半導体製造装置（マスク・レチクル製造、電子回路形成、半導体チップ組立）、フラットパネルディスプレイ製造装置（ガラス基盤・カラーフィルタ製造用装置）
				○その他の生産用機械・同部分品製造業	269	金属用金型・同部分品・附属品、非金属用金型・同部分品・附属品、真空装置・真空機器、ロボット、線綿機械、帽子製造機械、白熱電球製造装置、皮革処理機械、たばこ製造機械、ゴム製品製造機械
		E27101	事務用・サービス用・娯楽用機械器具製造業	○事務用機械器具製造業	271	複写機、データ処理機械、計算機械、会計機械、謄写機、事務用印刷機、あて名印刷機、マイクロ写真機械、時間記録機械、金銭登録機械、ファイリングシステム用器具、貨幣処理機械
				○サービス用・娯楽用機械器具製造業	272	営業用洗濯機、ドライクリーニング機、ドライクリーニング用プレス機、自動車関連サービス機械器具、娯楽用機械、自動販売機、両替機、自動改札機、自動ドア
		E27103	その他の業務用機械器具製造業	○計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業	273	体積計、はかり、圧力・流量・液面計、精密測定器、分析機器、試験機、測量機械器具、理化学機械器具、長さ・体温・寒暖・水銀温度・回転・速さ・光度・光束・照度・屈折度・熱量・粘度・騒音計
				○医療用機械器具・医療用品製造業	274	医療用・歯科用・動物用医療機械器具、医療用縫合糸、人工血管、人工心臓弁、義肢・義足、歯科材料
				○光学機械器具・レンズ製造業	275	顕微鏡、望遠鏡、双眼鏡、写真機・映画用機械・同附属品、光学機械用レンズ・プリズム
		E27102	武器製造業	○武器製造業	276	銃、砲、銃弾、砲弾、弾薬、特殊装甲車両
13	電気機器工業	E28100	電子部品・デバイス・電子回路製造業	○電子デバイス製造業	281	電子管（真空管、放電管、ブラウン管、X線管、水銀整流管）、光電変換素子（発光ダイオード）、半導体素子（ダイオード、トランジスタ、サイリスタ、サーミスタ）、集積回路、液晶パネル・フラットパネル
				○電子部品製造業	282	抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品、音響部品・磁気ヘッド・小形モータ（入力電力3ワット未満のもの）、コネクタ・スイッチ・リレー
				○記録メディア製造業	283	半導体メモリメディア（メモ리카ード、メモリースティック）、光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ
				○電子回路製造業	284	電子回路基板、電子回路実装基板
				○ユニット部品製造業	285	電源・高周波・コントロールユニット、電子部品組立、紙幣識別・硬貨区分・液晶表示ユニット

業種 番号	業種区分	CRD		小 分 類		細 分 類 も し く は 細 目
		番号	業種名		同番号	
製造業						
13	電気機器工業	E28100	電子部品・デバイス・電子回路製造業	○その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	289	整流器、ダイヤル、プラグ・ジャック、磁性材部分品、雑音防止器、テレビ画面安定器、共振子・発振子、フィルタ、ソケット、センサ
		E29100	電気機械器具製造業	○発電用・送電用・配電用・電気機械器具製造業	291	発電機、電動機、回転電気機械、変圧器、電力開閉装置、配電盤・電力制御装置、配線器具・附属品
				○産業用電気機械器具製造業	292	電気溶接機、内燃機関電装品、蓄電器、電気窯炉、電熱装置、はんだごて、電磁石、車両用集電装置、電気炉
				○民生用電気機械器具製造業	293	ちゅう房機器（電子レンジ、電磁調理器、電気がま、トースタ、ホットプレート、ジューサミキサ、食器乾燥機、電気冷蔵庫）、空調・住宅関連機器（扇風機、換気扇、電気温水器、家庭用エアコンディショナ、空気清浄機）、衣料衛生関連機器（家庭用電気洗濯機、衣類乾燥機、電気アイロン、電気掃除機）、電気暖房器、理美容機器
				○電球・電気照明器具製造業	294	電球、白熱電灯器具・放電灯器具・携帯電灯・発電ランプ・同附属品
				○電池製造業	295	蓄電池、一次電池（乾電池、湿電池）
				○電子応用装置製造業	296	X線装置、医療用電子応用装置、粒子加速装置、放射性物質・弾性波・超音波・高周波電力応用装置、電磁応用・電気探知装置、電子顕微鏡
				○電気計測器製造業	297	電流・電圧・電力・位相・周波数・検電・音量・電気動力計、電気測定器、工業計器、医療用計測器
				○その他の電気機械器具製造業	299	電球口金、導入線、接点、ジュメット線、永久磁石、太陽電池
		E30100	情報通信機械器具製造業	○通信機械器具・同関連機械器具製造業	301	有線通信機械器具（電話機、交換機、電信機、搬送装置）、携帯電話機・PHS電話機、無線通信機械器具（ラジオ・テレビジョン放送装置、固定局・車両用・船舶用・航空用通信装置）、ラジオ・テレビジョン受信機、交通信号保安装置、火災・盗難警報装置、音響信号装置
				○映像・音響機械器具製造業	302	ビデオ機器、デジタルカメラ、電気音響機械器具（録音・再生・拡声装置・同附属品）
				○電子計算機・同附属装置製造業	303	デジタル形・ハイブリッド形電子計算機、電子会計機、パーソナルコンピュータ、外部記憶装置、印刷装置、表示装置、スキャナー、端末装置、現金自動預け払い機（ATM）
14	車両工業	E31101	自動車・鉄道・航空同附属品製造業	○自動車・同附属品製造業	311	二輪・自動車完成品、自動車シャシー、自動車車体・附随車（車体、トレーラ）、自動車部分品・附属品（エンジン、ブレーキ、クラッチ車軸、ラジエータ、車輪、窓ふき、カーエアコン）
				○鉄道車両・同部分品製造業	312	鉄道車両製造・修理・改造（機関車、客車、電車、気動車、貨車、特殊車両）、鉄道車両用部分品（ブレーキ装置、ジャンパ連結器、戸閉装置）
				○航空機・同附属品製造業	314	航空機（オーバーホールを含む。）、航空機用原動機、航空機部分品・補助装置（プロペラ、胴体、主翼、尾部、フラップ、降着装置、パラシュート、航空機用バルブ）
		E31103	産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業	○産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業	315	フォークリフトトラック・同部分品・附属品、動力付運搬車、構内トレーラ、構内運搬車、ショベルトラック
		E31104	その他の輸送用機械器具製造業	○その他の輸送用機械器具製造業	319	自転車・車いす製造組立、自転車部分品（玉軸受を除く）・フレーム、空気入ポンプ、自転車用バルブ、畜力車・人力車・リヤカー・同部分品、ロケット・気象観測用バルン・同部分品・附属品・補助装置、ハンドトラック

業種 番号	業種区分	CRD		小 分 類	同番号	細 分 類 も し く は 細 目
		番号	業種名			
製造業						
15	船舶工業	E31102	船舶製造・修理業、 船用機関製造業	○船舶製造・修理業、 船用機関製造業	313	鋼船・木造船・木製漁船・舟艇製造修理、船 体ブロック、船用機関
16	金属工業	E22100	鉄鋼業	○製鉄業 ○製鋼・製鋼圧延業 ○製鋼を行わない鋼 材製造業 ○表面処理鋼材製造業 ○鉄素形材製造業 ○その他の鉄鋼業	221 222 223 224 225 229	高炉銑、圧延鋼材、普通鋼、特殊鋼、鋼管、 電気炉・小形高炉・再生炉銑、純鉄、原鉄、ペー スメタル、フェロアロイ 転炉・電気炉による製鋼・圧延鋼材・特殊鋼 ・鋼管 熱間・冷間圧延、冷間ロール成型形鋼、鋼管、 伸鉄、磨棒鋼、引抜鋼管、伸線（鉄線、硬鋼線、 ピアノ線、線材から一貫作業によるくぎ・針 金・金網・ワイヤロープ）、溶接形鋼 亜鉛鉄板、亜鉛めっき鋼管、ブリキ、線材か ら一貫作業によらない針金、亜鉛めっき硬鋼 線、ビニル鋼板、ティンフリースチール 銑鉄铸件、可鍛铸铁、铸鋼、鍛工品、鍛鋼 鉄鋼シャースリット、鉄スクラップ加工処理、 铸铁管、鉄粉、純鉄粉、純鉄圧延、ペレット
		E23100	非鉄金属製造業	○非鉄金属第1次製 錬・精製業 ○非鉄金属第2次製 錬・精製業 ○非鉄金属・同合金 圧延業 ○電線・ケーブル製 造業 ○非鉄金属素形材製 造業 ○その他の非鉄金属 製造業	231 232 233 234 235 239	銅、亜鉛、鉛、金、銀、白金、貴金属、ニッケル、 ニッケル地金、チタン、ウラン、トリウム、すず、 アンチモン、水銀、マンガン、クロム、タン グステン、モリブデン、マグネシウム、ゲル マニウム、シリコン、タンタル、アルミニウ ム製錬・精製 鉛・アルミニウム・その他の非鉄金属再生、 非鉄金属合金 伸銅品、アルミニウム・その他の非鉄金属・ 同合金圧延 裸電線、絶縁電線、ケーブル、光ファイバケー ブル、電力ケーブル、光ファイバコード、光ファ イバ心線 銅・同合金铸件、非鉄金属铸件、アルミニウ ム・同合金ダイカスト、非鉄金属ダイカスト、 非鉄金属鍛造品 核燃料、非鉄金属粉末、非鉄金属シャーリン グ
		E24100	金属製品製造業	○ブリキ缶・その他 のめっき板等製品 製造業 ○洋食器・刃物・手 道具・金物類製造業 ○暖房・調理等装置、 配管工事用附属品 製造業 ○建設用・建築用金 属製品製造業 ○金属素形材製品製 造業 ○金属被覆・彫刻 業、熱処理業	241 242 243 244 245 246	缶詰用・18リットル・ブリキ缶、ブリキ製容 器、バケツ、エアゾール缶 洋食器、機械刃物、利器工器具・手道具、作 業工具、手引のこぎり・のこ刃、農業用器具、 建築用・架線・自動車用金物、袋物用・家具 用・建具用・船舶用・かばん金具、かざ、戸車、 ドアクローザ・ヒンジ 配管工事用附属品（継手、ノズル、蒸気抜き、 水抜き）、ガス・石油機器（ストーブ、レンジ、 湯沸器）、温風・温水暖房装置（温水ボイラ、 放熱器、ユニットヒータ）、調理用機器・同装 置、太陽熱利用温水装置、焼却器 鉄骨、建設用金属製品（鉄塔、鋼橋、貯蔵槽、 金属柵、鋼板煙突）、金属製サッシ・ドア、鉄 骨系プレハブ住宅、建築用金属製品（板金・ ラス製品、よろい戸、屋根製品、シャッタ）、 製缶板金（温水缶、ドラム缶、ボンベ） アルミニウム・同合金・金属プレス製品（調 理用・家庭用・医療用器具）、粉末や金製品 金属製品塗装、溶融めっき、金属彫刻、電気め っき、金属熱処理、金属張り、研磨、陽極酸化処理、 金属防錆処理加工、シリコン加工

業種 番号	業種区分	CRD		小 分 類		細 分 類 も し く は 細 目
		番号	業種名		同番号	
製造業						
16	金属工業	E24100	金属製品製造業	○金属線製品製造業	247	くぎ・ざる・ワイヤチェーン（受け入れた線によるもの）、金網・ワイヤロープ（線材から一貫作業によらないもの）、ビニル被覆鉄線、溶接棒
				○ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	248	ボルト・ナット、ビス、木ねじ、リベット、犬くぎ、割ピン、座金、かすがい
				○その他の金属製品製造業	249	金庫、スプリング、ヘルメット（帽体）、ドラム缶・18リットル缶更生、ネームプレート、フレキシブルチューブ、押し出しチューブ、パッキング、ガスケット、ガス灯、カーバイド灯、反射鏡、打ちはく、石油灯、はしご（可搬式のものの）、脚立
18	ソフトウェア業	G39101	ソフトウェア業	○ソフトウェア業	391	受託開発ソフトウェア、プログラム作成、情報システム開発、システム開発コンサルタント、システムインテグレーションサービス、組込みソフトウェア、パッケージソフトウェア、ゲームソフトウェア
19	情報処理サービス業	G39102	情報処理サービス業	△情報処理・提供サービス業	392	情報処理サービス（受託計算サービス、計算センター、タイムシェアリングサービス、データエントリー、パンチサービス）（それ以外のものは「58 情報通信サービス業」）
82	農林漁業	A01151	農業関連製造業	△耕種農業	011	きのこ製造（菌床栽培方式による生産であって、工場の生産設備を有するものに限る。）、茶作農業（製造加工設備を有し、荒茶及び仕上茶を製造するものに限る。主として購入した茶生葉または荒茶を主原料にする場合は「01 食料品工業」）、かいわれ大根製造業（苗床栽培方式による生産であって、工場の生産設備を有するものに限る。）、もやし栽培農業（製造加工設備を有するものに限る。）、
				△畜産農業	012	蚕種製造（製造加工設備を有するものに限る。）、
				△農業サービス業	013	蚕種製造請負（製造加工設備を有するものに限る。）、
		A02151	林業関連製造業	△特用林産物生産業	023	薪製造、木炭・黒炭・枝炭・白炭製造（製造加工設備を有するものに限る。）、
				△林業サービス業	024	薪請負製造・炭焼請負・炭質焼（製造加工設備を有するものに限る。）、
		B04151	真珠養殖業	△海面養殖業	041	真珠養殖（養殖から加工までを一貫作業として行っているものに限る。）、
17	その他の工業	E32103	他に分類されない製造業	○貴金属・宝石製品製造業	321	貴金属・宝石製装身具製品・附属品・同材料加工、貴金属製ナイフ・フォーク・スプーン・洋食器・仏具、賞杯
				○装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業	322	装身具・装飾品、造花・装飾用羽毛、ボタン、針・ピン・ホック・スナップ・同関連品、かもし、かつら、人形髪
		E32101	時計・同部分品製造業	○時計・同部分品製造業	323	時計・同部分品（文字板、ぜんまい、歯車、ねじ）、電気時計、時計側
		E32103	他に分類されない製造業	○楽器製造業	324	ピアノ、ギター、ハーモニカ、オルゴール、オルガン、その他の楽器・楽器部品・同材料
				○がん具・運動用具製造業	325	娯楽用具・がん具（家庭用テレビゲーム機、ラジオコントロールカー、囲碁・将棋用品、ゲーム盤、教材がん具、折紙、積木、羽子板）、児童乗物（乳母車、子供用自転車（径12インチ未満））、人形、運動用具（衣類、靴を除く）
				○ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業	326	万年筆・シャープペンシル・ペン先、ボールペン・マーキングペン、鉛筆、毛筆・絵画用品、手押スタンプ、そろばん、ホッチキス、鉛筆削器、墨、事務用のり、製図用器具、印章

業種 番号	業種区分	CRD		小 分 類		細 分 類 も し く は 細 目
		番号	業種名		同番号	
製造業						
17	その他の工業	E32103	他に分類されない製造業	○漆器製造業	327	家具、漆器、小物箱、金属漆器、漆工芸品、漆器研ぎ出し、宗教用具、漆塗装、重箱、建具、鏡縁・額縁
				○量等生活雑貨製品製造業	328	麦わら・パナマ類帽子、わら工品、量、うちわ・扇子・ちょうちん、ほうき・ブラシ、喫煙用具、ライター、たばこケース、傘・同部分品、マッチ、魔法瓶
		E32102	眼鏡製造業（枠を含む）	○他に分類されない製造業	329	煙火、看板・標識機、パレット、モデル・模型、工業用模型、情報記録物（オーディオディスクレコード、ビデオディスクレコード、オーディオテープレコード、ビデオテープレコード、磁気カード、電子応用がん具用カセット）、眼鏡レンズ、眼鏡枠、眼鏡、サングラス、押絵、つえ、懐炉、救命具、線香、葬具、繊維壁材、建築用吹付材、におい袋、はえ取紙等の各種製品製造
		E32103	他に分類されない製造業			
		G41151	映像情報制作業	△映像情報制作・配給業	411	映画撮影所、小型映画制作、映画制作、ビデオ制作、テレビジョン番組制作、テレビコマーシャル制作、アニメーション制作（配給業は「58 情報通信サービス業」）
				△映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	416	映画フィルム現像（業者から委託を受けて行うものに限る。それ以外のは「58 情報通信サービス業」）
		N79153	写真現像・焼付業（業者から委託を受けて行うもの）	△他に分類されない生活関連サービス業	799	写真現像・焼付（業者から委託を受けて行うものに限る。それ以外のは「50 その他の生活関連サービス業」）
		P83151	歯科技工所（業者から委託を受けて行うもの）	△医療に附帯するサービス業	836	歯科技工所（業者から委託を受けて行うものに限る。それ以外のは「48 その他の医療・保健衛生業」）
		R89100	自動車整備業	○自動車整備業	891	自動車一般・車体・電装品・タイヤ・部品整備、自動車・自動車エンジン再生、蓄電池・タイヤ・エンジン・ブレーキ・ガラス修理、再塗装、清掃、洗車
		E32103	他に分類されない製造業	△機械修理業	901	一般機械・建設機械・鉱山機械整備修理（修理のために部分品等を金属工作機械等を使用して製造し、各種機械を修理するものに限る。それ以外のは「49 加工・修理業」）
				△電気機械器具修理業	902	電気機械器具修理（ラジオ・テレビ・電気冷蔵庫・変圧器）（修理のために部分品等を金属工作機械等を使用して製造し、各種機械を修理するものに限る。それ以外のは「49 加工・修理業」）
91	鉱 業	C05101	金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業	○金属鉱業	051	金・銀、鉛・亜鉛、鉄、白金、砂白金、イリジウム、オスミウム、銅、硫化鉄、黄鉄、磁硫鉄、すず、砂すず、アンチモン、水銀、そう鉛、ひ鉱、砂鉄、タングステン、マンガン、金属マンガン、二酸化マンガン、クロム、砂クロム、モリブデン、ニッケル、コバルト、鉄マンガン、ウラン、砂ウラン、トリウム
				○石炭・亜炭鉱業	052	無煙炭・せん石・（亜）れき青炭・かつ炭掘採選炭処理、石炭水洗、廃石選別、石炭回収、亜炭掘採選炭処理
				○原油・天然ガス鉱業	053	原油、石油、天然アスファルト、土れき青、油田さく井請負、油田試掘、天然ガス、炭酸ガス、ガス採取、天然ガソリン生産
		C05103	その他の鉱業	○窯業原料用鉱物鉱業	055	耐火粘土、ろう石、ドロマイト、長石、けい石、天然けい砂、石灰石、陶石、カオリン、石こう、磁土、陶土
				○その他の鉱業	059	酸性白土、ベントナイト、けいそう土、滑石、粘土、普通粘土、絹雲母、緑泥石、ふっ石、ひる石、重晶石、めのう、工芸用水晶、宝石、飾石、電気石、石けん石、溶岩、天然氷採取、ほたる石、明ばん石、りん鉱石、黒鉛

業種 番号	業種区分	CRD		小 分 類		細 分 類 も し く は 細 目
		番号	業種名		同番号	
製造業						
92	土石採取業	C05102	土石採取業	○採石業、砂・砂利・玉石採取業	054	花こう岩・石英粗面岩・安山岩・同類似岩石採石、大理石・ぎょう灰岩・砂岩・粘板岩採石、砂・砂利・玉石採取、かんらん岩・蛇紋岩・玄武岩・黒よう石・真珠岩採石、火山灰・軽石採掘、庭石採取
81	木材伐出業	A02152	木材伐出業	○素材生産業	022	一般材、パルプ材、坑木、くい丸太、電柱用材、足場丸太生産（立木を購入し、伐木して主として素材のまま販売するもの。）
				△林業サービス業	024	素材生産サービス（素材生産請負・木材伐出請負・伐木運材請負・共同貯木場）
20	建設業	D06101	一般土木建築工事業	○一般土木建築工事業	061	（各種の土木施設と建築物を、いずれでも完成する能力を有するもの）
		D06102	土木工事業 （舗装工事業を除く）	○土木工事業	062	土木工事（河川・砂防・海岸・治山施設工事、ダム工事、貯水池・用水池建設工事、水路工事、かんがい排水施設工事、港湾施設工事、埋立工事、干拓工事、開墾工事、鉄道施設工事、地下工作物工事、ドック建設工事、高架施設工事、橋りょう工事、ずい道工事、上・下水道工事、道路工事、駐車場工事、飛行場工事、運動競技場・競馬場・競輪場工事、宅地造成工事）、造園工事（造園工事、ゴルフ場工事）、しゅんせつ工事
		D06103	舗装工事業	○舗装工事業	063	（主として道路舗装工事および舗装工事を伴う土木工事を行うもの）
		D06104	建築工事業 （木造建築工事業を除く）	○建築工事業	064	コンクリート造・鉄骨造・コンクリートブロック造・プレハブリケーション・石造・れんが造建築物工事
		D06105	木造建築工事業	○木造建築工事業	065	（主として木造建築物のみを完成するもの）
		D06106	建築リフォーム工事業	○建築リフォーム工事業	066	（主として各種建築物の改装又は軽微な増・改築工事を総合的に行うもの）
		D07101	大工工事業	○大工工事業	071	大工工事（大工工事、造作・堂宮大工、木造りゅう骨工事請負）、型枠・仮枠大工工事
		D07102	とび・土工・コンクリート工事業	○とび・土工・コンクリート工事業	072	とび工事（建方、足場組立、金属製仮設工事、支柱工事、ひき屋工事）、土工・コンクリート工事、特殊コンクリート工事（基礎・場所打ち）
		D07103	鉄骨・鉄筋工事業	○鉄骨・鉄筋工事業	073	鉄骨工事（構造用鋼材組立・びょう接・溶接工事）、鉄筋工事（コンクリート用鉄筋工事）
		D07104	石工・れんが・タイル・ブロック工事業	○石工・れんが・タイル・ブロック工事業	074	石工工事、れんが工事、タイル工事、コンクリートブロック工事
		D07105	左官工事業	○左官工事業	075	左官・木舞、漆くい工事、磨き出し工事、吹付工事
		D07106	板金・金物工事業	○板金・金物工事業	076	金属製屋根工事、板金工事、建築金物工事
		D07107	塗装工事業	○塗装工事業	077	塗装工事、鋼橋塗装工事、建築装飾工事、船舶塗装、道路標示・区画線工事
		D07108	床・内装工事業	○床・内装工事業	078	床工事（床張工事、フローリング工事、船舶床張請負）、内装工事（テックス工事、練付工事、壁紙工事、室内装飾工事）
		D07109	その他の職別工事業	○その他の職別工事業	079	ガラス工事、金属製・木製建具工事、屋根工事、防水工事、はつり・解体工事、建設揚重、炉解体、電気防蝕工事
D08101	電気工事業	○電気工事業	081	一般電気工事（送配電電線路工事、電気設備工事）、電気配線工事、ネオン装置工事、船内配線		
D08102	電気通信・信号装置工事業	○電気通信・信号装置工事業	082	電気通信工事、電話線路工事、通信土木工事、有線・無線電話機械設備設置工事、有線・無線テレビジョン放送設備設置工事、信号装置工事、火災報知機工事		

業種 番号	業種区分	CRD		小 分 類	同番号	細 分 類 も し く は 細 目
		番号	業種名			
製造業						
20	建設業	D08103	管工事業（さく井工事業を除く）	○管工事業	083	一般管工事，冷暖房設備工事，給排水・衛生設備工事，ガス配管工事，配管工事
		D08104	機械器具設置工事業	○機械器具設置工事業	084	機械器具設置工事，収じん装置工事，索道架設工事，計装工事，自動ドア設置工事，昇降設備工事
		D08105	その他の設備工事業	○その他の設備工事業	089	築炉工事，熱絶縁工事，道路標識設置工事，さく井工事
		H48153	水路測量業	△その他の運輸に附帯するサービス業	489	水路測量（サルベージ，港湾運送関連（他に分類されないもの）は「31 運送業」。それ以外は「44 その他の運輸サービス業」）
		L74151	測量業，地質調査業	△土木建築サービス業	742	測量，地質調査（それ以外は「78 その他の技術サービス業」）
物品販売業						
21	卸売業	I50101	各種商品卸売業	○各種商品卸売業	501	総合商社，各種商品卸売，貿易商社
		I51101	繊維品卸売業（衣服，身の回り品を除く）	○繊維品卸売業	511	繊維原料（生糸，野蚕糸，副蚕糸，繭，綿花，麻類，原毛，獣毛，化学繊維，レーヨンバルブ，羊毛），糸，織物
		I51102	衣服・身の回り品卸売業	○衣服卸売業	512	男子服，婦人・子供服，下着類，和服，和装用下着，印半てん，半てん，水着（競泳用を除く）
				○身の回り品卸売業	513	寝具類，靴，履物，かばん，袋物，タオル，足袋，手袋，傘，小間物，うちわ，ボタン，ライター，装身具，洋品雑貨，帽子，かつら，化粧道具
		I52101	農畜産物・水産物卸売業	○農畜産物・水産物卸売業	521	米麦，雑穀，豆類，野菜，果実，食肉，生鮮魚介，原皮，原毛皮，原羽毛，製油用種実，家畜，卵，はちみつ，生のり，海藻
		I52102	食料・飲料卸売業	○食料・飲料卸売業	522	砂糖，味そ，しょう油，酒類，乾物，菓子・パン類，清涼飲料，果汁，ミネラルウォーター，茶類，牛乳，乳製品，水産練製品，氷，酢，ソース，塩蔵肉・魚，くん製品，ハム，ベーコン，ソーセージ，食用油，冷凍調理食品，塩
		I53101 I53102 I53103	木材・竹材卸売業 セメント・板ガラス卸売業 その他の建築材料卸売業	○建築材料卸売業	531	木材，竹材，セメント，板ガラス，建築用金属製品，れんが，かわら，タイル，ヒューム管，石材，コンクリートブロック，砂利，碎石，土・砂，漆くい，石灰，繊維板，陶管
		I53104	化学製品卸売業	○化学製品卸売業	532	塗料，プラスチック，工業薬品，接着剤，農薬，コールタール，インキ，染料，顔料，油脂，ろう，火薬，花火
		I53105 I53106	石油卸売業 その他の鉱物・金属材料卸売業	○石油・鉱物卸売業	533	石油，灯油，重油，液化石油ガス，プロパンガス，天然ガス，石炭，金属鉱物，非金属鉱物
		I53106	その他の鉱物・金属材料卸売業	○鉄鋼製品卸売業	534	鉄鋼粗製品，鉄鋼一次製品，針金，鉄線，ドラム缶，高压容器，ワイヤロープ，有刺鉄線，溶接棒，ばね，チェーン
				○非鉄金属卸売業	535	非鉄金属地金（銅・金・銀・白金・アルミニウム・真ちゅう・鉛・はんだ・すず），非鉄金属製品（銅・アルミニウム・鉛板，銅・アルミニウム・鉛・すず管，銅・アルミニウム棒，金属はく，銅・アルミニウム線）
		I53107	再生資源卸売業	○再生資源卸売業	536	空瓶・空缶等空容器，鉄スクラップ，非鉄金属スクラップ，古紙，くず繊維，建場業，仕切場，くず物回収
		I54101	産業機械器具卸売業	○産業機械器具卸売業	541	農業用機械器具，建設機械・鉱山機械，金属加工機械，事務用機械器具，繊維機械，製材機械，醸造機械，製縄機，ミシン，製めん機械器具，缶詰製造機械，乾燥機，理髪整容機械（電気式を除く），自動販売機，ドライクリーニング用機械器具，製氷・製本・製紙機械器具，配管・暖房工事用品，建築用配管・暖房装置，煙突，クレーン

業種 番号	業種区分	CRD		小 分 類		細 分 類 も し く は 細 目
		番号	業種名		同番号	
物品販売業						
21	卸売業	I54102	自動車卸売業	○自動車卸売業	542	自動車, トラック, トレーラ, 二輪自動車, スクータ, 中古自動車, 自動車部分品・附属品, オートバイ部分品・附属品, 自動車電装品, 自動車タイヤ, カーアクセサリ, カーエアコン, カーステレオ, カーナビゲーション, 自動車中古部品
		I54103	電気機械器具卸売業	○電気機械器具卸売業	543	家庭用電気機械器具, テレビジョン・ラジオ発信機・受信機, 電気音響機械器具, 電気冷蔵庫, 電気掃除機, 電気洗濯機, 電気ストーブ, 電気カミソリ, 照明器具, ルームエアコン, 電気医療機械器具 (家庭用), 電球, 電話機, 警報機, 発電機, 変圧器, 整流器, 充電機, 電線, 電気炉, 蓄電池, 配線器具, コンピュータ
		I54104	その他の機械器具卸売業	○その他の機械器具卸売業	549	輸送用機械器具 (自転車, リヤカー, 手押車, 船舶, 航空機, ヨット, モーターボート), 計量器・理化学機械器具・光学機械器具等 (学術用・実験用・測定用機械器具, 計量器, 写真機械器具, 光学レンズ, 時計, 眼鏡, 体温計, サングラス), 医療用機械器具 (レントゲン装置, 歯科医療機械器具, 吸入器)
		I55101	家具・建具・じゅう器等卸売業	○家具・建具・じゅう器等卸売業	551	家具, 建具, 荒物, 畳, 室内装飾繊維品, 陶磁器, ガラス器, 魔法瓶, プラスチック製容器・食器, 漆器, 金属製食器
		I55102	医薬品・化粧品等卸売業	○医薬品・化粧品等卸売業	552	医薬品, 医療用品 (医療材料, 衛生材料, 紙おむつ, コルセット), 化粧品 (化粧品, 香水, 整髪料, シャンプー, 歯磨), 合成洗剤, 石けん
		I55103	紙・紙製品卸売業	○紙・紙製品卸売業	553	紙, 洋紙, 和紙, 板紙, 加工紙, 段ボール, 紙製品 (紙器, トイレットペーパー, ティッシュペーパー, アルバム, カレンダー, 包装紙, 障子紙, 襖紙)
		I55104	他に分類されない卸売業	△他に分類されない卸売業	559	金物, 肥料, 飼料, スポーツ用品, 娯楽用品, がん具, たばこ, ジュエリー製品 (宝石・金・銀・白金製品・さんご・真珠), 書籍, 雑誌, フローカー, 仲立業, 代理業, 種苗, 植木, 花, 愛がん用動物, 文房具, 印章, 写真フィルム, 美術品, 骨とう品, 楽器類, なめし革製品, ゴム手袋, ミュージックテープ, CD, DVD, ブルーレイディスク・ビデオテープ (録音・録画済), 時計バンド, 木炭, 練炭 (性風俗関連特殊営業を除く)
		R92152	温泉供給業	△他に分類されない事業サービス業	929	温泉供給 (それ以外は「67 その他の事業サービス業」)
22	小売業 (飲食店を除く)	I56101	百貨店, 総合スーパー	○百貨店, 総合スーパー	561	百貨店・デパートメントストア・総合スーパー (従業者が常時 50 人以上のもの)
		I56102	その他の各種商品小売業 (従業者が常時 50 人未満のもの)	○その他の各種商品小売業	569	百貨店・デパートメントストア (従業者が常時 50 人未満のもの), ミニスーパー, よろず屋
		I57101	呉服・服地・寝具小売業	○呉服・服地・寝具小売業	571	呉服・服地, 寝具 (ふとん, 毛布, ふとん地, ふとん綿, ナイトガウン, まくら, マットレス, パジャマ)
		I57102	男子服小売業	○男子服小売業	572	洋服店, 注文服店, テーラーショップ, 学生服, オーバーコート, レインコート, ジャンパー, 作業服, スポン
		I57103	婦人・子供服小売業	○婦人・子供服小売業	573	婦人服, 子供服, レインコート, 毛皮コート, 仕立業, 洋裁店
		I57104	靴・履物小売業	○靴・履物小売業	574	靴 (スポーツ用を除く。), 靴附属品, 靴ひも, 靴墨, 履物 (げた, 草履, スリッパ, サンダル)
		I57105	その他の織物・衣服・身の回り品小売業	○その他の織物・衣服・身の回り品小売業	579	かばん, 袋物 (ハンドバック, 札入, 名刺入), 下着類, 洋品雑貨 (装身具, シャツ, ワイシャツ, ネクタイ, 靴下, ハンカチーフ, ベルト), 小間物 (ふろしき, タオル, 足袋, 扇子, 裁縫用品), 傘, ステッキ, 白衣, 水着 (競泳用を除く)

業種 番号	業種区分	CRD		小 分 類		細 分 類 も し く は 細 目
		番号	業種名		同番号	
物品販売業						
22	小売業 (飲食店を除く)	I58101	各種食料品小売業	○各種食料品小売業	581	各種食料品店, 食料雑貨店
		I58105	野菜・果実小売業	○野菜・果実小売業	582	八百屋, 果物屋
		I58103	食肉小売業	○食肉小売業	583	肉屋, 獣肉, 塩蔵肉, 冷凍肉, 肉製品, 魚肉 ハム・ソーセージ, 卵, 鳥肉
		I58104	鮮魚小売業	○鮮魚小売業	584	魚屋, 鮮魚, 貝類, かき, 川魚, 冷凍魚, 海藻 (生のもの)
		I58102	酒小売業	○酒小売業	585	酒屋
		I58106	菓子・パン小売業	○菓子・パン小売業	586	菓子 (洋・和・干・だ菓子, せんべい, あめ ケーキ, まんじゅう, もち, 焼いも, 甘ぐり, アイスクリーム, ドーナッツ), パン (食パン, コッペパン, 菓子パン)
		I58107 I58108	米穀類小売業 その他の飲食料品 小売業	○その他の飲食料品 小売業	589	コンビニエンスストア, 牛乳, 清涼飲料, ミ ネラルウォーター, 茶 (コーヒー, ココア, 麦茶, 紅茶), 料理品 (そう菜, 弁当, 調理パン, お にぎり, すし, ハンバーガー, ピザ (客の注 文によって調理をし提供 (持ち帰り又は配達) するものを除く)), 米穀類 (米麦, 雑穀, 豆類), 加工食品 (豆腐, こんにゃく, 納豆, つくだ煮, ちくわ), 乾物 (干魚, 干びょう, ふ, 高野豆腐), 氷, 乾めん類, インスタントラーメン, 缶詰, 乳製品, 調味料
		I59101	自動車小売業	○自動車小売業	591	自動車, 中古自動車, 自動車部分品・附属品, タ イヤ, カーアクセサリ, 二輪自動車, スクータ
		I59102	自転車小売業	○自転車小売業	592	自転車・同部分品・附属品, リヤカー, タイ ヤ・チューブ, 中古自転車
		I59103 I59104 I59105	電気・電気事務機 械器具小売業 (中 古品を除く) 中古電気製品小売業 その他の機械器具 小売業	○機械器具小売業	593	電気機械器具 (テレビジョン受信機, 洗濯機, 冷蔵庫, 掃除機, 音響機械器具, 録音・録画デ ィスクメディア (記録されていないもの), 電話 機, 電気毛布, デジタルカメラ), 電気事務機 械器具 (パーソナルコンピュータ, データ保 存用 CD・DVD (記録されていないもの), パ ソコンソフト (ゲーム用ソフトを除く)), 中 古電気製品, ガス器具, ミシン・編機・同部 分品, 石油ストーブ, 度量衡器, 金庫, 浄水 器
		I60101	家具・建具・畳小 売業	○家具・建具・畳小 売業	601	家具 (いす, 机, ベッド, つい立, 浴槽, 額縁, じゅうたん, カーテン), 建具 (ふすま, 障子), 畳 (ござ, 花むしろ), 宗教用具 (仏具, 神具)
		I60102	じゅう器小売業	○じゅう器小売業	602	金物 (刃物, くぎ, 錠前, 魔法瓶, バケツ, じょ うろ), 荒物 (ほうき, ざる, はし, ろうそく, マッチ, ポリバケツ), 瀬戸物, 焼物, 土器, 陶器, 磁器, ガラス器, 漆器, 茶道具, 花器, 華道具
		I60103	医薬品・化粧品小 売業	○医薬品・化粧品小 売業	603	ドラッグストア, 医薬品 (薬局, 薬店), 調剤 薬局, 化粧品 (香水, 石けん, 歯磨, シャンプー, 白髪染)
		I60104	農耕用品小売業	○農耕用品小売業	604	農業用機械器具 (すき, くわ, 畜産用・養蚕 用機器, 耕うん機), 苗, 種子, 肥料, 飼料, 農薬, 園芸用土
		I60105	燃料小売業	○燃料小売業	605	ガソリンスタンド, 液化石油ガススタンド, 燃料 (薪炭, 練炭, 豆炭, 石炭, プロパンガス, 灯油)
		I60106	書籍・文房具小売業	○書籍・文房具小売業	606	書籍・雑誌 (書店, 洋書取次店, 楽譜), 古本, 古雑誌, 新聞 (新聞販売店, 新聞取次店), 紙, 文房具
		I60107	スポーツ用品・が ん具・娯楽用品・ 楽器小売業	○スポーツ用品・が ん具・娯楽用品・ 楽器小売業	607	スポーツ用品 (運動具, 釣具, 狩猟用具, ス ポーツ用靴, 運動衣, サーフボード, 登山用品, 競泳用水着), がん具・娯楽用品 (おもちゃ, 人形, 模型がん具, 囲碁, マージャン, テレ ビゲーム機, ゲーム用ソフト), 楽器 (洋・和 楽器, レコード, ミュージックテープ, コン バクトディスク (音楽用のもの))

業種 番号	業種区分	CRD		小 分 類	同番号	細 分 類 も し く は 細 目
		番号	業種名			
物品販売業						
22	小売業 (飲食店を除く)	I60108	写真機・時計・眼鏡小売業	○写真機・時計・眼鏡小売業	608	写真機, 撮影機, 映写機, 写真感光材料, 写真フィルム, 時計, 眼鏡, コンタクトレンズ, 双眼鏡, 光学機械
		I60109 I60110	建築材料小売業 他に分類されない小売業	△他に分類されない小売業	609	ホームセンター, たばこ・喫煙具, 花, 植木, 建築材料(木材, セメント, 板ガラス), ジュエリー製品, ペット・ペット用品, 骨とう品, 中古品, 美術品, 名刺, 碑石・墓石, 石工業, 印判, 造花, 古切手(性風俗関連特殊営業を除く)
			(無店舗小売業は, 扱い品目による小分類コードとする。)	△通信販売・訪問販売小売業 △自動販売機による小売業 △その他の無店舗小売業	611 612 619	カタログ販売, インターネット販売(性風俗関連特殊営業を除く) 自動販売機による小売(性風俗関連特殊営業を除く) 他に分類されないその他の無店舗小売(性風俗関連特殊営業を除く)
		M77100	持ち帰り・配達飲食サービス業	○持ち帰り飲食サービス業 ○配達飲食サービス業	771 772	持ち帰りすし店, 持ち帰り弁当屋, クレープ屋, 移動販売(客の注文によって調理をし提供(持ち帰り又は配達)するものに限る。) 宅配ピザ屋, 仕出し料理・弁当屋, デリバリー専門店, ケータリングサービス店, 給食センター, 病院給食業, 施設給食業, 配食サービス
29	飲食店	M76101	食堂, レストラン	○食堂, レストラン	761	食堂, 大衆食堂, お好み食堂, 定食屋, めし屋, ファミリーレストラン
		M76101 M76105	食堂, レストラン 遊興飲食店	△専門料理店	762	日本料理店, 料亭(風俗営業の許可を要する場合は, 食事の提供を主目的とするものならびに衛生水準を高め, および近代化を促進するものに限る。), 中華料理店, ラーメン店, 焼肉店, 西洋料理店, スパゲティ店, 朝鮮料理店, カレー料理店, エスニック料理店
		M76102	そば・うどん店	○そば・うどん店	763	そば屋, うどん店, きしめん店, ほうとう店
		M76103	すし店	○すし店	764	すし屋
		M76105	遊興飲食店	△酒場, ビヤホール △バー, キャバレー, ナイト クラブ	765 766	大衆酒場, 居酒屋, 焼鳥屋, おでん屋, もつ焼屋, ビヤホール(風俗営業の許可を要する場合は, 食事の提供を主目的とするものならびに衛生水準を高め, および近代化を促進するものに限る。) (風俗営業の許可を要する場合は, 食事の提供を主目的とするものならびに衛生水準を高め, および近代化を促進するものに限る。)
		M76104	喫茶店	○喫茶店	767	喫茶店, フルーツパーラー, 音楽喫茶, 珈琲店
		M76106	その他の飲食店	○その他の飲食店	769	ハンバーガー店, お好み焼・焼きそば・たこ焼店, 大福屋, 今川焼屋, ところ天屋, 氷水屋, 汁粉屋, アイスクリーム店, サンドイッチ専門店, フライドチキン店, ドーナツ店, ドライブイン
25	不動産業	K68101	建物売買業, 土地売買業	△建物売買業, 土地売買業	681	建売(自ら建築施工しないもの), 事務所・マンション・中古住宅売買, 土地売買(投機を目的としないものに限る。)
		K68102	不動産代理業・仲介業	○不動産代理業・仲介業	682	不動産代理業・仲介業, 貸家仲介
		K69101	不動産賃貸業(貸家業, 貸間業を除く)	○不動産賃貸業	691	貸事務所, 貸店舗(店舗併用住宅を除く), 貸倉庫, 土地賃貸, 貸会議室
		K69102	貸家業, 貸間業	○貸家業, 貸間業	692	貸家, アパート, ウィークリーマンション, 貸別荘, 貸店舗(店舗併用住宅のもの), 貸間
		K69104	不動産管理業	○不動産管理業	694	不動産管理業, ビル・マンション管理, アパート管理, 土地管理

業種 番号	業種区分	CRD		小 分 類		細 分 類 も し く は 細 目
		番号	業種名		同番号	
31	運送業	H42100	鉄道業	○鉄道業	421	普通鉄道、軌道、地下鉄道、モノレール鉄道、案内軌条式鉄道、鋼索鉄道（ケーブルカー）、索道（ロープウェイ、リフト）、無軌条電車（トロリーバス）
		H43100	道路旅客運送業	○一般乗合旅客自動車運送業	431	乗合バス
				○一般乗用旅客自動車運送業	432	ハイヤー、タクシー、福祉タクシー
				○一般貸切旅客自動車運送業	433	貸切バス
				○その他の道路旅客運送業	439	特定旅客自動車運送業、人力車、輪タク、乗合馬車、そり運送、かご運送
		H44100	道路貨物運送業	○一般貨物自動車運送業	441	（他人の需要に応じて有償で自動車により、貨物の運送を行うもの及び貨物の集貨・仕分・配送事業所間の積合せ貨物の運送を行うもの）
				○特定貨物自動車運送業	442	（特定の荷主との契約に基づき、自動車により有償で貨物の運送を行うもの）
				○貨物軽自動車運送業	443	（三輪以上の軽自動車又は二輪の自動車により有償で貨物の運送を行うもの）
				△集配利用運送業	444	集配利用運送業のうち他人の需要に応じ有償で、船舶運航事業者又は航空運送事業者による運送を利用し、自動車による集貨及び配達を併せ一貫して行うもの（鉄道（軌道を含む。）による利用運送と自動車による集配を併せ一貫しているものは「33 貨物運送取扱事業（鉄道又は軌道に係るものに限る）」）
				○その他の道路貨物運送業	449	自転車貨物、原動機付自転車貨物
		H45100	水運業	○外航海運業	451	外航旅客定期・不定期航路、外航貨物定期・不定期航路
				○沿海海運業	452	国内旅客定期・不定期航路、内航貨物定期・不定期航路、自動車航送
				○内陸水運業	453	港湾旅客海運（通船、港湾内遊覧船）、河川・湖沼水運（水運、渡船、遊覧船）
				○船舶貸渡業	454	船舶貸渡、内航船舶貸渡
		H46100	航空運輸業	○航空運送業	461	（航空機により旅客又は貨物の運送を行うもの。）
				○航空機使用業	462	（航空機を使用して、主として請負により航空運送以外の薬剤散布、宣伝広告、魚群探見、空中写真測量などを行うもの。）
		H48152	サルベージ、港湾運送業	○港湾運送業	481	一般港湾運送、港湾荷役、はしけ運送、いかだ運送
				△その他の運輸に附帯するサービス業	489	サルベージ、港湾運送関連（他に分類されないもの）（水路測量は「20 建設業」。それ以外は「44 その他の運輸サービス業」）
33	貨物運送取扱事業（鉄道又は軌道に係るものに限る）	H44151	集配利用運送業（鉄道・軌道関係）	△集配利用運送業	444	集配利用運送業のうち他人の需要に応じ有償で、鉄道（軌道を含む。）運送業者による運送を利用し、自動車による集貨及び配達を併せ一貫して行うもの（船舶又は航空機による利用運送と自動車による集配を併せ一貫しているものは「31 運送業」）
		H48151	利用運送業・運送取次業（鉄道・軌道関係）	△貨物運送取扱業	482	利用運送業のうち他人の需要に応じ有償で、鉄道（軌道を含む。）事業者の運送を利用して貨物の運送を行うもの（鉄道（軌道を含む。）以外の運送利用は「32 運送取扱業」） 運送取次業のうち他人の需要に応じ有償で、鉄道（軌道を含む。）による貨物の運送の取次若しくは委託又は運送貨物の受取を行うもの（鉄道（軌道を含む。）以外の運送利用は「32 運送取扱業」）

業種 番号	業種区分	CRD		小 分 類	同番号	細 分 類 も し く は 細 目
		番号	業種名			
倉庫業						
34	倉庫業	H47100	倉庫業	○倉庫業	471	普通倉庫（野積倉庫、サイロ倉庫、タンク倉庫、危険品倉庫、トランクルームを含む）、水面木材倉庫
				○冷蔵倉庫業	472	（低温装置を施した倉庫に物品を保管するもの）
45	物 品 預 り ・ 駐車場業	K69103	駐車場業	○駐車場業	693	ガレージ、自動車庫庫、モータープール、駐車場管理
		N79102	物品預り業	○物品預り業	794	手荷物預り、荷物一時預り、自転車預り、コインロッカー
72	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 ・ 水 道業	F33100	電気業	○電気業	331	発電所、変電所
		F34100	ガス業	○ガス業	341	ガス製造工場、ガス供給所
		F35100	熱供給業	○熱供給業	351	地域暖冷房、地域暖房、蒸気供給
		F36100	水道業	○上水道業	361	水道用水供給、簡易水道、浄水場、配水場、ポンプ場、船舶給水
○工業用水道業	362			工業用水浄水場、配水場、ポンプ場		
○下水道業	363			下水道処理施設維持管理、下水道管路施設維持管理		
61	印刷業	E15101	印刷業	○印刷業	151	印刷（オフセット、とっ版、おう版、スクリーン、プラスチックフィルム、金属、布地）
		E15103	印刷物加工業	△製本業、印刷物加工業	153	印刷物加工・光沢加工、裁断、折り加工、はく（箔）押し（印刷物に行うもの）（製本業は「69 製版・製本業」）
		R92151	ワープロ入力請負、あて名書、筆耕等	△速記・ワープロ入力・複写業	921	ワープロ入力請負、あて名書、筆耕、テープ起こし（速記業、複写業は「67 その他の事業サービス業」）
62	出版業	G41101	新聞業、出版業	○新聞業	413	新聞社、新聞発行、新聞印刷発行
				○出版業	414	出版（書籍、教科書、辞典、パンフレット、雑誌、定期刊行物）・印刷出版、情報誌発行
サービス業						
43	物品賃貸業	K70100	物品賃貸業	○各種物品賃貸業	701	総合リース、各種物品レンタル
				○産業用機械器具賃貸業	702	農業・通信・医療・鉱山・建設機械器具、金属工作・加工機械、電動機、計測器、自動販売機、荷役運搬機械
				○事務用機械器具賃貸業	703	複写機、タイムレコーダ、金銭登録機、ファイリングシステム用器具、電子計算機・同関連機器、パーソナルコンピュータ
				○自動車賃貸業	704	レンタカー、自動車リース
				○スポーツ・娯楽用品賃貸業	705	スポーツ用品、スキー用品、スケート靴、自転車、運動会用具、テント、ヨット、モーターボート、馬
			△その他の物品賃貸業	709	映画・演劇用品（諸道具、映写機、映画フィルム）、レンタルビデオ、DVD・CD・ブルーレイディスク、衣しょう、テレビ、本、楽器、美術品、ふとん、植木、花環、ピアノ、医療・福祉用具（性風俗関連特殊営業を除く）	
51	宿泊業	M75101	旅館、ホテル	△旅館、ホテル	751	旅館、ホテル、シティホテル、観光ホテル、ビジネスホテル、駅前旅館、割ぼう旅館、民宿（旅館、ホテルに該当するもの）（性風俗関連特殊営業を除く）
					M75102	その他の宿泊業
			○下宿業	753	下宿屋	
			○その他の宿泊業	759	会員宿泊所、保養所、ユースホステル、リゾートクラブ、合宿所、キャンプ場	

業種 番号	業種区分	CRD		小 分 類	同番号	細 分 類 も し く は 細 目	
		番号	業種名				
サービス業							
洗濯・理美容・浴場業							
41	洗濯・洗張・染物業	N78101	洗濯業、洗張・染物業	○洗濯業	781	普通洗濯（クリーニング、ランドリー）、洗濯物取次、リネンサプライ（貸おむつ・おしぼり・ぞうきん・モップ）	
				△その他の洗濯・理容・美容・浴場業	789	洗張、張物、湯のし、染抜、染物、京染、丸染、染直し、色揚げ、染物取次、コインランドリー	
	52	理容業	N78102	理容業	○理容業	782	理容店、理髪店、バーバー、床屋
	53	美容業	N78103	美容業	○美容業	783	美容室、美容院、ビューティサロン
N78152			エステティック業、マニキュア業、ペディキュア業、ネイルサロン	△その他の洗濯・理容・美容・浴場業	789	エステティックサロン、美顔術、美容脱毛、ネイルサロン（マニキュア、ペディキュア）、ボディケア・ハンドケア・フットケア・アロマオイルトリートメント・ヘッドセラピー・タラソセラピー（医薬類似行為のものは「48その他の医療・保険衛生業」）	
54	浴場業	N78104	公衆浴場業	○一般公衆浴場業	784	銭湯	
				○その他の公衆浴場業	785	温泉浴場、蒸し風呂、砂湯、サウナ風呂、スパ、鉱泉浴場、健康ランド、スーパー銭湯	
50	その他の生活関連サービス業	N78105	その他の洗濯・理容・美容・浴場業	△その他の洗濯・理容・美容・浴場業	789	コインシャワー、寝具消毒・乾燥、ゲルマニウム温浴（業者から委託を受けて行うものは「67 その他の事業サービス業」）（性風俗関連特殊営業を除く）	
				N79103	他に分類されない生活関連サービス業	○家事サービス業	792
		○火葬・墓地管理業	795			火葬、墓地管理（墓地・霊園管理、納骨堂）	
		○冠婚葬祭業	796			葬儀（葬儀屋、斎場、葬儀会館）、結婚式場、冠婚葬祭互助会	
			△他に分類されない生活関連サービス業	799	結婚相談、結婚式場紹介、写真プリント現像・焼付（業者から委託を受けて行うものは「17その他の工業」）、他に分類されないその他の生活関連サービス業（観光案内業（ガイド）、靴磨き、ペット美容室、犬猫霊園管理事務所、運転代行業、チケット類売買、宝くじ売さばき、ハウスクリーニング（個人宅））（食品質加工、古綿打直しは「49加工・修理業」）		
65	旅行業	N79101	旅行業	○旅行業	791	旅行業（運送または宿泊等のサービス提供について、提供者または旅行者のいずれか一方を代理して契約を締結する等の行為を業とするもの）旅行業者代理業（旅行業を営む者を代理して契約を締結する行為を業とするもの）	
映画・娯楽業							
56	映画館	N80101	映画館	○映画館	801	映画館、映画劇場、野外映画劇場、映画館賃貸、ミニ・シアター、ビデオ・シアター	
59	娯楽業	N80103	その他の娯楽業	△興行場、興行団	802	劇場、劇場賃貸、興行場（寄席、演芸場、見世物・曲芸・軽業・相撲）、ボクシング場、プロ野球興行用野球場、劇団、歌劇団、俳優業（フリーのもの）、演劇興行請負、芸能プロダクション、楽団、舞踊団、バンド、歌謡歌手、寄席出演、見世物、曲芸・軽業団、相撲部屋、ボクシングジム、浪曲興行、プロレス協会、落語家、音曲、漫才出演（性風俗関連特殊営業を除く）	
		N80102 N80103	フィットネスクラブ その他の娯楽業	○スポーツ施設提供業	804	スポーツ施設（陸上競技場、運動広場、バレーボール場、卓球場、クレール射撃場、スケートリンク、アイススケート場、ローラースケート場、サッカー場、プール、乗馬クラブ、フィールドアスレチック場）、体育館、ゴルフ場、ボウリング場、テニスコート、ゴルフ・パッティング・テニス練習場、フィットネスクラブ	

業種 番号	業種区分	CRD		小 分 類	同番号	細 分 類 も し く は 細 目
		番号	業種名			
サービス業						
映画・娯楽業						
59	娯楽業	N80103	その他の娯楽業	○公園、遊園地 △遊戯場 △その他の娯楽業	805 806 809	公園、庭園、遊園地、遊園場、テーマパーク ビリヤード場、囲碁・将棋所（基会所、囲碁 センター、将棋集会所、将棋センター）、マー ジャン（クラブ、荘）、ゲームセンター（スロッ トマシン場を除く） ダンスホール、マリナー、ヨットハーバー 遊漁船、釣船、瀬渡船、船宿、置屋、検番 カラオケボックス、娯楽に附帯するサービス 業（プレイガイド、演劇俳優あっせん、ゴルフ 会員権買取販売業（売買あっせんを含む））、 他に分類されない娯楽（釣堀、金魚すくい、 ジュークボックス、ダイビングサービス） （性風俗関連特殊営業を除く）
55	広告業	L73100	広告業	○広告業	731	広告、総合広告、広告代理、新聞広告代理、 インターネット広告、屋外広告、車内広告、 電柱広告
74	放送業	G38100	放送業	○公共放送業 ○民間放送業 ○有線放送業	381 382 383	公共放送 テレビジョン・ラジオ・衛星・文字単営放送 有線テレビジョン、ケーブルテレビ（CATV）、 共同聴視、有線ラジオ、有線音楽・街頭・告 知放送
58	情 報 通 信 サービス業	G37102	電気通信に附帯す るサービス業	○電気通信に附帯す るサービス業	373	電気通信業務・空港無線電話業務受託会社、 移動無線センター
		G39103	情報提供サービス業	△情報処理・提供 サービス業	392	情報提供サービス、データベースサービス（不 動産・交通運輸・気象・科学技術）、市場調査、 世論調査、社会調査（情報処理サービス業は 「19 情報処理サービス業」）
		G39104	その他の情報処理・ 提供サービス業			
		G41104	その他の映像・音声・ 文字情報制作業	△映像情報制作・配 給業	411	映画・ビデオ・テレビジョン番組配給（フィ ルムの配達交換、購入などを行うものを含 む）、ケーブルテレビジョン・有線テレビジ ョン放送番組配給（映画・ビデオ制作業、テレ ビジョン番組制作業、アニメーション制作業 は「17 その他の工業」）
				○音声情報制作業	412	レコード制作（レコード会社・音楽出版会社）、 ラジオ番組制作、ラジオコマーシャル制作
		G41103	広告制作業	○広告制作業	415	広告制作・広告制作プロダクション（印刷物 にかかるもの）
G41102 G41104	ニュース供給業 その他の映像・音声・ 文字情報制作業	△映像・音声・文字 情報制作に附帯す るサービス業	416	ニュース供給、映画出演者あっせん、タイト ル書き、貸スタジオ（映画撮影・録音用）、映 画フィルム現像（業者から委託を受けて行う ものは「17 その他の工業」）		
運輸サービス業						
32	運送取扱業	H48101 H48102	利用運送業（集配 利用運送業を除く） 運送取次業	△貨物運送取扱業	482	利用運送業のうち他人の需要に応じ有償で、 貨物自動車、船舶運送、航空運送事業者の運 送を利用して貨物の運送を行うもの（鉄道（軌 道を含む。）による利用運送をするものは「33 貨物運送取扱事業（鉄道又は軌道に係るもの に限る）」（船舶または航空機により利用運送 と自動車による集配を併せ一貫して行ってい る場合は「31 運送業」） 運送取次業のうち他人の需要に応じ有償で、 自動車、船舶、航空機により貨物運送の取次 もしくは委託又は運送貨物の受取を行うもの （鉄道（軌道を含む。）によるものは「33 貨物 運送取扱事業（鉄道又は軌道に係るものに限 る）」）
44	その他の運輸 サービス業	H48103	その他の運輸に附 帯するサービス業	○運送代理店	483	海運代理・航空運送代理店（主として運送機 関の業務を代行して運送契約の締結などの代 理を行うもの）

業種 番号	業種区分	CRD		小 分 類	同番号	細 分 類 も し く は 細 目
		番号	業種名			
サービス業						
運輸サービス業						
44	その他の運輸サービス業	H48103	その他の運輸に附帯するサービス業	○こん包業 ○運輸施設提供業 △その他の運輸に附帯するサービス業	484 485 489	こん包（荷造、貨物こん包）、組立こん包、工業製品組立こん包、輸出こん包 鉄道施設提供、道路運送固定施設（自動車道、有料道路、有料橋経営）、自動車ターミナル（バスターミナル、トラックターミナル）、貨物荷扱固定施設（荷さばき施設提供）、棧橋泊きよ（ふ頭）、飛行場、ヘリポート 海運仲立、検数、検量、船積貨物鑑定、水先、通運計算、綱取、曳船、道路パトロール、鉄道線路補修、水路測量、通関（水路測量は「20建設業」、サルベージ、港湾運送関連（他に分類されないもの）は「31運送業」]
77	職業紹介・労働者派遣業	R91101	職業紹介業	△職業紹介業	911	民営職業紹介（芸き周旋業を除く）、看護師・家政婦・マネキン・配ぜん人紹介、労働者供給、労働者募集、内職あっせん
		R91102	労働者派遣業	○労働者派遣業	912	（主として派遣するために雇用した労働者を、派遣先事業所からその業務の遂行等に関する指揮命令を受けてその事業所のための労働に従事させることを業とするもの）
67	その他の事業サービス業	N78151	寝具消毒・乾燥業（業者から委託を受けて行うもの）	△その他の洗濯・理容・美容・浴場業	789	寝具消毒・乾燥（業者から委託を受けて行うものに限る。それ以外は「50その他の生活関連サービス業」]
		R92101	速記・複写業	△速記・ワープロ入力・複写業	921	速記、複写、複写加工、青写真、地図複製、マイクロ写真（ワープロ入力請負、あて名書、筆耕、テープ起こしは「61印刷業」]
		R92102	建物サービス業	○建物サービス業	922	ビルメンテナンス、ビルサービス、床磨き、ガラスふき、煙突掃除、住宅消毒、害虫駆除、ビル清掃、建築物飲料水管理、建築物清掃、建築物排水管清掃
		R92103	警備業	○警備業	923	警備、警備保障
		R92104	他に分類されない事業サービス業	△他に分類されない事業サービス業	929	ディスプレイ、産業用設備洗浄（プラント、産業用配管、産業用タンク、産業用上下水道管）、看板屋（看板書きを行うもので単純な加工を行うものを含む。）、ペンキ屋（看板書きを主とするもの）、コールセンター、テレマーケティング、新聞切抜、鉄くず碎請負、船舶解体請負、集金・取立（公共料金又はこれに準ずるものに係るものに限る。）、陸送、商品展示所、パーティ請負、バンケットサービス、レッカー車、はく（箔）押し業（印刷物以外のものに行うもの）、圧縮ガス・液化ガス・LPG充てん、カードシステム業、トレーディングスタンプ、メーリングサービス、サンプル配布、ポスティング、ちんどん屋、自家用自動車管理、展示会（見本市を含む）の企画・運営（温泉供給は「21卸売業」]
60	専門サービス業	L72101	法律事務所、特許事務所	○法律事務所、特許事務所	721	法律事務所（弁護士事務所、弁護士法人事務所、法律相談所）、特許事務所（特許業務法人事務所、弁理士事務所、特許出願代理）
		L72102	公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所	○公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所	722	公証人役場、司法書士事務所、司法書士法人事務所、土地家屋調査士事務所、土地家屋調査士法人事務所
		L72107	その他の専門サービス業	○行政書士事務所	723	行政書士事務所、行政書士法人事務所
		L72103	公認会計士事務所、税理士事務所	○公認会計士事務所、税理士事務所	724	公認会計士事務所（監査法人事務所、外国公認会計士事務所、会社設立決算事務引受）、税理士事務所、税理士法人事務所
		L72107	その他の専門サービス業	○社会保険労務士事務所	725	社会保険労務士事務所、社会保険労務士法人事務所

業種 番号	業種区分	CRD		小 分 類	同番号	細 分 類 も し く は 細 目
		番号	業種名			
サービス業						
60	専門サービス業	L72104	デザイン業	○デザイン業	726	工業・クラフト・インテリア・商業・服飾・テキスタイル・パッケージデザイン事務所
		L72105	著述・芸術家業	○著述・芸術家業	727	著述家（作家、シナリオライター、文芸批評家、歌人、評論家）、芸術家（美術家、彫刻家、鍔金家、作曲家、声楽家、ピアニスト、映画監督、演出家、ポスター画家、イラストレーター、能楽師）
		L72107	その他の専門サービス業	△経営コンサルタント業、純粋持株会社	728	経営管理事務所、経営管理診断事務所、経営管理指導研究事務所、経営管理相談所（「純粋持株会社」は、企業グループ内の主たる経済活動と同一の業種に分類される。）
		L72106 L72107	興信所 その他の専門サービス業	△その他の専門サービス業	729	興信所、信用調査所、商業興信所（もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものを除く。）、翻訳、通訳、通訳案内、不動産鑑定、鑑定、司会、計理士事務所、コピーライター、海事代理士、投資顧問（証券・商品投資を除く。）
技術サービス業						
84	獣医業	L74101	獣医業	○獣医業	741	獣医、家畜診療所、動物病院、ペットクリニック
78	その他の技術サービス業	L74102	土木建築サービス業	△土木建築サービス業	742	設計監理、建物設計製図、建設コンサルタント、試すい、建築積算（測量、地質調査は「20 建設業」）
		L74103	機械設計業	○機械設計業	743	機械設計、機械設計製図
		L74104	商品・非破壊検査業	○商品・非破壊検査業	744	商品検査、計量検定所、肥飼料検査所、非破壊検査
		L74105	計量証明業	○計量証明業	745	一般計量証明（質量、長さ、面積等）、環境計量証明（環境・作業環境・土壌汚染・水質汚濁・浮遊粉じん・放射能等測定分析）、金属・鉱物分析、貨物以外の質量証明、環境以外の濃度計量証明
		L74106	写真業	○写真業	746	写真（写真撮影、写真館、街頭写真）、商業写真（宣伝・出版・広告・芸術写真）
		L74107	その他の技術サービス業	○その他の技術サービス業	749	普及指導センター、プラントエンジニアリング、プラントメンテナンス
医療、福祉業						
46	医 業	P83101	病院、一般診療所	○病院	831	病院、特定機能病院、地域医療支援病院、療養病床を有する病院、精神科病院
				○一般診療所	832	有床・無床医院、診療所
47	歯科医業	P83102	歯科診療所	○歯科診療所	833	歯科医院・診療所
48	その他の医療・保健衛生業	P83103	助産・看護業	○助産・看護業	834	助産所、助産師、看護師、派出看護師、訪問看護ステーション
		P83104	療術業	○療術業	835	あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、太陽光線療法、温泉療法、催眠療法、視力回復センター、カイロプラクティック療法、ボディケア・ハンドケア・フットケア・ヘッドセラピー・タラソセラピー（医業類似行為のもの）、リフレクソロジー
		P83105	医療に附帯するサービス業	△医療に附帯するサービス業	836	歯科技工所（業者から委託を受けて行うものは「17 その他の工業」）、衛生検査所、滅菌（医療用器材）、臨床検査
		P84101	保健所	○保健所	841	保健所
		P84102	健康相談施設	○健康相談施設	842	結核健康相談施設、精神保健相談施設、母子健康相談施設、保健師駐在所、健康科学センター
		P84103	その他の保健衛生	○その他の保健衛生	849	検疫所、検査（寄生虫卵、水質、食肉衛生）、消毒（物品、電話機）、犬管理所

業種 番号	業種区分	CRD		小 分 類	同番号	細 分 類 も し く は 細 目
		番号	業種名			
サービス業						
医療、福祉業						
75	社会保険・社会福祉・介護事業	P85101	社会保険事業団体	○社会保険事業団体	851	(公的年金、公的医療保険、公的介護保険、労働災害補償などの社会保険事業を行うもの)
		P85102	福祉事務所	○福祉事務所	852	社会福祉事務所、福祉事務所
		P85103	児童福祉事業	○児童福祉事業	853	保育所、託児所、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童家庭支援センター、母子休養ホーム
		P85104	老人福祉・介護事業（介護老人保健施設を除く）	○老人福祉・介護事業	854	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、通所・短期入所介護事業、訪問介護事業、認知症老人グループホーム、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、地域包括支援センター
		P85105	介護老人保健施設			
		P85106	障害者福祉事業	○障害者福祉事業	855	障害者支援施設、ケアホーム、グループホーム、福祉ホーム、生活介護事業所、自立訓練事業所、地域活動支援センター
		P85107	その他の社会保険・社会福祉・介護事業	○その他の社会保険・社会福祉・介護事業	859	更生保護施設、授産施設、宿所提供施設、婦人・女性保護施設
63	廃棄物処理業	R88100	廃棄物処理業	○一般廃棄物処理業	881	し尿収集運搬、し尿処分、浄化槽清掃、浄化槽保守点検、ごみ収集運搬、ごみ処分（焼却、埋立、粗大ごみ破碎・圧縮、高速たい肥化）
				○産業廃棄物処理業	882	産業廃棄物収集運搬、船舶廃油収集運搬、産業廃棄物処分（汚泥・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類・船舶廃油処理・産業廃棄物埋立）、特別管理産業廃棄物収集運搬・処分
				○その他の廃棄物処理業	889	死亡獣畜取扱（牛・馬・豚・めん羊・山羊の死体を解体し、埋却し、または焼却するもの）、放射性廃棄物収集運搬・処理
教育、学習支援業						
66	学校教育事業	O81100	学校教育	△幼稚園	811	幼稚園、幼稚園型認定こども園（国公立、学校法人および私立学校法第64条第4項の規定に基づく法人を除く。）
				△小学校	812	小学校（国公立、学校法人および私立学校法第64条第4項の規定に基づく法人を除く。）
				△中学校	813	中学校（国公立、学校法人および私立学校法第64条第4項の規定に基づく法人を除く。）
				△高等学校、中等教育学校	814	高等学校、中等教育学校（国公立、学校法人および私立学校法第64条第4項の規定に基づく法人を除く。）
				△特別支援学校	815	（視覚・聴覚・知的障害者、肢体不自由者、病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行い、併せてその障害を補うために必要な知識技能を授けるもの）（国公立、学校法人および私立学校法第64条第4項の規定に基づく法人を除く。）
				△高等教育機関	816	大学、短期大学、高等専門学校（国公立、学校法人および私立学校法第64条第4項の規定に基づく法人を除く。）
				△専修学校、各種学校	817	専修学校、高等専修学校、専門学校、各種学校、洋裁・タイピスト・写真・理容・美容学校、自動車教習所・学習塾・進学塾・予備校（各種学校のもの）（国公立、学校法人および私立学校法第64条第4項の規定に基づく法人を除く。）
				○学校教育支援機関	818	（高等教育機関の評価、センター試験の実施など学校教育の支援活動を行うもの）
				○幼保連携型認定こども園	819	（子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設としての保育並びに保護者に対する子育て支援事業を行うもの）

業種 番号	業種区分	CRD		小 分 類	同番号	細 分 類 も し く は 細 目
		番号	業種名			
サービス業						
教育、学習支援業						
64	その他の教育、学習支援業	O82101	社会教育	○社会教育	821	公民館、図書館（専門図書館、点字図書館）、博物館、美術館（産業博物館、天文博物館、宝物館、歴史民俗資料館、郷土資料館、埋蔵文化財収蔵庫、民俗資料収蔵庫）、動物園、植物園、水族館、青少年教育施設（青少年育成のために青少年教育活動を行うもの。）、社会通信教育、勤労者家庭支援施設
		O82102	職業・教育支援施設	○職業・教育支援施設	822	社員教育受託
		O82104	他に分類されない教育、学習支援業	○他に分類されない教育、学習支援事業	829	（専修学校、各種学校でない各種教育施設（料理学校、タイピスト学校、洋裁学校、歯科衛生士養成所、自動車教習所））
68	学習塾、教養・技能教授業	O82103	学習塾、教養・技能教授業	○学習塾	823	学習塾、進学塾、予備校（各種学校でないもの）
				○教養・技能教授業	824	音楽（ピアノ、バイオリン、ギター、カラオケ、長唄）、書道、生花、茶道、そろばん、外国語会話、スイミングスクール、ヨガ、体操、ダイビングスクール、囲碁、編物、着物着付、料理、美術、ダンス、フラワーデザイン、家庭教師、パソコン教室
その他のサービス業						
49	加工・修理業	A01153	蹄鉄修理業	△農業サービス業	013	てい（蹄）鉄修理
		N79151	衣服裁縫修理業	○衣服裁縫修理業	793	衣服裁縫・和・洋服裁縫（材料個人持ちのもの）・修理、更生仕立直し、裏返し、かけはぎ
		N79151 N79152	衣服裁縫修理業 食品賃加工業	△他に分類されない生活関連サービス業	799	食品賃加工（家庭消費用として原料個人持ちの粉および穀類などを賃加工するもの）、古綿打直し（取次仲介を含む。）
		R90100	機械等修理業（別掲を除く）	△機械修理業	901	一般機械・建設機械・鉱山機械整備修理（修理のため必要な部分品・附属品等を金属工作機械・金属加工機械等を使用して製造し、各種機械を修理するものは「17 その他の工業」）
				△電気機械器具修理業	902	電気機械器具修理（修理のため必要な部分品・附属品等を金属工作機械・金属加工機械等を使用して製造し、各種機械を修理するものは「17 その他の工業」）
○表具業	903			表具、表装、経師、びょうぶ張、ふすま張、障子張		
			○その他の修理業	909	家具・いす・時計・履物修理、手工鍛造、かじ、農業用器具修理（手工鍛造によるもの）、金物・楽器（調律修正を含む。）・洋傘・馬具・かばん・袋物・装身具・たる・おけ・眼鏡・計量器・自転車修理、のこぎり目立、はさみ・包丁研ぎ、畳裏返し	
83	鶏卵ふ化業	A01152	鶏卵ふ化業	△畜産農業	012	養鶏（人工ふ卵設備を有し、鶏卵の人工ふ化を行うものに限る。）
				△農業サービス業	013	ふ卵（人工ふ卵設備を有し、鶏卵の人工ふ化を行うものに限る。）
85	園芸サービス業	A01155	園芸サービス業	○園芸サービス業	014	造園、植木（主として庭園作り、又は手入れなど行うもの）
57	その他のサービス業	A01154	家畜貸付業	△農業サービス業	013	家畜貸付
		E15104	印刷関連サービス業	○印刷関連サービス業	159	校正刷、刷版研磨、印刷物結束、印刷校正
		J67151	保険サービス業	○保険サービス業	675	保険料率算出団体、損害査定、保険仲立
		L71100	学術・開発研究機関	○自然科学研究所	711	理学・工学・農学・医学・薬学研究所（食品衛生・医薬品等について依頼により試験・検査・検定などを行うことを業務の一環とするものも含む。）
				○人文・社会科学研究所	712	（人文科学・社会科学に関する研究を行うもの）

業種 番号	業種区分	CRD		小 分 類	同番号	細 分 類 も し く は 細 目
		番号	業種名			
サービス業						
その他のサービス業						
57	そ の 他 の サービス業	R95100	その他のサービス業	○集会場	951	(講演会, 展示会, 集会など主として各種集会及び催しの利用に供する施設を運営するもの)
				○と畜場	952	と殺, と畜請負, と畜場
				○他に分類されないサービス業	959	中央・地方卸売市場, 家畜保健衛生所
		R96100	外国公務	○外国公館	961	(日本国内に駐在する外国の大使館などの公館)
				○その他の外国公務	969	(日本国内に駐在する国際機関など)
73	保険媒介代理業	J67100	保険業(保険媒介代理業を含む)	○保険媒介代理業	674	生命保険代理店, 損害保険代理店, 火災共済協同組合代理所, 少額短期保険代理店
70	郵便業	H49100	郵便業(信書便事業を含む)	○郵便業	491	(主として郵便物, 信書便物として差し出された物の引受, 取集・区分及び配達を行うもの)
		Q86100	郵便局(別掲を除く)	○郵便局	861	(郵便貯金銀行, 郵便保険会社, 郵便事業会社及び市町村等からの委託を受けることなどにより, 複合的に各種サービスを提供するもの)
				○郵便局受託業	862	簡易郵便局, 郵便切手類販売所, 印紙売りさばき所
通信業						
71	通信業	G37101	電気通信業	○固定電気通信業	371	地域電気通信, 長距離電気通信, 有線放送電話, 音声蓄積サービス, ファックス蓄積サービス, インターネット・サービス・プロバイダ, インターネット・エクスチェンジ, インターネット・データ・センター
				○移動電気通信業	372	携帯電話, PHS, 衛星携帯電話, 無線呼出し
76	インターネット ネット附随 サービス業	G40101	インターネット ネット附随 サービス業	△インターネット ネット附随 サービス業	401	ポータルサイト・サーバ運営, アプリケーション・サービス・プロバイダ, ウェブ・コンテンツ提供, 電子認証, 情報ネットワーク・セキュリティ・サービス(性風俗関連特殊営業を除く)

小分類のうち一部の細分類もしくは細目業種のみが対象となる業種, または一部の細分類もしくは細目業種が他の分類で対象となる業種については, 小分類項目に「△」を付した。

信用保証約定書例

(前 文)

鹿児島県信用保証協会（以下「甲」という。）と金融機関（以下「乙」という。）は、信用保証協会法第20条に基づく保証（以下「保証契約」という。）に関して次の各条項を約定する。

(説 明)

この信用保証約定書は、全国信用保証協会連合会の示した信用保証協会約定書例に準じたものであります。

全国信用保証協会連合会は、これを統一約定書と称しております。協会の行う保証は、信用保証協会法に規定された範囲の保証（協会法第20条）であることを明記した。

(成 立)

第1条 保証契約は、甲が乙に対し信用保証書を交付することにより成立するものとする。

(説 明)

民法上の保証契約は不要式の諾成契約であるといわれているが、協会が行う保証は協会制度によって事業として常時行っているものであるため、意思の合致を文書によって明確にする要式契約とし信用保証書を交付しなければ保証契約は成立しないこととしている。本約定第5条保証契約の変更についても同じ。

(効 力)

第2条 保証契約の効力は、乙が貸付等を行ったときに生ずる。

2 前項の貸付等は、信用保証書発行の日から30日以内に行うものとする。

但し、甲が特別の事情があると認め、乙に対し承諾書を交付したときは、60日まで延長することができる。

(説 明)

保証契約は成立しても、保証債務の附従性から貸付が行われなければ主たる債務は発生しないから、契約の成立と効力の発生を明確に区別した貸付を30日以内に限定したのは、前条によって成立と効力の発生を区分した関係上、契約成立の時の被保証人の状態が契約の効力発生時期に変化していることもあり得ることで、たとえば信用状態の低下、事業目的の変更等である。特別に延期する場合でも60日を超える貸付はいかなる場合でも無効である。

(旧債振替の制限)

第3条 乙は、甲の保証に係る貸付等（以下「被保証債務」という。）をもって、乙の既存の債権に充てないものとする。但し、甲が特別の事情があると認め、乙に対し承諾書を交付したときは、この限りでない。

(説 明)

旧債振替は、中小企業者に新たに信用補完するという本来の目的に反することであるので制限が加えられた。しかし実際には中小企業者にとって特別の利益があると認められ、結果的に旧債振替のケースになる場合も想定されるので但書を設け、協会がその事情を了承したときはでき得る途を開いてある。

(貸付償還状況報告書)

第4条 乙は、第2条の貸付等を行ったときは、遅滞なく甲に通知するものとする。

2 乙は、被保証債権の全部又は一部の履行を受けたときは、遅滞なく甲に通知するものとする。

(説明)

貸付が実行されたのか、継続しているのか、消滅したのかを把握することは協会の債権保全上、また事務手続上からも重要なことであるとともに、借入中小企業者の業況の実態確認ともなることから、金融機関に対しこれらの主たる債務の状態に関する通知を義務づけたものである。

(保証契約の変更)

第5条 保証契約の変更は、甲が乙に対し、変更承諾書を交付することにより成立するものとする。

2 変更保証契約の効力は、乙が変更承諾書に基づく変更の手続を完了したときに生ずる。

3 前項の手続は、変更承諾書発行の日から30日以内に行うものとする。

4 乙は、保証契約の変更手続を完了したときは、遅滞なく甲に通知するものとする。

(説明)

保証契約の変更は、成立・効力とともに重要な事項であるから、第1条(成立)、第2条(効力)、第4条(貸付、償還状況報告)に準じて規定された。

(保証債務の履行)

第6条 甲は、被保証債権について債務者が最終履行期限(期限の利益喪失の日を含む。以下同じ。)後90日を経てなお、その債務の全部又は一部を履行しなかったときは、乙の請求により乙に対し保証債務の履行をなすものとする。但し、特別の事由があるときは、90日を経ずにして甲に対し保証債務の履行請求を行うことができる。

2 前項の保証債務の履行の範囲は、主たる債務に利息及び最終履行期限後120日以内の延滞利息を加えた額を限度とする。

3 延滞利息は、貸付利率と同率とする。

(説明)

業務方法書3項保証債務の履行に関する事項を契約条項としたものである。

(保証債務履行請求権の存続期間)

第7条 乙は、最終履行期限後2年を経過した後は、甲に対し、保証債務の履行を請求することができない。

(説明)

請求の期限を設けたのは、金融機関の一方的意思で、協会に対しなんらの意思表示もせず相当期間放置された後代位弁済を請求する事例等があつては、債権保全上又は事務処理上適切でないという考え方によるものである。

(保証料徴収の委託)

第8条 乙は、甲に代り被保証人から保証料(延滞保証料を含む。以下同じ。)を徴収するものとする。

2 乙は、前項の保証料を徴収したときは、初年度分については、その都度、その他については、毎月とりまとめて翌月5日までに甲に送金するとともに通知するものとする。但し、甲が必要と認めるときは、乙はその都度これを送金するものとする。

(債権の保全・取立)

第9条 乙は、常に被保証債権の保全に必要な注意をなし、債務履行を困難とする事実を予見し、又は認知したときは遅滞なく甲に通知し、且つ適当な措置を講ずるものとする。

2 乙は、被保証債権について債務者に対し期限の利益を喪失せしめたときは、直ちに甲に通知するものとする。

3 乙は、債務者が被保証債権の履行期限（分割履行の場合の各履行期日を含む。）に履行しない場合には、甲に速やかに通知するとともに、甲の保証していない債権の取立と同じ方法をもって、被保証債権の取立をなすものとする。

4 乙は、甲から被保証債権の履行を受けた後においても甲の債権の取立について、協力するものとする。

（説 明）

債権の保全については、通常の善良なる管理者の注意義務（善管注意義務）に保証条件で示されている範囲のものが加えられているものと考えられる。本契約は全般に常に金融機関との協調とその良識を前提としているので、ここでも一般社会通念による善管注意義務を中心として抽象的に規定した。

（債権証書及び担保物の交付）

第10条 乙は、甲から第6条による保証債務の履行を受けたときは、被保証債権に関する証書及び担保物を甲に交付するものとする。

（説 明）

本条を設けた主旨は、協会が全額の弁済の場合は、当然に民法第503条第1項の規定によって債権書類及び担保物は移転するが、協会の保証債務が一部履行となる場合（第11条の免責による一部履行、第6条第2項の延滞利息の支払範囲を120日と制限したことによる場合、同条第3項の延滞利息を貸付利率としたことによる場合）は民法第503条第2項の規定により協会へ必ずしも移転しないことになるので、事後の求償権行使の円滑を期するため債権証書及び担保物の交付を規定したものである。

（免 責）

第11条 甲は、次の各号に該当するときは、乙に対し保証債務の履行につき、その全部又は一部の責を免れるものとする。

（1）乙が第3条の本文に違反したとき。

（2）乙が保証契約に違反したとき。

（3）乙が故意又は重大な過失により被保証債権の全部又は一部の履行を受けることができなかったとき。

（説 明）

免責については、その具体的適用に当たって金融機関との間で見解を異にすることも予想されるので、紛争を起こさぬよう具体的ケースを列挙することが好ましいが、それも困難であるので原則にとどめる規定となっている。保証契約違反については、故意、過失の区別をせず一律に取り扱い、信用保証書記載内容の軽重に免責の基準をおいてある。

（手 続）

第12条 この約定による保証契約上の手続は、別に定めるところによるものとする。

（説 明）

事務の合理化等の進みつつある現状よりみて、その都度約定書の当該部分を変更することは煩雑であるので手続規定は別途に切り離したものである。

（変 更）

第13条 この約定の内容に変更を加えようとするときは、甲乙双方協議の上決定するものとする。

（説 明）

本約定書の変更については当然に双方協議により決定する立前をとっているが、協会の場合は、政府の施策によって協会法、定款、業務方法書等の改訂が行われた

場合は約定も内容を変更することになる。

(約定書の所持)

第14条 この約定書は、式通作成し、甲乙各自壹通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 鹿児島県信用保証協会
会 長

⑨

乙 金融機関
代表者

⑨

覚 書

鹿児島県信用保証協会（以下「甲」という。）と金融機関（以下「乙」という。）とは、平成
年 月 日締結した信用保証約定書に関してこの覚書を締結する。

第1条 信用保証約定書第4条2項に定める乙の通知は次によるものとし、甲はこの報告書により全ての償還事務を行なう。

- (1) 償還報告書
- (2) 一部繰上償還報告書
- (3) 期限後一部回収報告書
- (4) 完済報告書

2 信用保証貸付分の磁気テープによる償還報告の覚書を締結した場合は、前項の定めにかかわらず、本項により通知するものとする。

第2条 約定書第8条に定める延滞保証料について、甲は乙の事務機能に協力し、3日以内の延滞に伴う延滞保証料を免除する。乙は3日以内の延滞は正常に償還されたものと見做し前条に定める延滞口としての通知をしないものとする。

第3条 甲が乙の故意又は重大な過失（延滞口報告もれ等。）によって保証債権の全部又は一部の履行を受けることができなかったとき、又は甲が信用保険金の請求及び受領に支障をきたしたときは乙に対する保証債務の履行につきその全部又は一部の責を免れるものとする。

第4条 この覚書に定めない事項が発生したときは、その都度甲乙の協議のうえ決定する。この覚書の証として正本式通を作成し、甲乙それぞれ壱通を保有する。

令和 年 月 日

甲 鹿児島県信用保証協会
会 長

⑨

乙 金融機関
代表者

⑨

信用保証協会保証付き債権の 譲渡に係る約定書に関する覚書

鹿児島県信用保証協会と金融機関は、鹿児島県信用保証協会が保証している債権の譲渡に関し次の通り覚書を締結する。

1. 鹿児島県信用保証協会保証付き債権を譲渡する場合には、鹿児島県信用保証協会の承諾を得ることとする。
2. 第1項の手続内容は、鹿児島県信用保証協会と金融機関との間で締結している「約定書」の一部をなすものであって、その手続きは同「約定書」第5条（保証契約の変更）及びこれに付帯した事務手続要領に基づき行うものとする。
3. 本覚書に規定していない事項については、双方協議の上、定めるものとする。
4. 本覚書は2通作成し、双方各1通を保有する。

令和 年 月 日

住所 鹿児島県名山町9番1号
鹿児島県信用保証協会
会 長 (印)

住所
金融機関
代表者 (印)

信用保証実務解説
令和 2 年 4月改訂版

昭和 44 年 10 月初版
昭和 46 年 10 月改訂
昭和 49 年 2 月改訂
昭和 51 年 7 月改訂
昭和 54 年 10 月改訂
昭和 56 年 7 月改訂
昭和 58 年 4 月改訂
昭和 60 年 8 月改訂
昭和 63 年 2 月改訂
平成 4 年 9 月改訂
平成 8 年 9 月改訂
平成 16 年 4 月改訂
平成 22 年 10 月改訂
平成 28 年 5 月改訂
令和 2 年 4 月改訂

発行者 **鹿児島県信用保証協会**
〒892-0821 鹿児島県鹿児島市名山町 9 番 1 号
鹿児島県産業会館内
099-223-0273

